

目次

- 第一章 総則（第一条—第二十七条）
 第二章 課税標準及び税率（第二十八条—第二十九条）
 第三章 税額控除等（第三十条—第四十一条）
 第四章 申告、納付、還付等（第四十二条—第五十六条）
 第五章 雑則（第五十七条—第六十三条）
 第六章 罰則（第六十四条—第六十七条）
 附則

第一章 総則

(趣旨等)

第一条 この法律は、消費税について、課税の対象、納税義務者、税額の計算の方法、申告、納付及び還付の手続並びにその納税義務の適正な履行を確保するため必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 消費税の収入については、地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）に定めるところによるほか、毎年度、制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対するための施策に充てるものとする。

(定義)

第三条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(定義)

一　国内　この法律の施行地をいう。
 二　保税地域　関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第二十九条（保税地域の種類）に規定する保税地域をいう。

(定義)

三　個人事業者　事業を行う個人をいう。
 四　事業者　個人事業者及び法人をいう。

(定義)

五　合併法人　合併後存続する法人又は合併により設立された法人をいう。

(定義)

六　被合併法人　合併により消滅した法人をいう。

(定義)

七　分割法人　分割により分割法人の事業を承継した法人をいう。

(定義)

八　人格のない社団等　法人でない社団又は財團で代表者又は管理人の定めがあるものをいう。

(定義)

九　資産の譲渡等　事業として対価を得て行われる資産の譲渡及び貸付け並びに役務の提供（代物弁済による資産の譲渡その他対価を得て行われる資産の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供に類する行為として政令で定めるものを含む。）をいう。

(定義)

十　特定資産の譲渡等　事業者向け電気通信利用役務の提供及び特定役務の提供をいう。

(定義)

十一　電気通信利用役務　資産の譲渡等のうち、電気通信回線を介して行われる著作物（著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第二条第一項第一号（定義）に規定する著作物をいう。）の提供（当該著作物の利用の許諾に係る取引を含む。）その他の電気通信回線を介して行われる役務の提供（電話、電信その他の通信設備を用いて他人の通信を媒介する役務の提供を除く。）であつて、他の資産の譲渡等の結果その他の資産の譲渡等に付随して行われる役務の提供以外のものをいう。

(定義)

十二　特定役務　資産の譲渡等のうち、当該役務の提供に係る役務の性質又は当該役務の提供に係る取引条件等から八の五　特定役務の提供　資産の譲渡等のうち、国外事業者が行う演劇その他の政令で定める役務の提供（電気通信利用役務の提供に該当するものを除く。）をいう。

(定義)

十三　消費税　課税標準及び税率（第二十八条—第二十九条）

(定義)

(定義)

(定義)

(定義)

(定義)

九　課税資産の譲渡等　資産の譲渡等のうち、第六条第一項の規定により消費税を課さないこととされるもの以外のものをいう。

十　外国貨物　関税法第二条第一項第三号（定義）に規定する外国貨物（同法第七十三条の二（輸出を許可された貨物とみなすもの）の規定により輸出を許可された貨物とみなされるものを含む。）をいう。

十一　課税貨物　保税地域から引き取られる外国貨物（関税法第三条（課税物件）に規定する信書を除く。第四条において同じ。）のうち、第六条第二項の規定により消費税を課さないこととされるもの以外のものをいう。

十二　課税仕入れ　事業者が、事業として他の者から資産を譲り受け、若しくは借り受け、又は役務の提供（所得税法第二十八条第一項（給与所得）に規定する給与等を対価とする役務の提供を除く。）を受けること（当該他の者が事業として当該資産を譲り渡し、若しくは貸し付け、又は当該役務の提供をしたとした場合に課税資産の譲渡等に該当することとなるもので、第七条第一項各号に掲げる資産の譲渡等に該当するもの及び第八条第一項その他の法律又は条約の規定により消費税が免除されるもの以外のものに限る。）をいう。

十三　事業年度　法人税法第十三条及び第十四条（事業年度）に規定する事業年度（国、地方公共団体その他これらとの規約の適用を受けない法人については、政令で定める一定の期間）をいう。

十四　基準期間　個人事業者についてはその年の前々年をいい、法人についてはその事業年度の前々事業年度（当該前々事業年度が一年未満である法人については、その事業年度開始の日の二年前の日の前日から同日以後一年を経過する日までの間に開始した各事業年度を合わせた期間）をいう。

十五　棚卸資産　商品、製品、半製品、仕掛品、原材料その他の資産で政令で定めるものをいう。

十六　調整対象固定資産　建物、構築物、機械及び装置、船舶、航空機、車両及び運搬具、工具、器具及び備品、鉱業権その他の資産でその価額が少額でないものとして政令で定めるものをいう。

十七　確定申告書等　第四十五条第一項の規定による申告書（当該申告書に係る国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第十八条第一項（期限後申告）に規定する期限後申告書を含む。）及び第四十六条第一項の規定による申告書をいう。

十八　特例申告書　第四十七条第一項の規定による申告書（同条第三項の場合に限るものとし、当該申告書に係る国税通則法第十八条第二項に規定する期限後申告書を含む。）をいう。

十九　附帯税　国税通則法第二条第四号（定義）に規定する附帯税をいう。

二十　中間納付額　第四十八条の規定により納付すべき消費税の額（その額につき国税通則法第十九条第三項（修正申告）に規定する修正申告書の提出又は同法第二十四条（更正）若しくは第二十六条（再更正）の規定による更正があつた場合には、その申告又は更正後の消費税の額）をいう。

二十一　この法律において「資産の貸付け」には、資産に係る権利の設定その他の者に資産を使用させる一切の行為（当該行為のうち、他の者から受ける電気通信利用役務の提供に該当するものを除く。）を含むものとする。

二十二　この法律において「資産の借受け」には、資産に係る権利の設定その他の者に資産を使用する一切の行為（当該行為のうち、他の者から受ける電気通信利用役務の提供に該当するものを除く。）を含むものとする。

二十三　この法律において「相続」には包括遺贈を含むものとし、「相続人」には包括受遺者を含むものとし、「被相続人」には包括遺贈者を含むものとする。

二十四　この法律において「人格のない社団等に対するこの法律の適用」

第三条　人格のない社団等は、法人とみなして、この法律（第十二条の二及び第四十六条の二並びに別表第三を除く。）の規定を適用する。

該物品を所持し、又は譲渡のためその委託を受けた者若しくは媒介をする者に所持させることを含む。以下この項及び次項において同じ。)をしてはならない。ただし、当該物品の譲渡又は譲受けをすることにつきやむを得ない事情がある場合において、当該物品の所在場所を所轄する税務署長の承認を受けたときは、この限りでない。

書の承認を受けた者があるときはその者から、当該承認を受けないで当該譲渡又は譲受けがされたときは当該物品を譲り渡した者（同項本文に規定する所持をさせた者を含むものとし、これらのが判明しない場合には、当該物品を譲り受けた者又は当該所持をした者とする。）から当該物品の譲渡についての第一項の規定による免除に係る消費税額に相当する消費税を直ちに徴収する。ただし、既に第二項本文に規定する場合に該当する事実が生じている場合又は第三項本文の

規定の適用があつた場合は、この限りでない。

第一項から第四項までに規定する輸出品販売場とは、次に掲げる要件の全てを満たす事業者（次条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者を除く。）の経営する販売

場（第八項に規定する臨時販売場を除く。）であつて、免税購入対象者に対し第一項に規定する物品で同項に規定する方法により購入されるものの譲渡をすることができるものとして、当該事業者の納稅地を所轄する税務署長の許可を受けた販売場をいう。

一 現に国税の滞納（その滞納額の徵収が著しく困難であるものに限る。）がないこと。

二 次項の規定により輸出物品販売場の許可を取り消され、その取消しの日から三年を経過しない

い者でないことその他輸出物品販売場を經營する事業者として特に不適当と認められる事情がないこと。

（和解署場）前項に規定する輸出貿易元場を終盤で不審者から没収し、且つ法令の規定に違反した場合又は同項に規定する輸出貿易元場の状況が特に不適当と認められる場合には、当該輸出貿易元場に係る同項の許可を取り消すことができる。
（臨寺反亮昌）（免許書入付表に対する）、第一項に規定する物品を廃棄するところ、七月以内の期間

（臨時販売場（定期販賣場の如き）第一項に規定する物品を販賣するため七月以降の期間を定めて設置する販売場をいう。）を設置しようとする事業者（第六項に規定する輸出物品販売場を經營する事業者に限る。）で次項の承認を受けた者が、当該臨時販売場を設置する日の前日

までに、当該臨時販売場を設置しようとする期間その他財務省令で定める事項を記載した届出書に財務省令で定める書類を添付して、その納税地を所轄する税務署長に提出したときは、当該期間に限り、当該臨時販売場を第六項に規定する輸出品販売場とみなして、第一項から第四項ま

での規定を適用する。
前項の規定の適用を受けようとする事業者は、政令で定めるところにより、あらかじめ、その納税地を所轄する税務署長の承認を受けなければならぬ。

税関長は、政令で定めるところにより、第三項本文の承認及び徴収に係る権限並びに同項本文の規定により直ちに徴収する消費税に関する法令の規定に基づく権限の一部を税關の支署その他の税關官署の長に委任することができる。

第六項に規定する輸出物品販売場の許可に関する事項その他前各項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(小規模事業者に係る納稅義務の免除)

譲渡等及び特定課税仕入れにつき、消費税を納める義務を免除する。ただし、この法律に別段の定めがある場合は、この限りでない。

各号に定める金額をいう。

個人事業者及び基準期間が一年である法人 基準期間中に国内において行つた課税資産の譲

渡等の対価の額（第二十八条第一項に規定する対価の額をいう。以下この項、次条第二項、第十一項及び第十二条の三第一項において同じ。）の合計額から、イに掲げる金額からロ

口 基準期間中にに行つた第三十一条第一項に規定する売上げに係る対価の返還等の金額に係る消費税額に七十八分の百を乗じて算出した金額

一 基準期間が一年でない法人 基準期間中に国内において行つた課税資産の譲渡等の対価の額の合計額から当該基準期間における売上に係る税抜き対価の返還等の金額の合計額を控除した

残額を当該法人の当該基準期間に含まれる事業年度の月数の合計数で除し、これに十二を乗じて計算した金額

第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除されることとなる事業者が、その基準期間における課税売上高（同項に規定する基準期間における課税売上高をいう。第十一條第四項及び

をした日の属する課税期間が事業を開始した日の属する課税期間その他の政令で定める課税期間である場合には、当該課税期間以後の課税期間（その基準期間における課税売上高が千万円を超える課税期間を除く）中に国内において行う課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れについて

は、同項本文の規定は、適用しない。

の旨を記載した旨に付する文書を提出しなければならない。前項の場合において、第四項の規定による届出書を提出した事業者は、事業を廃止した場合を除く、同項に規定する限り免用の日より二箇月後過る日より算する限り免用の日以後なる期間に提出しなければならない。

同項に規定する譲渡税期間の初日から二年を経過する日の属する譲渡税期間の初日以後でなければ、同項の規定の適用を受けることをやめようとする旨を記載した届出書を提出することができない。

第五項の場合において、第四項の規定による届出書を提出した事業者は、同項に規定する課税期間の初日から同日以後二年を経過する日までの間に開始した各課税期間（第三十七条第一項の規定の適用を受ける課税期間を除く。）中に国内における調整対象固定資産の課税仕入れ又は

調整対象固定資産に該当する課税貨物（他の法律又は条約の規定により消費税が免除されるものを除く。第九項、第十二条の二第三項及び第十二条の四において同じ。）の保税地域からの引取り（以下この項、第十二条の二第二項及び第十二条の三第三項において「調整対象固定資産の仕

「入れ等」という。）を行つた場合（第四項に規定する政令で定める課税期間において当該届出書の提出前に当該調整対象固定資産の仕入れ等を行つた場合を含む。）には、前項の規定にかかわらず、事業を廃止した場合を除き、当該調整対象固定資産の仕入れ等の日（当該調整対象固定資

生産の仕入れ等に係る第三十三条第一項各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める日をいう。この場合の区分は、以下この条及び第十二条の二第二項において同じ。」の属する課税期間の初日から三年を経過する日の属する課税期間の初日以後でなければ、第四項の規定による同一の適用とすることとする。

の日の属する課税期間の初日から当該調整対象固定資産の仕入れ等の日のまでの間に同項

の規定の適用を受けることをやめようとする旨を記載した届出書をその納稅地を所轄する稅務署に提出しているときは、次項の規定の適用については、その届出書の提出は、なかつたものとみなす。

第五項の規定による届出書の提出があつたときは、その提出があつた日の属する課税期間の末日の翌日以後は、第四項の規定による届出は、その効力を失う。

りようとし、又は受けることをやめようとする課税期間の初日の前日までに提出できなかつた場

合における同項又は前項の規定の適用の特例及び第七項に規定する調整対象固定資産の仕入れ等が特例申告書の提出に係る課税貨物の保税地域からの引取りである場合その他の場合における同項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

(前年又は前事業年度等における課税売上高による納税義務の免除の特例)

第九条の二 個人事業者のその年又は法人のその事業年度の基準期間における課税売上高が千万円

第十一條 合併 (合併があつた場合の納税義務の免除の特例)

以下である場合において、当該個人事業者又は法人（前条第四項の規定による届出書の提出により消費税を納める義務が免除されないものを除く。）のうち、当該個人事業者のその年又は法人のその事業年度に係る特定期間における課税売上高が千万円を超えるときは、当該個人事業者のその年又は法人のその事業年度における課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れについては、同条第一項本文の規定は、適用しない。

3
一 資産の譲渡等の対価の額の合計額から、第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した金額の合計額を控除了した残額をいう。
二 特定期間中にに行つた第三十八条第一項に規定する売上げに係る対価の返還等の金額
費税額に七十八分の百を乗じて算出した金額
第一項の規定を適用する場合においては、前項の規定にかかわらず、第一項の個人事業者又は法人が同項の特定期間中に支払った所得税法第二百三十三条第一項（給与等、退職手当等又は公共交通金等の支払月細書）に規定する支払月細書に記載すべき同項の合計等の金額に相当するもの

自今等の支拂田納書に規定する所の金額に相当するものと同一の金額に相当するものとし財務省令で定めるものの合計額をもつて、第一項の特定期間における課税売上高とすることができる。

一 個人事業者 その年の前年 一月一日から六月三十日までの期間
二 その事業年度の前事業年度 (七月以下であるものその他の政令で定めるもの(次号において「前事業年度」といふ))

三、その事業年度が短期事業年度の人法認前事業年度開始の日以後六月までの期間（毎期事業年度）とし、これを「前事業年度」とする。前事業年度の前六月の期間（事業年度の基準期間）を「前事業年度」とする。

期間（当該前々事業年度が六月以下の場合には、当該前々事業年度開始の日からその終了の日までの期間）

5 前項第二号又は第三号に規定する六月の期間の末日が、その月の末日でない場合における当該期間の特例その他前各項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第十条 その年において相続があつた場合における課税売上高が千万円未満の場合は、その年の納稅義務を免除する。(相続があつた場合の納稅義務の免除の特例)

円以下である相続人（第九条第四項の規定による届出書の提出により、又は前条第一項の規定により消費税を納める義務が免除されない相続人を除く。以下この項及び次項において同じ。）が、自らも消費税にかかる義務を免れることによって、自己の財産を他人に遺す場合に、

当該基準期間における課税売上高からその万円十日を越える被相続人の事業を存続したときの、当該相続人の当該相続のあつた日の翌日からその年十二月三十一日までの間における課税資産の譲渡等及び寺守契約に入つては、第九条第一項本文の規定を、適用しない。

3 課税売上高と当該相続に係る被相続人の当該基準期間における課税売上高との合計額が千万円を超えるときは、当該相続人のその年における課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れについては第九条第一項本文の規定は、適用しない。

相続により、二以上の事業場を有する被相続人の事業を二以上の相続人が当該二以上の事業場を事業場ごとに分割して承継した場合の被相続人の基準期間における課税売上高の計算その他前二項の規定の適用に関する必要な事項は、政令で定める。

第十一條 合併（合併により法人を設立する場合を除く。以下この項及び次項において同じ。）があつた場合において、被合併法人の合併法人の当該合併があつた日の属する事業年度の基準期間に対応する期間における課税売上高として政令で定めるところにより計算した金額（被合併法人が二以上ある場合には、いずれかの被合併法人に係る当該金額）が千万円を超えるときは、当該合併法人（第九条第四項の規定による届出書の提出により、又は第九条の二第一項の規定により計算した金額（被合併法人が二以上ある場合には、各被合併法人に係る当消費税を納める義務が免除されないものを除く。）の当該事業年度（その基準期間における課税売上高が千万円以下である事業年度に限る。）の当該合併があつた日から当該合併があつた日の属する事業年度終了の日までの間における課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れについては、第九条第一項本文の規定は、適用しない。

2 合併法人の当該事業年度の基準期間の初日の翌日から当該事業年度開始日の前日までの間に合併があつた場合において、当該合併法人の当該事業年度の基準期間における課税売上高と被合併法人の当該合併法人の当該事業年度の基準期間に対応する期間における課税売上高として政令で定めるところにより計算した金額（被合併法人が二以上ある場合には、各被合併法人に係る当該金額の合計額）との合計額が千万円を超えるときは、当該合併法人（第九条第四項の規定による届出書の提出により、又は第九条の二第一項の規定により消費税を納める義務が免除されないものを除く。）の当該事業年度（その基準期間における課税売上高が千万円以下である事業年度に限る。）における課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れについては、第九条第一項本文の規定は、適用しない。

3 合併（合併により法人を設立する場合に限る。以下この項及び次項において同じ。）があつた場合において、被合併法人の合併法人の当該合併があつた日の属する事業年度の基準期間に対応する期間における課税売上高として政令で定めるところにより計算した金額のいずれかが千万円を超えるときは、当該合併法人（第九条第四項の規定による届出書の提出により消費税を納める義務が免除されないものを除く。）の当該合併があつた日の属する事業年度における課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れについては、同条第一項本文の規定は、適用しない。

4 合併法人の当該事業年度開始日の二年前の日から当該事業年度開始日の前日までの間に合併があつた場合において、当該合併法人の当該事業年度の基準期間における課税売上高（事業年度の基準期間中の国内における課税資産の譲渡等の対価の額の合計額から事業年度の基準期間における売上げに係る税抜対価の返還等の金額の合計額を控除した残額をいう。以下この項において同じ。）と各被合併法人の当該合併法人の当該事業年度の基準期間に対応する期間における課税売上高として政令で定めるところにより計算した金額の合計額（当該合併法人の当該事業年度の基準期間における課税売上高がない場合その他政令で定める場合には、政令で定める金額）が千万円を超えるときは、当該合併法人（第九条第四項の規定による届出書の提出により、又は第九条の二第一項の規定により消費税を納める義務が免除されないものを除く。）の当該事業年度（その第九条第一項に規定する基準期間における課税売上高が千万円以下の事業年度に限る。）における課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れについては、同条第一項本文の規定は、適用しない。（分割等があつた場合の納稅義務の免除の特例）

3 新設分割子法人の当該事業年度開始の日の一年前の日の前々日以前に分割等（新設分割親法人が二以上ある場合のものを除く。次項において同じ。）があつた場合において、当該事業年度の基準期間の末日において当該新設分割子法人が特定要件（新設分割子法人の発行済株式又は出資（その新設分割子法人が有する自己の株式又は出資を除く。）の総数又は総額の百分の五十を超える数又は金額の株式又は出資が新設分割親法人及び当該新設分割親法人と政令で定める特殊な関係にある者の所有に属する場合その他政令で定める場合であることをいう。次項において同じ。）に該当し、かつ、当該新設分割子法人の当該事業年度の基準期間における課税売上高として政令で定めるところにより計算した金額と当該新設分割親法人の当該事業年度の基準期間に対応する期間における課税売上高として政令の合計額が千万円を超えるときは、当該新設分割子法人（第九条第四項の規定による届出書の提出により、又は第九条の二第一項の規定により消費税を納める義務が免除されないものを除く。）の当該事業年度（その基準期間における課税売上高が千万円以下である当該事業年度（その第九条第一項に規定する基準期間における課税売上高が千万円以下である事業年度に限る。）における課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れについては、第九条第一項本文の規定は、適用しない。

4 新設分割親法人の当該事業年度開始の日の一年前の日の前々日以前に分割等があつた場合において、当該事業年度の基準期間の末日において新設分割子法人が特定要件に該当し、かつ、当該新設分割親法人の当該事業年度の基準期間における課税売上高と当該新設分割子法人の当該新設分割親法人の当該事業年度の基準期間に対応する期間における課税売上高として政令で定めるところにより計算した金額との合計額が千万円を超えるときは、当該新設分割親法人（第九条第四項の規定による届出書の提出により、又は第九条の二第一項の規定により消費税を納める義務が免除されないものを除く。）の当該事業年度（その基準期間における課税売上高が千万円以下である事業年度に限る。）における課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れについては、第九条第一項本文の規定は、適用しない。

5 吸収分割があつた場合において、分割法人の分割承継法人の吸収分割があつた日の属する事業年度の基準期間に対応する期間における課税売上高として政令で定めるところにより計算した金額（分割法人が二以上ある場合には、いずれかの分割法人に係る当該金額）が千万円を超えるときは、当該分割承継法人（第九条第四項の規定による届出書の提出により、又は第九条の二第一項の規定により消費税を納める義務が免除されないものを除く。）の当該吸収分割があつた日の属する事業年度（その基準期間における課税売上高が千万円以下である事業年度に限る。）の当該吸収分割があつた日から当該吸収分割があつた日の属する事業年度終了の日までの間における課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れについては、第九条第一項本文の規定は、適用しない。

6 分割承継法人の当該事業年度開始の日の一年前の日の前日から当該事業年度開始の日の前日までの間に吸収分割があつた場合において、分割法人の当該分割承継法人の当該事業年度の基準期間に対応する期間における課税売上高として政令で定めるところにより計算した金額（分割法人が二以上ある場合には、いずれかの分割法人に係る当該金額）が千万円を超えるときは、当該分割承継法人（第九条第四項の規定による届出書の提出により、又は第九条の二第一項の規定により消費税を納める義務が免除されないものを除く。）の当該事業年度（その基準期間における課税売上高が千万円以下である事業年度に限る。）における課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れについては、第九条第一項本文の規定は、適用しない。

(新設法人の納税義務の免除の特例)
第十二条の二 その事業年度の基準期
第二十二条(三歳)二見三一五七

第二十二条(定義)は規定する社会福利法人その他の専ら別表第一に掲げる資産の譲渡等を行ふことを目的として設立された法人で政令で定めるものを除く。のうち、当該事業年度開始の日における資本金の額又は出資の金額が千万円以上である法人(以下この項及び次項において「新設法人」という。)については、当該新設法人の基準期間がない事業年度に含まれる各課税期間(第九条第四項の規定による届出書の提出により、又は第九条の二第一項、第十一条第三項若しくは第四項若しくは前条第一項若しくは第二項の規定により消費税を納める義務が免除されないこととなる課税期間を除く。)における課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れについては、第九条第一項本文の規定は、適用しない。

前項の新設法人が、その基準期間がない事業年度に含まれる各課税期間(第三十七条第一項の規定の適用を受ける課税期間を除く。)中に調整対象固定資産の仕入れ等を行つた場合には、当該新設法人の当該調整対象固定資産の仕入れ等の日の属する課税期間から当該課税期間の初日以後三年を経過する日の属する課税期間までの各課税期間(その基準期間における課税売上高が一千万円を超える課税期間及び第九条第四項の規定による届出書の提出により、又は第九条の二第一項、第十一条第三項若しくは第四項、前条第一項から第三項まで若しくは前項の規定により消費税を納める義務が免除されないこととなる課税期間を除く。)における課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れについては、第九条第一項本文の規定は、適用しない。

前項に規定する調整対象固定資産の仕入れ等が特例申告書の提出に係る課税貨物の保税地域からの引取りである場合その他の場合における同項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定め

(特定新規設立法人の納税義務の免除の特例)
第十二条の三 その事業年度の基準期間がない

(特定新規設立法人の納稅義務の免除の特例)

二 一 法人が新 設分害

三　一　法人が新たたな法人を設立するためその有する金銭以外の資産の出資（その新たたな法人の設立の時において当該資産の出資その他の當該設立のための出資により発行済株式又は出資の全部をその法人が有することとなるものに限る。）をし、その出資により新たに設立する法人に事業の全部又は一部を引き継ぐ場合における当該新たたな法人の設立

十二条の二　その事業年度の基準期間がない法人（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二十二条（定義）に規定する社会福祉法人その他の専ら別表第一に掲げる資産の譲渡等を行うことを目的として設立された法人で政令で定めるものを除く。）のうち、当該事業年度開始の日における資本金の額又は出資の金額が千万円以上である法人（以下この項及び次項において「新設法人」という。）については、当該新設法人の基準期間がない事業年度に含まれる各課税期間（第九条第四項の規定による届出書の提出により、又は第九条の二第一項、第十一条第三項若しくは第四項若しくは前条第一項若しくは第二項の規定により消費税を納める義務が免除されないこととなる課税期間を除く。）における課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れについては、第九条第一項本文の規定は、適用しない。

前項の新設法人が、その基準期間がない事業年度に含まれる各課税期間（第三十七条第一項の規定の適用を受ける課税期間を除く。）中に調整対象固定資産の仕入れ等を行つた場合には、当該新設法人の当該調整対象固定資産の仕入れ等の日の属する課税期間（その基準期間から当該課税期間の初日以後三年を経過する日の属する課税期間までの各課税期間（その基準期間における課税売上高が千円を超える課税期間及び第九条第四項の規定による届出書の提出により、又は第九条の二第一項、第十一条第三項若しくは第四項、前条第一項から第三項まで若しくは前項の規定により消費税を納める義務が免除されないこととなる課税期間を除く。）における課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れについては、第九条第一項本文の規定は、適用しない。

前項に規定する調整対象固定資産の仕入れ等が特例申告書の提出に係る課税貨物の保税地域からの引取りである場合その他の場合における同項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

（特定新規設立法人の納稅義務の免除の特例）

十二条の三　その事業年度の基準期間がない法人（前条第一項に規定する新設法人及び社会福祉法第二十二条（定義）に規定する社会福祉法人その他の専ら別表第一に掲げる資産の譲渡等を行うことを目的として設立された法人で政令で定めるものを除く。以下この条において「新規設立法人」という。）のうち、その基準期間がない事業年度開始の日（以下この項及び次項において「新設開始日」という。）において特定要件（他の者により新規設立法人の発行済株式又は出資（その新規設立法人が有する自己の株式又は出資を除く。）の総数又は総額の百分の五十を超える数又は金額の株式又は出資が直接又は間接に保有される場合その他の者により新規設立法人が支配される場合として政令で定める場合であることをいう。以下この条において同じ。）に該当し、かつ、新規設立法人が特定要件に該当する旨の判定の基礎となつた他の者及び当該他の者と政令で定める特殊な関係にある法人のうちいずれかの者の当該新規設立法人の当該新設開始日の属する事業年度の基準期間に相当する期間における課税売上高として政令で定めるところにより計算した金額（国又は地方公共団体が一般会計に係る業務として行う事業における課税資産の譲渡等の対価の額を除く。）が五億円を超えるもの（以下この項及び第三項において「特定新規設立法人」という。）については、当該特定新規設立法人の基準期間がない事業年度に含まれる

各課税期間（第九条第四項の規定による届出書の提出により、又は第九条の二第一項、第十一項、第三項若しくは第四項、第十二条第一項若しくは第二項若しくは前条第二項の規定により消費税を納める義務が免除されないこととなる課税期間を除く。）における課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れについては、第九条第一項本文の規定は、適用しない。

項に規定する政令で定める特殊な関係にある法人であつたもので、当該新規設立法人の設立の日前一年以内又は当該新設開始日前一年以内に解散したものうち、その解散した日において当該特殊な関係にある法人に該当していたもの（当該新設開始日においてなお当該特殊な関係にある法人であるものを除く。以下この項において「解散法人」という。）がある場合には、当該解散法人は当該特殊な関係にある法人とみなして、当該新規設立法人につき、前項の規定を適用する。

3 前条第二項及び第三項の規定は、特定新規設立法人がその基準期間がない事業年度に含まれる各課税期間（第三十七条第一項の規定の適用を受ける課税期間を除く。）中に調整対象固定資産の仕入れ等を行つた場合について準用する。この場合において、前条第二項中「前項の新設法人」とあるのは、「次条第一項の特定新規設立法人」と、「当該新設法人」とあるのは、「該特定新規設立法人」と、「若しくは前項」とあるのは、「この項若しくは次条第一項」と読み替えるものとする。

第一項に規定する事項の審査、特別要件の認定、新規申請の届出に付する金額が三倍円を超えるかどうかの判定に関する必要な事項について情報の提供を求められた場合には、これに応じなければならない。

(相鉄資産及び調査対象固定資産のうち、その価額が高額なものとして政令で定めるものをいふ)以下この条において同じ。)は課税仕入れ又は高額特定資産に該当する)課税貨物の発送(他の者との取扱い(以下この項において「高額特定資産の仕入れ」といふ)を行つた場合(以下この項において「買主」といふ者)に、よほ当該事務所(開港場監理官)によよ周知等の用意をして置くこととし、且つ(建設、製作等の)工事の進捗状況等を定期的に報告する。

は製造（以下この項及び次項において「建設等」という。）を自己建設高額特定資産（以下この項において「自己建設高額特定資産」という。）にあつては、当該自己建設高額特定資産の建設等に要する工事費等の費用の額が法令で定める金額以上に二分の二の場合、第二号において「自己建設

要したが政令で定める金額以上となつた場合は(第二号において「二百二十億円」と規定する場合)、(次に述べる各号に掲げる高額特定資産の区分に応じて当該各号をいう。)には、当該高額特定資産の仕入れ日の日(次の年月日)に算入する課税期間の翌課税期間の開始日から起算して二年以内の期間に譲り受けた場合に該当する。

和其同様に自己建設高額特定資産の仕入れ料等の不記載の課税期間と自己建設高額特定資産の仕入れ料等の記載の課税期間との間に差異が生じる。したがって、自己建設高額特定資産の仕入れ料等の記載の課税期間と自己建設高額特定資産の仕入れ料等の不記載の課税期間との間に差異が生じる。したがって、自己建設高額特定資産の仕入れ料等の記載の課税期間と自己建設高額特定資産の仕入れ料等の不記載の課税期間との間に差異が生じる。

二項、第十一項第二項若しくは第四項、第十二条第二項から第四項まで若しくは第六項、第十二条第一項若しくは第二項若しくは前条第一項若しくは第三項の規定により消費税を納める義務が免除されないこととなる課税期間を除く。)における課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れ

については、第九条第一項本文の規定は、適用しない。
一 高額特定資産（自己建設高額特定資産を除く。）当該高額特定資産の仕入れ等に係る第三十一条第一項各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める日

二　自己建設高額特定資産　当該自己建設高額特定資産の仕入れを行つた場合に該当することとなつた日
事業者が、高額特定資産である棚卸資産若しくは課税貨物又は他の者との契約に基づき、若しくは当該事業者の棚卸資産として自ら建設等をした棚卸資産（当該事業者が相続、合併又は分割

により被相続人、被合併法人又は分割法人の事業を承継した場合において、当該被相続人、被合併法人又は分割法人が自ら建設等をしたものと含み、当該卸資産の建設等に要した政令で定める費用の額が政令で定める金額以上となつたものに限る。(以下この項において「調整対象自己建設高額資産」という。)について第三十六条第一項又は第三項の規定の適用を受けた場合には、これらの規定の適用を受けた課税期間の翌課税期間からこれらの規定の適用を受けた課税期間

(これらの規定に規定する場合に該当することとなつた日の前日までに建設等が完了していない調整対象自己建設高額資産にあつては、当該建設等が完了した日の属する課税期間)の初日以後三年を経過する日の属する課税期間までの各課税期間(その基準期間における課税売上高が千万円を超える課税期間及び第九条第四項の規定による届出書の提出により、又は第九条の二第一項、第十一条第二項、第十二条第一項若しくは第四項、第十二条第二項から第四項まで若しくは第六項、第十二条の二第一項若しくは第二項、前条第一項若しくは第三項若しくは前項の規定により消費税を納める義務が免除されないこととなる課税期間を除く。)における課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れについては、第九条第一項本文の規定は、適用しない。

第一項に規定する高額特定資産の仕入れ等が特例申告書の提出に係る課税貨物の保税地域からの引取りである場合における同項の規定の適用その他前二項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

(資産の譲渡等又は特定仕入れを行つた者の実質判定)
第十三条 法律上資産の譲渡等を行つたとみられる者が単なる名義人であつて、その資産の譲渡等に係る対価を享受せざ、その者以外の者がその資産の譲渡等に係る対価を享受する場合には、当

該資産の譲渡等は、当該対価を享受する者が行つたものとして、この法律の規定を適用する。
2 法律上特定仕入れを行つたとみられる者が単なる名義人であつて、その特定仕入れに係る対価の支払をせず、その者以外の者がその特定仕入れに係る対価を支払うべき者である場合には、当

該特定仕入れは、当該対価を支払うべき者が行つたものとして、この法律の規定を適用する。
(信託財産に係る資産の譲渡等の帰属)

に属する資産を有するものとみななし、かつ、当該信託財産に係る資産等取引（資産の譲渡等課税仕入れ及び課税貨物の保税地域からの引取りをいう。以下この項及び次条第一項において同じ。）は当該受益者の資産等取引とみななし、この法律の規定を適用する。ただし、法人税法第

二条第二十九号（定義）に規定する集団投資信託 同条第二十九号の二に規定する法人調査信託 又は同法第十二条第四項第一号（信託財産に属する資産及び負債並びに信託財産に帰せられる収益及び費用の帰属）に規定する退職年金等の信託等又は同項第二号に規定する特定公益信託等の言ひ方を二つもする者と云ふべきである。

信託財産に属する資産及び当該信託財産に係る資産等取引についてには、この限りでない。信託の変更をする権限（輕微な変更をする権限として政令で定めるものを除く。）を現に有し、かつて、当該信託の権限（軽微な変更をする権限として政令で定めるものを除く。）を現に有する者とみなす、而員の規定を適用する。

3 受益者が二以上ある場合における第一項の規定の適用、前項に規定する信託財産の給付を受けることとされている者に該当するかどうかの判定その他前二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(法人課税信託)の受託者に関するこの法律の適用)

に係る資産等取引をいう。以下この条において同じ。) 及び固有資産等(法人課税信託の信託資産等以外の資産及び資産等取引をいう。以下この条において同じ。)ごとに、それぞれ別の者とみなして、この法律(第五条、前条、第二十条から第二十七条まで、第四十七条、第五十条及び

² 第五十一條並びに第六章を除く。以下この条において同じ。) の規定を適用する。
前項の場合において、各法人課税信託の信託資産等及び固有資産等は、同項の規定によりみな
された各別の者にそれぞれ帰属するものとする。

第一項第三号から第四号の二までの規定による届出書を提出した事業者は、これらの規定の適用を受けることをやめようとするとき又は事業を廃止したときは、その旨を記載した届出書をその納税地を所轄する税務署長に提出しなければならない。

前項の規定による届出書の提出があつたときは、その提出があつた日の属する課税期間の末日以後は、第一項第三号から第四号の二までの規定による届出は、その効力を失う。この場合において、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める期間をそれぞれ一の課税期間とみなす。

一 第一項第三号の規定による届出書の提出をしている個人事業者がその年の一月一日から九月三十日までの間に前項の規定による届出書の提出をした場合又は第一項第三号の二の規定による届出書の提出をしている個人事業者がその年の一月一日から十一月三十日までの間に前項の規定による届出書の提出をした場合 当該翌日から当該提出があつた日の属する年の十二月三十一日までの期間

二 第一項第四号の規定による届出書の提出をしている法人がその事業年度開始の日からその事業年度の三月ごとに区分された期間のうち最後の期間の直前の期間の末日までの間に前項の規定による届出書の提出をした場合又は第一項第四号の二の規定による届出書の提出をしている法人がその事業年度開始の日からその事業年度の一月ごとに区分された期間のうち最後の期間の直前の期間の末日までの間に前項の規定による届出書の提出をした場合 当該翌日から当該提出があつた日の属する事業年度終了の日までの期間

三 第一項第三号から第四号の二までの規定による届出書を提出した事業者は、事業を廃止した場合を除き、これらの規定による届出の効力が生ずる日から二年を経過する日の属するこれらの規定に定める期間の初日（同項第三号又は第四号の規定による届出書を提出した事業者が同項第三号の二又は第四号の二の規定の適用を受けようとする場合その他の政令で定める場合には、政令で定める日）以後でなければ、同項第三号から第四号の二までの規定による届出書（変更に係るものに限る）又は第三項の届出書を提出することができない。

（個人事業者の納税地）

第二十条 個人事業者の資産の譲渡等及び特定仕入れに係る消費税の納税地は、その個人事業者が次の各号に掲げる場合のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める場所とする。

一 国内に住所を有する場合 その住所地

二 国内に住所を有せず、居所を有する場合 その居所地

三 国内に住所及び居所を有しない者で、国内にその行う事業に係る事務所、事業所その他これらに準ずるもの（以下この号、次条第二項及び第二十二条第二号において「事務所等」といいう。）を有する者である場合 その事務所等の所在地（その事務所等が二以上ある場合には、主たるもの）の所在地

四 前三号に掲げる場合以外の場合 政令で定める場所

第二十一条 国内に住所のほか居所を有する個人事業者で所得税法第十六条第一項（納税地の特例）の適用を受ける者（第二十三条第一項の規定により納税地の指定を受けている者を除く。）の資産の譲渡等及び特定仕入れに係る消費税の納税地は、前条第一号又は第二号の規定にかかるわらず、その事務所等の所在地（その事務所等が二以上ある場合は、主たるもの）とする。

二 国内に住所又は居所を有し、かつ、その住所地又は居所地以外の場所に事務所等を有する個人事業者で所得税法第十六条第二項の規定により納税地の指定を受けている者を除く。の資産の譲渡等及び特定仕入れに係る消費税の納税地は、前条第一号又は第二号の規定にかかるわらず、その住所地に代え、その居所地とする。

三 個人事業者が死亡した場合には、その死亡した者の資産の譲渡等及び特定仕入れに係る消費税の納税地は、その相続人の資産の譲渡等及び特定仕入れに係る消費税の納税地によらず、その死亡當時におけるその死亡した者の資産の譲渡等及び特定仕入れに係る消費税の納税地とする。

（法人の納税地）

第二十二条 法人の資産の譲渡等及び特定仕入れに係る消費税の納税地は、その法人が次の各号に掲げる場合のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める場所とする。

一 国内に本店又は主たる事務所の所在地を有する法人（次号において「内国法人」という。）である場合 その本店又は主たる事務所の所在地を有する法人である場合 その事務所等の所在地（その事務所等が二以上ある場合には、主たるもの）

二 前二号に掲げる場合以外の場合 政令で定める場所

（納税地の指定）

第二十三条 前三条の規定による納税地が個人事業者又は法人の行う資産の譲渡等及び特定仕入れの状況からみて当該資産の譲渡等及び特定仕入れに係る消費税の納税地として不適当であると認められる場合には、その納税地を所轄する国税局長（政令で定める場合には、国税庁長官。次項において同じ。）は、これらの規定にかかるわらず、その資産の譲渡等及び特定仕入れに係る消費税の納税地を指定することができる。

第二十四条 再調査の請求についての決定若しくは審査請求についての裁決又は判決により、前条第一項の規定による資産の譲渡等及び特定仕入れに係る消費税の納税地の指定の処分の取消しがあつた場合においても、その処分の取消しは、その取消しの対象となつた処分のあつた時からその取消しの時までの間に、その取消しの対象となつた納税地をその処分に係る事業者の納税地としてその消費税に関してされた申告、申請、請求、届出その他の書類の提出及び納付並びに国税庁長官、国税局長又は税務署長の処分（その取消しの対象となつた処分を除く。）の効力に影響を及ぼさないものとする。

（法人の納税地の異動の届出）

第二十五条 法人は、その資産の譲渡等及び特定仕入れに係る消費税の納税地に異動があつた場合（第二十三条第一項の指定により資産の譲渡等及び特定仕入れに係る消費税の納税地の異動があつた場合を除く。）には、遅滞なく、その異動前の納税地を所轄する税務署長に書面によりその旨を届け出なければならない。

（外国貨物に係る納税地）

第二十六条 保税地域から引き取られる外国貨物に係る消費税の納税地は、当該保税地域の所在地とする。

第二十七条 第八条第三項本文の規定に該当する物品の譲渡に係る消費税の納税地は、同項に規定する出港地又は住所若しくは居所の所在地とする。

2 第八条第五項本文の規定に該当する物品の譲渡に係る消費税の納税地は、同項に規定する譲渡又は譲受けがあつた時（同条第四項ただし書の承認があつた場合には、その承認があつた時）における当該譲渡若しくは譲受け又は承認に係る物品の所在地とする。

（課税標準）

第二十八条 課税資産の譲渡等に係る消費税の課税標準は、課税資産の譲渡等の対価の額（対価として收受し、又は收受すべき一切の金銭又は金銭以外の物若しくは権利その他の経済的な利益の額とし、課税資産の譲渡等につき課されるべき消費税額及び当該消費税額を課税標準として課されるべき地方消費税額に相当する額を含まないものとする。以下この項及び第三項において同じ。）とする。ただし、法人が資産を第四条第五項第二号に規定する役員に譲渡した場合において、その対価の額が当該譲渡の時における当該資産の価額に比し著しく低いときは、その価額に相当する金額をその対価の額とみなす。

- 特定課税仕入れに係る消費税の課税標準は、特定課税仕入れに係る支払対価の額（対価として支払い、又は支払うべき一切の金銭又は金銭以外の物若しくは権利その他経済的な利益の額をいう。）とする。
- 3 第四条第五項各号に掲げる行為に該当するものについては、次の各号に掲げる行為の区分に応じ当該各号に定める金額をその対価の額とみなす。
 一 第四条第五項第一号に掲げる消費又は使用 当該消費又は使用の時ににおける当該消費し、又は使用した資産の価額に相当する金額
 二 第四条第五項第二号に掲げる贈与 当該贈与の時における当該贈与をした資産の価額に相当する金額
- 4 保税地域から引き取られる課税貨物に係る消費税の課税標準は、当該課税貨物につき関税率法（明治四十三年法律第五十四号）第四条から第四条の九まで（課税價格の計算方法）の規定に準じて算出した価格に当該課税貨物の保税地域からの引取りに係る消費税以外の消費税等（国税通則法第二条第三号（定義）に規定する消費税等をいう。）の額（附帯税の額に相当する額を除く。）及び関税の額（関税法第二条第一項第四号の一に規定する附帯税の額に相当する額を除く。）に相当する金額を加算した金額とする。
- 5 第三項に定めるもののほか、第一項、第二項又は前項に規定する課税標準の額の計算の細目に関し必要な事項は、政令で定める。
- ### 第三章 消費税の税率は、百分の七・八とする。 税額控除等
- （仕入れに係る消費税額の控除）
- 第三十条** 事業者（第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者を除く。）が、国内において行う課税仕入れ（特定課税仕入れに該当するものを除く。以下この条及び第三十二条から第三十六条までにおいて同じ。）若しくは特定課税仕入れ又は保税地域から引き取る課税貨物については、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める日の属する課税期間の第四十五条第一項第一号に掲げる課税標準額に対する消費税額（以下この章において「課税標準額に対する消費税額」という。）から、当該課税仕入れに係る消費税額（当該課税仕入れに係る支払対価の額に百十分の七・八を乗じて算出した金額をい。以下この章において同じ。）を除く。以下この章において同じ。）及び当該課税期間中に国内において行つた課税仕入れに係る支払対価の額に百分の七・八を乗じて算出した金額をい。以下この章において同じ。）を除く。次項において同じ。）の合計額を控除する。
- 一 国内において課税仕入れを行つた場合 当該課税仕入れを行つた日
- 二 国内において特定課税仕入れを行つた場合 当該特定課税仕入れを行つた日
- 三 保税地域から引き取る課税貨物につき第47条第一項の規定による申告書（同条第三項の場合を除く。）又は同条第二項の規定による申告書を提出した場合 当該申告に係る課税貨物
- （第六項において「一般申告課税貨物」という。）を引き取つた日
- 四 保税地域から引き取る課税貨物につき特例申告書を提出した場合（当該特例申告書に記載すべき第四十七条第一項第一号又は第二号に掲げる金額につき決定（国税通則法第二十五条（決定）の規定による決定をい。以下この号において同じ。）があつた場合を含む。以下同じ。）当該特例申告書を提出した日又は当該申告に係る決定（以下「特例申告に関する決定」とい。）の通知を受けた日
- 2 前項の場合において、同項に規定する課税期間における課税売上高が五億円を超えるときは、当該課税期間における課税売上割合が百分の九十五に満たないときは、同項の規定により控除する課税仕入れに係る消費税額、特定課税仕入れに係る消費税額及び同項に規定する保税地域か

- らの引取りに係る課税貨物につき課された又は課されるべき消費税額（以下この章において「課税仕入れ等の税額」という。）の合計額は、同項の規定にかかるらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める方法により計算した金額とする。
- 一 当該課税期間中に国内において行つた課税仕入れ並びに当該課税期間における前項に規定する保税地域からの引取りに係る課税貨物につき、課税資産の譲渡等にのみ要するもの、課税資産の譲渡等以外の資産の譲渡等（以下この号において「その他の資産の譲渡等」という。）にのみ要するもの及び課税資産の譲渡等とその他の資産の譲渡等に共通して要するものにその区分が明らかにされている場合 イに掲げる金額にロに掲げる金額を加算する方法
- イ 課税資産の譲渡等にのみ要する課税仕入れ、特定課税仕入れ及び課税貨物に係る課税仕入れ等の税額の合計額
- ロ 課税資産の譲渡等とその他の資産の譲渡等に共通して要する課税仕入れ、特定課税仕入れ及び課税貨物に係る課税仕入れ等の税額の合計額に課税売上割合を乗じて計算する方法
- 二 前号に掲げる場合以外の場合 当該課税期間における課税仕入れ等の税額の合計額に課税売上割合を乗じて計算する方法
- 3 前項第一号に掲げる場合において、同号ロに掲げる金額の計算の基礎となる同号ロに規定する課税売上割合に準ずる割合（当該割合が当該事業者の営む事業の種類の異なること又は当該事業に係る販売費、一般管理費その他の費用の種類の異なることに区分して算出したものである場合には、当該区分して算出したそれぞれの割合。以下この項において同じ。）で次に掲げる要件の全てに該当するものがあるときは、当該事業者の第二号に規定する承認を受けた日の属する課税期間以後の課税期間については、前項第一号の規定にかかるらず、同号ロに掲げる金額は、当該課税売上割合に代えて、当該割合を用いて計算した金額とする。ただし、当該割合を用いて計算することをやめようとする旨を記載した届出書を提出した日の属する課税期間以後の課税期間についても、この限りでない。
- 一 当該割合が当該事業者の営む事業の種類又は当該事業に係る販売費、一般管理費その他の費用の種類に応じ合理的に算定されるものであること。
- 二 当該割合を用いて前項第一号ロに掲げる金額を計算することにつき、その納税地を所轄する税務署長の承認を受けたものであること。
- 4 第二項第一号に掲げる場合に該当する事業者は、同項の規定にかかるらず、当該課税期間中に国内において行つた課税仕入れ及び特定課税仕入れ並びに当該課税期間における第一項に規定する保税地域からの引取りに係る課税貨物につき、同号に定める方法に代え、第二項第二号に定める方法により第一項の規定により控除される課税仕入れ等の税額の合計額を計算することができる。
- 5 第二項又は前項の場合において、第二項第二号に定める方法により計算することとした事業者は、当該方法により計算することとした課税期間の初日から同日以後二年を経過する日までの間に開始する各課税期間において当該方法を継続して適用した後の課税期間でなければ、同項第一号に定める方法により計算することは、できないものとする。
- 6 第一項に規定する課税仕入れに係る支払対価の額とは、課税仕入れの対価の額（対価として支払い、又は支払うべき一切の金銭又は金銭以外の物若しくは権利その他経済的な利益の額とし、当該課税仕入れに係る資産を譲り渡し、若しくは貸し付け、又は当該課税仕入れに係る債務を提供する事業者に課されるべき消費税額及び当該消費税額を課税標準として課されるべき地方消費税額（これらの税額に係る附帯税の額に相当する額を除く。第九項第一号において同じ。）に相当する額がある場合には、当該相当する額を含む。）をいい、第一項に規定する特定課税仕入れに係る支払対価の額とは、特定課税仕入れの対価の額（対価として支払い、又は支払うべき一切の金銭又は金銭以外の物若しくは権利その他経済的な利益の額をいう。）をいい、同項に規定する保税地域からの引取りに係る課税貨物とは、保税地域から引き取つた一般申告課税貨物又は特例申告書の提出若しくは特例申告に関する決定に係る課税貨物をいい、第二項に規定する課税仕入

(課税売上割合が著しく変動した場合の調整対象固定資産に関する仕入れに係る消費税額の調整)

第三十三条

事業者（第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者を除く。）が国内において調整対象固定資産の課税仕入れ若しくは特定課税仕入れを行い、又は調整対象固定資産に該当する課税貨物を保税地域から引き取り、かつ、当該課税仕入れ若しくは特定課税仕入れ又は当該課税貨物に係る課税仕入れ等の税額につき比例配分法により仕入れに係る消費税額を計算した場合（第三十条第一項の規定により当該調整対象固定資産に係る課税仕入れ等の税額の全額が控除された場合を含む。）において、当該事業者（相続により当該事業者の当該調整対象固定資産に係る事業を承継した相続人、合併により当該事業を承継した相続人、合併により当該事業を承継した合併法人及び分割により当該調整対象固定資産に係る事業を承継した分割承継法人を含むものとし、これらの者のうち第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される者を除く。）が当該調整対象固定資産を当該課税仕入れの日若しくは当該特定課税仕入れの日又は当該保税地域からの引取りの日から三年以内に同号に規定するその他の資産の譲渡等に係る業務の用に供したときは、当該業務の用に供した日が次の各号に掲げる期間のいずれに属するかに応じ当該各号に定める消費税額を同日の属する課税期間における仕入れに係る消費税額から控除する。この場合において、当該控除をした後の金額を当該課税期間における仕入れに係る消費税額とみなす。

第三年度の課税期間における通算課税売上割合（当該調整対象固定資産の課税仕入れの日若しくは特定課税仕入れの日又は保税地域からの引取りの日（当該調整対象固定資産に該当する課税貨物につき特例申告書を提出した場合には、当該特例申告書を提出した日又は特別申告に関する決定の通知を受けた日。次条第一項及び第三十五条において同じ。）における第三十条第二項に規定する課税売上割合（当該仕入れ等の課税期間において同条第三項本文の規定の適用を受けた場合には、同項に規定する承認に係る割合。以下この項及び次項において同じ。）に対する課税期間をいう。以下この項及び次項において同じ。）における第三十条第二項に規定する課税売上割合（当該仕入れ等の課税期間において同条第三項本文の規定の適用を受けた場合には、同項に規定する承認に係る割合。以下この項及び次項において同じ。）に對して著しく増加した場合として政令で定める場合に該当するときは第二号に掲げる合計額から第一号に掲げる合計額を控除した金額に相当する消費税額をその者の当該第三年度の課税期間の仕入れに係る消費税額を加算し、当該通算課税売上割合が当該課税売上割合に對して著しく減少した場合として政令で定める場合に該当するときは第一号に掲げる合計額から第二号に掲げる合計額を控除した金額に相当する消費税額をその者の当該第三年度の課税期間の仕入れに係る消費税額から控除する。この場合において、当該加算をした後の金額又は当該控除をした後の金額を当該課税期間における仕入れに係る消費税額とみなす。

二 第三年度の課税期間の末日において有する当該調整対象固定資産（以下この号において「保有調整対象固定資産」という。）の課税仕入れに係る消費税額若しくは特定課税仕入れに係る消費税額又は保有調整対象固定資産である課税貨物に係る消費税額（附帯税の額に相当する額を除く。）（以下この号及び次号において「調整対象基準税額」という。）に当該仕入れ等の課税期間における第三十条第二項に規定する課税売上割合を乗じて計算した消費税額の合計額（以下この号及び次号において「課税売上割合」という。）を乗じて計算する方法又は同条第二項第二号に定める方法を以て、前項に規定する第三年度の課税期間とは、仕入れ等の課税期間の開始の日から三年を経過する日の属する課税期間をいい、同項に規定する通算課税売上割合とは、仕入れ等の課税期間から第三年度の課税期間までの各課税期間において適用されるべき課税売上割合を政令で定めることにより通算した課税売上割合をいう。

三 第一項の規定により同項第一号に掲げる合計額から同項第二号に掲げる合計額を控除した金額に相当する消費税額を当該第三年度の課税期間の仕入れに係る消費税額から控除しきれない金額があるときは、当該控除しきれない金額を課税資産の譲渡等に係る消費税額とみなして当該課税期間における課税標準額に対する消費税額に加算する。

（課税業務用調整対象固定資産を課税業務用に転用した場合の仕入れに係る消費税額の調整）

第三十五条

事業者（第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者を除く。）が、国内において調整対象固定資産の課税仕入れ若しくは特定課税仕入れを行い、又は調整対象固定資産に該当する課税貨物を保税地域から引き取り、かつ、当該課税仕入れ若しくは特定課税仕入れ又は当該課税貨物に係る課税仕入れ等の税額（以下この条において「調整対象税額」という。）にき第三十条第二項第一号に定める方法により同号に規定するその他の資産の譲渡等にのみ要するものとして仕入れに係る消費税額がないこととした場合において、当該事業者（相続により当該事業者の当該調整対象固定資産に係る事業を承継した相続人、合併により当該事業を承継した合併法人及び分割により当該調整対象固定資産に係る事業を承継した分割承継法人を含むものとし、これらの者のうち第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される者を除く。）が当該調整対象固定資産を当該課税仕入れの日若しくは当該特定課税仕入れの日又は当該保税地域からの引取りの日から三年以内に同号に規定する課税資産の譲渡等に係る業務の用に供したときは、当該業務の用に供した日が次の各号に掲げる期間のいずれに属するかに応じ当該各号に定める消費税額を同日の属する課税期間における仕入れに係る消費税額に加算する。この場合において、当該加算をした後の金額を当該課税期間における仕入れに係る消費税額とみなす。

二 当該調整対象固定資産の課税仕入れの日若しくは特定課税仕入れの日又は当該調整対象固定資産に該当する課税貨物の保税地域からの引取りの日からこれらの日以後一年を経過するまでの期間（調整対象税額に相当する消費税額）

三 前号に掲げる期間の末日の翌日から同日以後一年を経過する日までの期間（調整対象税額の三分の一に相当する消費税額）

（課税業務用調整対象固定資産を非課税業務用に転用した場合の仕入れに係る消費税額の調整）

第三十四条 事業者（第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者を除く。）が、国内において調整対象固定資産の課税仕入れ若しくは特定課税仕入れを行い、又は調整対象固定資産に該当する課税貨物を保税地域から引き取り、かつ、当該課税仕入れ若しくは特定課税仕入れ又は当該課税貨物に係る課税仕入れ等の税額につき比例配分法により仕入れに係る消費税額を計算した場合（第三十条第一項の規定により当該調整対象固定資産に係る課税仕入れ等の税額の全額が控除された場合を含む。）において、当該事業者（相続により当該事業の当該調整対象固定資産に係る事業を承継した相続人、合併により当該事業を承継した合併法人及び分割により当該調整対象固定資産に係る事業を承継した分割承継法人を含むものとし、これらの者のうち第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される者を除く。）が当該調整対象固定資産を当該課税仕入れの日若しくは当該特定課税仕入れの日又は当該保税地域からの引取りの日から三年以内に同号に規定するその他の資産の譲渡等に係る業務の用に供したときは、当該業務の用に供した日が次の各号に掲げる期間のいずれに属するかに応じ当該各号に定める消費税額を同日の属する課税期間における仕入れに係る消費税額に加算する。この場合において、当該加算をした後の金額を当該課税期間における仕入れに係る消費税額とみなす。

二 当該調整対象固定資産の課税仕入れの日若しくは特定課税仕入れの日又は当該調整対象固定資産に該当する課税貨物の保税地域からの引取りの日からこれらの日以後一年を経過するまでの期間（調整対象税額に相当する消費税額）

三 前号に掲げる期間の末日の翌日から同日以後一年を経過する日までの期間（調整対象税額の三分の一に相当する消費税額）

(居住用賃貸建物を課税賃貸用に供した場合等の仕入れに係る消費税額の調整

第三十五条の二 事業者（第九条第一項本文の規定により消費税額を納める義務が免除される事業者を除く。）が、居住用賃貸建物に係る課税仕入れ等の税額について第三十条第十項の規定の適用を受けた場合において、当該事業者（相続により当該事業者の当該居住用賃貸建物に係る事業を承継した相続人、合併により当該事業を承継した合併法人及び分割により当該居住用賃貸建物に係る事業を承継した分割承継法人を含むものとし、これらの者の中第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される者を除く。以下この項において同じ。）が第三年度の課税期間の末日において当該居住用賃貸建物を有しており、かつ、当該居住用賃貸建物の全部又は一部を当該居住用賃貸建物の仕入れ等の日から第三年度の課税期間の末日までの間（次項及び第三項において「調整期間」という。）に別表第一第十三号に掲げる住宅の貸付け以外の貸付けの用（第三項において「課税賃貸用」という。）に供したときは、当該有している居住用賃貸建物に係る課税仕入れ等の税額に課税賃貸割合を乗じて計算した金額に相当する消費税額を当該事業者の当該第三年度の課税期間の仕入れに係る消費税額に加算する。この場合において、当該加算をした後の金額を当該課税期間における仕入れに係る消費税額とみなす。

2 事業者（第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者を除く。）が、居住用賃貸建物に係る課税仕入れ等の税額について第三十条第十項の規定の適用を受けた場合において、当該事業者（相続により当該事業者の当該居住用賃貸建物に係る事業を承継した相続人）

3 第一項に規定する第三年度の課税期間とは、同項に規定する居住用賃貸建物の仕入れ等の日の属する課税期間の開始の日から三年を経過する日の属する課税期間をいい、同項に規定する居住用賃貸建物の仕入れ等の日とは、当該居住用賃貸建物の課税仕入れの日（当該居住用賃貸建物が第十二条の四第一項に規定する自己建設高額特定資産である場合にあつては、当該自己建設高額特定資産の同項に規定する建設等が完了した日）をいい、第一項に規定する課税賃貸割合とは、当該事業者が調整期間に行つた当該居住用賃貸建物の貸付けの対価の額（第二十八条第一項に規

定する対価の額をいう。以下この項において同じ。)の合計額のうちに当該事業者が調整期間に行つた当該居住用賃貸建物の貸付け(課税賃貸用に供したものに限る。)の対価の額の合計額の占める割合として政令で定めるところにより計算した割合をいい、前項に規定する課税譲渡等割合とは、当該事業者が第一項に規定する居住用賃貸建物の仕入れ等の日から当該居住用賃貸建物を他の者に譲渡した日までの間(以下この項において「課税譲渡等調整期間」という。)に行つた当該居住用賃貸建物の貸付けの対価の額の合計額及び当該事業者が行つた当該居住用賃貸建物の譲渡の対価の額の合計額のうちに当該事業者が課税譲渡等調整期間に行つた当該居住用賃貸建物の貸付け(課税賃貸用に供したものに限る。)の対価の額の合計額及び当該事業者が行つた当該居住用賃貸建物の譲渡の対価の額の合計額の占める割合として政令で定めるところにより計算した割合をいう。

4 居住用賃貸建物について第十二条の四第二項の規定の適用を受ける場合における前三項の規定の適用その他これらの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。
(納税義務の免除を受けないこととなつた場合等の棚卸資産に係る消費税額の調整)
第三十六条 第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者が、同項の規

定の適用を受けないこととなつた場合において、その受けないこととなつた課税期間の初日（第十一条第一項、第十二条第一項又は第十二条第五項の規定により第九条第一項本文の規定の適用を

受けないこととなつた場合には、その受けないこととなつた日の前日において消費税を納める義務が発生して、(朝聞中)国内において裏り受けた課税士へして係る印賃金又は当該朝聞

受けないこととなつた場合には、その受けないこととなつた日)の前日において消費税を納める義務が免除されていた期間中に国内において譲り受けた課税仕入れに係る棚卸資産又は当該期間における保税地域からの引取りに係る課税貨物で棚卸資産に該当するもの(これらの棚卸資産を原材料として製作され、又は建設された棚卸資産を含む。以下この条において同じ。)を有しているときは、当該課税仕入れに係る棚卸資産又は当該課税貨物に係る消費税額(当該棚卸資産又は当該課税貨物の取得に要した費用の額として政令で定める金額に百十の七・八を乗じて算出した金額をいう。第三項及び第五項において同じ。)をその受けないこととなつた課税期間の仕入に係る消費税額の十算の基準となる課税仕入等の税額とみなす。

を当該事業者において証明した場合は、この限りでない。
個人事業者（第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者を除く。）

が相続により被相続人（同項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者に限る。）の事業を承継した場合又は法人（同項本文の規定により消費税を納める義務が免除される法人を除く。）が合併により被合併法人（同項本文の規定により消費税を納める義務が免除される法人に限る。）の事業を承継した場合若しくは分割により分割法人（同項本文の規定により消費税を納める義務が免除される法人に限る。）の事業を承継した場合において、当該被相続人又は被合併法人告げよす割引人が消費税を内れる義務が免除されて、と期間中に国内において裏取扱い

5 4 た課税仕入れに係る棚卸資産又は当該期間における課税地域からの係る棚卸資産に該当するものを引き継いだときは、当該課税仕入れに係る棚卸資産又は当該課税貨物に係る消費税額を当該引継ぎを受けた個人事業者又は法人の当該相続又は合併若しくは分割があつた日の属する課税期間の仕入れに係る消費税額の計算の基礎となる課税仕入れ等の税額とみなす。

第二項の規定は、前項の規定の適用を受ける個人事業者又は法人について準用する。

事業者が、第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除されることとなつた場合は

において、同項の規定の適用を受けることとなつた課税期間の初日の前日において当該前日の属する課税期間中に国内において譲り受けた課税仕入れに係る棚卸資産又は当該課税期間における保税地域からの引取りに係る課税貨物で棚卸資産に該当するものを有しているときは、当該課税仕入れに係る棚卸資産又は当該課税貨物に係る消費税額は、第三十条第一項（同条第二項の規定の適用がある場合には、同項の規定を含む。）の規定の適用については、当該課税期間の仕入れに係る消費税額の計算の基礎となる課税仕入等の税額に含まれないものとする。

(中小事業者の仕入れに係る消費税額の控除の特例)

第三十七條　事業者（第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者を除く。）が、その納稅地を所轄する稅務署長にその基準期間における課稅売上高（同項に規定する基準期間における課稅売上高をいう。以下この項及び次条第一項において同じ。）が五千万円以下の課稅期間（第十二条第一項に規定する分割等に係る同項の新設分割親法人又は新設分割子法人の政令で定める課稅期間（以下この項及び次条第一項において「分割等に係る課稅期間」という。）を除く。）についてこの項の規定の適用を受けた旨を記載した届出書を提出した場合には、当該届出書を提出した日の属する課稅期間の翌課稅期間（当該届出書を提出した日の属する課稅期間が事業を開始した日の属する課稅期間その他の政令で定める課稅期間である場合には、当該課稅期間以後の課稅期間（その基準期間における課稅売上高が五千万元を超える課稅期間及び分割等に係る課稅期間を除く。）については、第三十条から前条までの規定により課稅標準額に対する消費税額から控除することができる課稅仕入れ等の税額の合計額は、これららの規定にかかわらず、次に掲げる金額の合計額とする。この場合において、当該金額の合計額は、当該課稅期間における仕入れに係る消費税額とみなす。）

一　当該事業者の当該課稅期間の課稅資産の譲渡等（第七条第一項、第八条第一項その他の法律又は条約の規定により消費税が免除されるものを除く。）に係る課稅標準である金額の合計額

に対する消費税額から当該課税期間における第三十八条第一項に規定する売上げに係る対価の返還等の金額に係る消費税額の合計額を控除した残額の百分の六十に相当する金額（卸売業その他の政令で定める事業を営む事業者であつては、当該残額に政令で定めるところにより当該事業の種類ごとに当該事業における課税資産の譲渡等に係る消費税額のうちに課税仕入れ等の税額の通常占める割合を勘案して政令で定める率を乗じて計算した金額）

二 当該事業者の当該課税期間の特定課税仕入れに係る課税標準である金額の合計額に対する消費税額から当該課税期間における第三十八条の二第一項に規定する特定課税仕入れに係る対価の返還等を受けた金額に係る消費税額の合計額を控除した残額

前項第二号の規定により、当該課税期間の特定課税仕入れに係る課税標準である金額の合計額に対する消費税額から当該課税期間における第三十八条の二第一項に規定する特定課税仕入れに係る対価の返還等を受けた金額に係る消費税額の合計額を控除した残額

3 第一項の規定の適用を受けようとする事業者は、次の各号に掲げる場合に該当するときは、当該各号に定める期間は、同項の規定による届出書を提出することができない。ただし、当該事業者が事業を開始した日の属する課税期間その他の政令で定める課税期間から同項の規定の適用を受けようとする場合には当該届出書を提出するときは、この限りでない。

一 当該事業者が第九条第七項の規定の適用を受ける者である場合 同項に規定する調整対象固定資産の仕入れ等の日の属する課税期間の初日から同日以後三年を経過する日の属する課税期間の初日の前日までの期間

二 当該事業者が第十二条の二第二項の新設法人である場合又は第十二条の三第三項の特定新規設立法人である場合において第十二条の二第二項（第十二条の三第三項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）に規定する場合に該当するとき 第十二条の二第二項に規定する調整対象固定資産の仕入れ等の日の属する課税期間の初日から同日以後三年を経過する日の属する課税期間の初日の前日までの期間

三 当該事業者が第十二条の四第一項に規定する場合に該当するとき（前二号に掲げる場合に該当する場合を除く。）高額特定資産（同項に規定する高額特定資産をいう。以下この号及び次号において同じ。）に係る同項に規定する高額特定資産の仕入れ等の日の属する課税期間の初日から同日（当該高額特定資産が同項に規定する自己建設高額特定資産である場合にあつては、当該自己建設高額特定資産の建設等（同項に規定する建設等をいう。同号において同じ。）が完了した日の属する課税期間の初日）以後三年を経過する日の属する課税期間の初日の前日までの期間

四 当該事業者が第十二条の四第二項に規定する場合に該当するとき（前二号に掲げる場合に該当する場合を除く。）高額特定資産（同項に規定する高額特定資産をいう。以下この号において同じ。）に係る同項に規定する高額特定資産の仕入れ等の日の属する課税期間の初日から同日（当該調整対象自己建設高額資産の建設等が調整適用日（これらの規定に規定する場合に該当することとなつた日をいう。）の前日までに完了していない場合にあつては、当該建設等が完了した日の属する課税期間の初日）以後三年を経過する日の属する課税期間の初日の前日までの期間

五 前項各号に規定する事業者が当該各号に掲げる場合に該当することとなつた場合において、同項第一号若しくは第二号に規定する調整対象固定資産の仕入れ等の日、同項第三号に規定する高額特定資産の仕入れ等の日又は同項第四号に規定する調整適用日の属する課税期間の初日から同日までの期間

六 前項各号に規定する事業者が当該各号に掲げる場合に該当することとなつた場合は、同項第一号若しくは第二号に規定する調整対象固定資産の仕入れ等の日、同項第三号に規定する高額特定資産の仕入れ等の日又は同項第四号に規定する調整適用日の属する課税期間の初日から同日までの間に第一項の規定による届出書をその納稅地を所轄する税務署長に提出しているときは、同項の規定の適用については、その届出書の提出は、なかつたものとみなす。

5 第一項の規定による届出書を提出した事業者は、同項の規定の適用を受けることをやめようとするとき、又は事業を廃止したときは、その旨を記載した届出書をその納稅地を所轄する税務署長に提出しなければならない。

4 第二項から第五項までの規定は、前項の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、第二項中「前項」とあるのは「第六項」と、「受けることが必要となつた」とあるのは「受けることの必要がなくなつた」と、「選択被災課税期間」とあるのは「不適用被災課税期間」

7 第二項から第五項までの規定は、前項の規定による届出書を提出した事業者は、事業を廃止した場合を除き、同項に規定する翌課税期間の初日から二年を経過する日の属する課税期間の初日以後でなければ、同項の規定の適用を受けることをやめようとする旨の届出書を提出することができる。

8 第五項の規定による届出書の提出があつたときは、その提出があつた日の属する課税期間の末日の翌日以後は、第一項の規定による届出は、その効力を失う。

やむを得ない事情があるため第一項又は第五項の規定による届出書を第一項の規定の適用を受けようとし、又は受けることをやめようとする課税期間の初日の前日までに提出できなかつた場合における同項又は前項の規定の適用の特例については、政令で定める。（災害等があつた場合の中小事業者の仕入れに係る消費税額の控除の特例）

第三十七条の二 災害その他やむを得ない理由が生じたことにより被害を受けた事業者（第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者及び前条第一項の規定の適用を受ける事業者を除く。）が、当該被害を受けたことにより、当該災害その他やむを得ない理由の生じた日の属する課税期間（その基準期間における課税売上高が五千万円を超える課税期間及び分割等に係る課税期間を除く。以下この項、次項及び第五項において「選択被災課税期間」という。）につき同条第一項の規定の適用を受けることが必要となつた場合において、当該選択被災課税期間につき同項の規定の適用を受けることについてその納稅地を所轄する税務署長の承認を受けたときは、当該事業者は同項の規定による届出書を当該承認を受けた選択被災課税期間の初日の前日に当該税務署長に提出したものとみなす。この場合においては、同条第三項の規定は、適用しない。

2 前項の承認を受けようとする事業者は、前条第一項の規定の適用を受けることが必要となつた事情その他財務省令で定める事項を記載した申請書を、前項に規定する災害その他やむを得ない理由のやんだ日から二月以内（当該灾害その他やむを得ない理由のやんだ日がその申請に係る選択被災課税期間の末日の翌日以後に到来する場合には、当該選択被災課税期間に係る第四十五条第一項の規定による申告書の提出期限まで）に、その納稅地を所轄する税務署長に提出しなければならない。

3 税務署長は、前項の申請書の提出があつた場合において、その申請に係る同項の事情が相当でないと認めるときは、その申請を却下する。

4 税務署長は、第二項の申請書の提出があつた場合において、その申請につき承認又は却下の処分をするときは、その申請をした事業者に對し、書面によりその旨を通知する。

5 第二項の申請書の提出があつた場合において、その申請に係る選択被災課税期間の末日の翌日から二月を経過する日までに承認又は却下の处分がなかつたときは、その日においてその承認があつたものとみなす。ただし、同項に規定する災害その他やむを得ない理由のやんだ日がその申請に係る選択被災課税期間の末日の翌日以後に到来する場合は、この限りでない。

6 災害その他やむを得ない理由が生じたことにより被害を受けた事業者（前条第一項の規定の適用を受ける事業者に限る。）が、当該被害を受けたことにより、当該災害その他やむを得ない理由の生じた日の属する課税期間（当該課税期間の翌課税期間以後の課税期間のうち政令で定める課税期間を含む。以下この項において「不適用被災課税期間」という。）につき同条第一項の規定の適用を受けることの必要がなくなつた場合において、当該不適用被災課税期間につき同項の規定の適用を受けることをやめることについてその納稅地を所轄する税務署長の承認を受けたときは、当該事業者は同条第五項の規定による届出書を当該承認を受けた不適用被災課税期間の初日の前日に当該税務署長に提出したものとみなす。この場合においては、同条第六項の規定は、適用しない。

と、第五項中「選択被災課税期間」とあるのは「不適用被災課税期間」と読み替えるものとする。

8 第一項又は第六項の承認を受けた事業者が、その承認前に第四十三条第一項各号に掲げる事項を記載した申告書を提出している場合その他の場合における第一項又は第六項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第三十八条 事業者（第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者を除く。）が、国内において行つた課税資産の譲渡等（第七条第一項、第八条第一項その他の法律又は条約の規定により消費税が免除されるものを除く。）につき、返品を受け、又は値引き若しくは割戻しをしたことにより、当該課税資産の譲渡等の対価の額（第二十八条第一項に規定する対価の額をいう。）と当該対価の額に百分の十を乗じて算出した金額との合計額（以下この項及び第三十九条において「税込価額」という。）の全部若しくは一部の返還又は当該課税資産の譲渡等の税込価額に係る売掛金その他の債権の額の全部若しくは一部の減額（以下この項から第四項までにおいて「売上げに係る対価の返還等」という。）をした場合には、当該売上げに係る対価の返還等をした日の属する課税期間の課税標準額に対する消費税額から当該課税期間において行つた売上げに係る対価の返還等の金額に係る消費税額（当該返還をした税込価額又は当該減額をした債権の額に百十分の七・八を乗じて算出した金額をいう。次項において同じ。）の合計額を控除する。

2 前項の規定は、事業者が当該売上げに係る対価の返還等をした金額の明細を記録した帳簿を保有しない場合には、当該保存のない売上げに係る対価の返還等に係る消費税額については、適用しない。ただし、災害その他やむを得ない事情により当該保存をすることができなかつたことを当該事業者において証明した場合は、この限りでない。

3 相続により被相続人の事業を承継した相続人が被相続人により行われた課税資産の譲渡等につき売上げに係る対価の返還等をした場合には、その相続人が行つた課税資産の譲渡等につき売上げに係る対価の返還等をしたものとみなして、前二項の規定を適用する。

4 前項の規定は、合併により事業を承継した合併法人が被合併法人により行われた課税資産の譲渡等につき売上げに係る対価の返還等をした場合又は分割により事業を承継した分割承継法人が分割法人により行われた課税資産の譲渡等につき売上げに係る対価の返還等をした場合について準用する。

5 前二項に定めるもののほか、第二項に規定する帳簿の記録及び保存に関する事項その他第一項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第三十八条の二 事業者（第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者を除く。）が、国内において行つた特定課税仕入れにつき、値引き又は割戻しを受けたことにより、当該特定課税仕入れに係る支払対価の額（第二十八条第一項に規定する支払対価の額をいう。）の全部若しくは一部の返還又は当該特定課税仕入れに係る支払対価の額に係る買掛金その他の債務の額の全部若しくは一部の減額（以下この項から第四項までにおいて「特定課税仕入れに係る対価の返還等」という。）を受けた場合には、当該特定課税仕入れに係る対価の返還等を受けた金額に係る消費税額（当該返還を受けた金額又は減額を受けた債務の額に百分の七・八を乗じて算出した金額をいう。次項において同じ。）の合計額を控除する。

2 前項の規定は、事業者が当該特定課税仕入れに係る対価の返還等を受けた金額の明細を記録した帳簿を保存しない場合には、当該保存のない特定課税仕入れに係る対価の返還等を受けた金額に係る消費税額については、適用しない。ただし、災害その他やむを得ない事情により当該保存をすることができなかつたことを当該事業者において証明した場合は、この限りでない。

3 相続により被相続人の事業を承継した相続人が被相続人により行つた課税資産の譲渡等につき売上げに係る対価の返還等をした場合には、その相続人が行つた課税資産の譲渡等につき売上げに係る対価の返還等をしたものとみなして、前二項の規定を適用する。

4 前項の規定は、合併により事業を承継した合併法人が被合併法人により行つた課税資産の譲渡等につき売上げに係る対価の返還等をした場合又は分割により事業を承継した分割承継法人が分割法人により行われた課税資産の譲渡等につき売上げに係る対価の返還等をした場合について準用する。

5 前二項に定めるもののほか、第二項に規定する帳簿の記録及び保存に関する事項その他第一項の規定の適用の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

第三十八条の二 事業者（第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者を除く。）が、国内において行つた特定課税仕入れにつき、値引き又は割戻しを受けたことにより、当該特定課税仕入れに係る支払対価の額（第二十八条第一項に規定する支払対価の額をいう。）の全部若しくは一部の返還又は当該特定課税仕入れに係る支払対価の額に係る買掛金その他の債務の額の全部若しくは一部の減額（以下この項から第四項までにおいて「特定課税仕入れに係る対価の返還等」という。）を受けた場合には、当該特定課税仕入れに係る対価の返還等を受けた金額に係る消費税額（当該返還を受けた金額又は減額を受けた債務の額に百分の七・八を乗じて算出した金額をいう。次項において同じ。）の合計額を控除する。

4 前項の規定は、合併により事業を承継した合併法人が被合併法人により行われた特定課税仕入れにつき当該特定課税仕入れに係る対価の返還等を受けた場合又は分割により事業を承継した分割承継法人が分割法人により行われた特定課税仕入れにつき当該特定課税仕入れに係る対価の返還等を受けた場合について準用する。

5 前二項に定めるもののほか、第二項に規定する帳簿の記録及び保存に関する事項その他第一項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

第三十九条 事業者（第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者を除く。）が、国内において課税資産の譲渡等（第七条第一項、第八条第一項その他の法律又は条約の規定により消費税が免除されるものを除く。）を行つた場合において、当該課税資産の譲渡等の相手方に對する売掛金その他の債権につき更生計画認可の決定により債権の切捨てがあつたことその他これに準るものとして政令で定める事が生じたため、当該課税資産の譲渡等の税込価額の全部又は一部の領収をすることができなくなつたときは、当該領収をすることができないこととなつた日の属する課税期間の課税標準額に対する消費税額から、当該領収をすることができなくなつた課税資産の譲渡等の税込価額に係る消費税額（当該税込価額に百十分の七・八を乗じて算出した金額をいう。第三項において同じ。）の合計額を控除する。

2 前項の規定は、事業者が財務省令で定めるところにより同項に規定する債権につき同項に規定する事が生じたことを証する書類を保存しない場合には、適用しない。ただし、災害その他やむを得ない事情により当該保存をすることができなかつたことを当該事業者において証明した場合は、この限りでない。

3 第一項の規定の適用を受けた同項の事業者が同項の規定の適用を受けた課税資産の譲渡等の税込価額の全部又は一部の領収をしたときは、当該領収をした税込価額に係る消費税額を課税資産の譲渡等に係る消費税額とみなしてその事業者のその領収をした日の属する課税期間の課税標準額に対する消費税額に加算する。

4 相続により当該相続に係る被相続人の事業を承継した相続人が当該被相続人に係る消費税額に係る課税資産の譲渡等の相手方に對する売掛金その他の債権について当該被相続人が同日以後に第一項の規定が適用される事が生じたときは、その相続人が当該課税資産の譲渡等を行つたものとみなして、同項及び第二項の規定を適用する。

5 相続により当該相続に係る被相続人の事業を承継した相続人が当該被相続人に係る第一項の規定が適用された課税資産の譲渡等の税込価額の全部又は一部を領収した場合には、その相続人が同項の規定の適用を受けたものとみなして、第三項の規定を適用する。

6 前二項の規定は、合併により当該合併に係る被合併法人から事業を承継した合併法人又は分割により当該分割に係る分割承継法人から事業を承継した分割承継法人について準用する。

第四十条 削除
(税額控除の計算の細目)

第四十一条 この章に定めるもののほか、税額控除の計算の細目に関する必要な事項は、政令で定め

(課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れについての中間申告)

2 前項の規定は、事業者が当該特定課税仕入れに係る対価の返還等を受けた金額の明細を記録した帳簿を保存しない場合には、当該保存のない特定課税仕入れに係る対価の返還等を受けた金額に係る消費税額については、適用しない。ただし、災害その他やむを得ない事情により当該保存をすることができなかつたことを当該事業者において証明した場合は、この限りでない。

3 当該特定課税仕入れに係る対価の返還等を受けた場合には、その相続人が行つた特定課税仕入れに係る対価の返還等を受けた金額に係る消費税額（当該返還を受けた金額又は減額を受けた債務の額に百分の七・八を乗じて算出した金額をいう。次項において同じ。）の合計額を控除する。

2 前項の規定は、事業者が当該特定課税仕入れに係る対価の返還等を受けた金額の明細を記録した帳簿を保存しない場合には、当該保存のない特定課税仕入れに係る対価の返還等を受けた金額に係る消費税額については、適用しない。ただし、災害その他やむを得ない事情により当該保存をすることができなかつたことを当該事業者において証明した場合は、この限りでない。

3 相続により被相続人の事業を承継した相続人が被相続人により行われた特定課税仕入れにつき同様に適用される事項は、政令で定める。

一月末満の期間とし、当該一月ごとに区分された各期間のうち最後の期間を除く。以下この項及び次項において「一月中間申告対象期間」という。」につき、当該一月中間申告対象期間の末日（当該一月中間申告対象期間の直前の課税期間開始の日から二月を経過した日）から二月以内に、それぞれ次に掲げる事項を記載した申告書を税務署長に提出しなければならない。ただし、第一号に掲げる金額が四百万円以下である場合における当該一月中間申告対象期間については、この限りでない。

一 当該課税期間の直前の課税期間の確定申告書（第四十五条第一項の規定による申告書をいふ。以下この条において同じ。）に記載すべき同項第四号に掲げる消費税額で次に掲げる一月中間申告対象期間の区分に応じそれぞれ次に定める日（次項第一号において「確定日」という。）までに確定したものと、当該直前の課税期間の月数で除して計算した金額

イ 当該課税期間開始の日から同日以後二月を経過した日の前日までの間に終了した一月中間申告対象期間、当該課税期間開始の日から二月を経過した日の前日（当該課税期間の直前の課税期間の確定申告書の提出期限につき国税通則法第十条第二項（期間の計算及び期限の特例）の規定の適用がある場合には、同項の規定により当該確定申告書の提出期限とみなされる日）

ロ イ以外の一月中間申告対象期間 当該一月中間申告対象期間の末日

二 前号に掲げる金額の計算の基礎その他財務省令で定める事項

一 当該課税期間の直前の課税期間 被合併法人のその合併の日の前日の属する課税期間（以下この号において「被合併法人特定課税期間」という。）の確定申告書に記載すべき第四十五条第一項第四号に掲げる金額でその合併法人の当該一月中間申告対象期間に係る確定日までに確定したもの（被合併法人特定課税期間の月数が三月に満たない場合は、その法人が提出すべき当該課税期間の前項の規定による申告書については、同項第一号に掲げる金額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により計算した金額に相当する金額に当該各号に定める金額を加算した金額とする。

二 当該課税期間の直前の課税期間 被合併法人のその合併の日の前日の属する課税期間（以下この号において「被合併法人特定課税期間」という。）に係る合併法人で次の各号に掲げる期間内にその合併をしたものであるときは、その法人が提出すべき当該課税期間の前項の規定による申告書については、同項第一号に掲げる金額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により計算した金額に相当する金額を加算した金額とする。

三 前項の場合において、同項の事業者が合併（合併により法人を設立する場合を除く。以下この項において同じ。）に係る合併法人で次の各号に掲げる期間内にその合併をしたものであるときは、その法人が提出すべき当該課税期間の前項の規定による申告書については、同項第一号に掲げる金額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により計算した金額に相当する金額を加算した金額とする。

二 当該課税期間の直前の課税期間の月数のうち当該直前の課税期間開始の日からその合併の日の前日までの期間の月数の占める割合を乗じて計算した金額

一 当該課税期間開始の日から当該一月中間申告対象期間の末日までの期間 被合併法人の確定消費税額をその計算の基礎となつたその被合併法人の課税期間の月数で除し、これにその合併法人の直前の課税期間の月数のうち当該直前の課税期間開始の日からその合併の日の前日までの期間の月数の占める割合を乗じて計算した金額

二 当該課税期間の直前の課税期間の月数のうち当該直前の課税期間開始の日からその合併の日の前日までの期間の月数の占める割合を乗じて計算した金額

三 前項の規定による申告書を提出すべき同項第一号に掲げる金額は、同号の規定にかかわらず、各被合併法人の確定消費税額をその計算の基礎となつたその被合併法人の課税期間の月数で除し、計算した金額の合計額とする。

四 事業者は、その課税期間開始の日以後三月ごとに区分した各期間（最後に三月末満の期間を生じたときは、その三月末満の期間とし、当該三月ごとに区分された各期間のうち最後の期間を除く。以下この項において「三月中間申告対象期間」という。）につき、当該三月中間申告対象期間の直前に掲げる事項を記載した申告書を税務署長に提出しなければならない。ただし、第一号に掲げる金額が百万円以下である場合又は当該三月中間申告対象期間が第一項の規定による申告書を提出すべき同項に規定する一月中間申告対象期間を含む期間である場合における当該三月中間申告対象期間については、この限りでない。

一 当該課税期間の直前の課税期間の確定申告書に記載すべき第四十五条第一項第四号に掲げる消費税額で当該三月中間申告対象期間の末日までに確定したものと、当該直前の課税期間の月数で除し、これに三を乗じて計算した金額

5 二 前号に掲げる金額の計算の基礎その他財務省令で定める事項 第二項及び第三項の規定は、前項の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、第二項中「同項の事業者」とあるのは「第四項の事業者」と、「前項の規定」とあるのは「第四項の規定」と、同項第一号中「一月中間申告対象期間に係る確定日」とあるのは「三月中間申告対象期間の末日」と、「割合」とあるのは「割合に三を乗じた数」と、同項第二号中「一月中間申告対象期間」とあるのは「三月中間申告対象期間」と、「除して」とあるのは「除し、これに三を乗じて」と読み替えるものとする。

三 事業者は、その課税期間（個人事業者にあつては事業を開始した日の属する課税期間、法人にあつては六月を超えない課税期間及び新たに設立された法人のうち合併により設立されたもの以外のものの設立の日の属する課税期間を除く。）開始の日以後六月の期間（以下この項、第八項、第十項及び第十一項において「六月中間申告対象期間」という。）につき、当該六月中間申告対象期間が第一項若しくは第四項の規定による申告書を提出すべきこれらの規定に規定する一月中間申告対象期間若しくは三月中間申告対象期間を含む期間である場合における当該六月中間申告対象期間については、この限りでない。

一 当該課税期間の直前の課税期間の確定申告書に記載すべき第四十五条第一項第四号に掲げる消費税額で当該六月中間申告対象期間の末日までに確定したものと、当該直前の課税期間の月数で除し、これに六を乗じて計算した金額

二 前号に掲げる金額の計算の基礎その他財務省令で定める事項 第二項及び第三項の規定は、前項の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、第二項中「同項の事業者」とあるのは「第六項の事業者」と、「前項の規定」とあるのは「第六項の規定」と、同項第一号中「一月中間申告対象期間に係る確定日」とあるのは「六月中間申告対象期間の末日」と、「三月」とあるのは「六月」と、「割合」とあるのは「割合に六を乗じた数」と、同項第二号中「一月中間申告対象期間」とあるのは「六月中間申告対象期間」と、「除して」とあるのは「除し、これにその合併の日から当該六月中間申告対象期間の末日までの期間の月数を乗じて」と、第三項中「同項の事業者」とあるのは「第六項の事業者」と、「除して」とあるのは「除し、これに六を乗じて」と読み替えるものとする。

三 第六項第一号に掲げる金額が二十四万円以下であるものに限る。第十一項において同じ。）については、第六項の規定による申告書（以下この項及び第十一項において「六月中間申告書」という。）を提出することを要しない事業者が、当該六月中間申告書を提出する旨を記載した届出書をその納稅地を所轄する税務署長に提出した場合には、当該届出書の提出をした事業者の当該提出をした日以後にその末日が最初に到来する六月中間申告対象期間以後の六月中間申告対象期間（同号に掲げる金額が二十四万円以下であるものに限る。第十一項において同じ。）については、第六項ただし書の規定は、適用しない。

四 前項の規定による届出書の提出があつたときは、同項の規定の適用を受けることをやめようとするとき又は事業を廃止したときは、その旨を記載した届出書をその納稅地を所轄する税務署長に提出しなければならない。

五 前項の規定による届出書の提出があつた日以後にその末日が最初に到来する六月中間申告対象期間の末日にその納稅地を所轄する税務署長に提出したものとみなす。

六 第八項の規定による届出書の提出をした事業者が、当該提出をした日以後にその末日が最初に到来する六月中間申告対象期間以後の六月中間申告書をその提出期までに提出しなかつた場合には、当該事業者は第九項の規定による届出書を当該六月中間申告対象期間の末日にその納稅地を所轄する税務署長に提出したものとみなす。

期限を延長する旨を記載した届出書をその納税地を所轄する税務署長に提出した場合には、その提出をした日の属する事業年度（同法第二条第十二条の七の二（定義）に規定する通算法人の場合にあつては、その提出をした日が事業年度終了日の翌日から四十五日以内である場合のその事業年度を含む。）以後の各事業年度（同法第七十五条の二第一項の規定により同法第七十四条第一項（確定申告）又は第一百四十四条の六第一項若しくは第二項（確定申告）の規定による申告書の提出期限が延長されている事業年度（同法第七十五条の二第九項（同法第一百四十四条の八において準用する場合を含む。）の規定により同法第七十五条の二第一項の規定の適用がないものとみなされる事業年度を含む。）に限る。）終了の日の属する課税期間に係る消費税申告書の提出期限については、前条第一項の規定にかかわらず、当該課税期間の末日の翌日から三月以内とする。

2 前項の規定による届出書を提出した法人は、同項の規定の適用を受けることをやめようとするとき、又は事業を廃止したときは、その旨を記載した届出書をその納税地を所轄する税務署長に提出しなければならない。

3 前項の規定による届出書の提出があつたときは、その提出があつた日の属する事業年度終了日の属する課税期間以後の事業年度終了日の属する課税期間については、第一項の規定による届出は、その效力を失う。

4 第一項の規定の適用を受ける法人は、同項の規定の適用を受ける消費税申告書に係る課税期間の消費税の額に、当該課税期間終了日の翌日以後二月を経過した日から同項の規定により延長された提出期限までの期間の日数に応じ、年七・三パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する利子税をその計算の基礎となる消費税に併せて納付しなければならない。

5 第一項の規定の適用を受けている法人について同項の規定の適用を受ける課税期間の末日の翌日から二月を経過した日前に災害その他やむを得ない理由が生じた場合には、当該課税期間に限り、同項の規定の適用がないものとみなして、国税通則法第十一条（災害等による期限の延長）の規定を適用することができる。

6 第一項の規定の適用がある場合における第三十条第七項に規定する帳簿又は請求書等の保存期間その他第一項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。
(還付を受けるための申告)

第四十六条 事業者（第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者を除く。）は、その課税期間分の消費税につき第四十五条第一項第五号又は第七号に掲げる金額がある場合には、同項ただし書の規定により申告書を提出すべき義務がない場合は、その相続人は、政令で定めるところにより、税務署長に当該申告書を提出することができる。

2 二条第一項又は第五十三条第一項の規定による還付を受けるため、第四十五条第一項各号に掲げる事項を記載した申告書を税務署長に提出することができる。
3 第一項の規定による申告書には、財務省令で定めるところにより、当該課税期間中の資産の譲渡等の対価の額及び課税仕入れ等の税額の明細その他の事項を記載した書類を添付しなければならない。
(電子情報処理組織による申告の特例)

第四十六条の二 特定法人である事業者（第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者を除く。）は、第四十二条、第四十三条、第四十五条若しくは前条又は国税通則法第十八条（期限後申告）若しくは第十九条（修正申告）の規定により、中間申告書若しくは確定申告書等若しくはこれらの申告書に係る修正申告書（同条第三項に規定する修正申告書をいふ。第五十六条において同じ。）（以下この項及び第三項並びに次条第一項において「納税申告書等」という。）により行うこととされ、又はこれにこの法律（これに基づく命令を含む。）若しくは国税通則法第十八条第三項若しくは第十九条第四項の規定により納税申告書等に添付すべきものとされている書類（以下この項及び第三項において「添付書類」という。）を添付して行うこ

とどされている課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れに対する消費税の申告については、これらの規定にかかわらず、財務省令で定めるところにより、納税申告書等に記載すべきものとされている事項（第三項において「申告書記載事項」という。）又は添付書類に記載すべきものとされている事項（第三項において「添付書類記載事項」という。）を、財務省令で定めるところによりあらかじめ税務署長に届け出て行う電子情報処理組織（国税庁の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項及び第四項において同じ。）とその申告をする事業者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。次条第一項及び第六項において同じ。）を使用する方法として財務省令で定める方法により提供することにより、行わなければならない。

2 前項に規定する特定法人とは、次に掲げる事業者をいう。

1 当該事業年度開始の時における資本金の額、出資の金額その他これらに類するものとして政令で定める金額が一億円を超える法人（法人税法第二条第四号（定義）に規定する外国法人を除く。）

2 保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第五項（定義）に規定する相互会社
3 投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）第一条第十二項（定義）に規定する投資法人（第一号に掲げる法人を除く。）

4 資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二条第三項（定義）に規定する特定目的会社（第一号に掲げる法人を除く。）

5 国又は地方公共団体

3 第一項の規定により行われた同項の申告については、申告書記載事項が記載された納税申告書等により、又はこれに添付書類記載事項が記載された添付書類を添付して行われたものとみなして、この法律（これに基づく命令を含む。）及び国税通則法（百二十四条（書類提出者の氏名、住所及び番号の記載）を除く。）の規定その他政令で定める法令の規定を適用する。

4 第一項の規定により行われた同項の申告は、同項の国税庁の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に税務署長に到達したものとみなす。
5 第一項の場合において、国税通則法第二十四条の規定による名称及び法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第十五項（定義）に規定する法人番号をいう。）の記載については、第一項の事業者は、国税通則法第二百二十四条の規定にかかわらず、当該記載に代えて、財務省令で定めるところにより、名称を明らかにする措置を講じなければならない。

(電子情報処理組織による申告が困難である場合の特例)

第四十六条の三 前条第一項の事業者が、電気通信回線の故障、灾害その他の理由により電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、同項の規定を適用しないで納税申告書等を提出することができる場合において、同項の規定を適用しないで納税申告書等を提出することについてその納税地を所轄する税務署長の承認を受けたときは、当該税務署長が指定する期間内に行う同項の申告については、同条の規定は、適用しない。

2 前項の承認を受けようとする事業者は、同項の規定の適用を受けることが必要となつた事情、同項の規定による指定を受けようとする期間その他の財務省令で定める事項を記載した申請書に財務省令で定める書類を添付して、当該期間の開始日の十五日前まで（同項に規定する理由が生じた日が第四十五条第一項の規定による申告書の提出期限（第四十六条第一項の規定による申告書にあつては、当該申告書が第四十五条第一項の規定による申告書であるとした場合の提出期限）の十五日前の日以後である場合において、当該提出期限が当該期間内の日であるときは、当該開始の日まで）に、これをその納税地を所轄する税務署長に提出しなければならない。

3 税務署長は、前項の申請書の提出があつた場合において、その申請に係る同項の事情が相当でないと認めるときは、その申請を却下することができる。
4 税務署長は、第二項の申請書の提出があつた場合において、その申請につき承認又は却下の処分をするときは、その申請をした事業者に対し、書面によりその旨を通知する。

5 第二項の申請書の提出があつた場合において、当該申請書に記載した第一項の規定による指定を受けようとする期間の開始の日までに承認又は却下の処分がなかつたときは、その日においてその承認があつたものと、当該期間を同項の期間として同項の規定による指定があつたものと、それぞれみなす。

6 税務署長は、第一項の規定の適用を受けている事業者につき、電子情報処理組織を使用することができ難くなつたと認める場合には、同項の承認を取り消すことができる。この場合において、その取消しの処分があつたときは、その処分のあつた日の翌日以後の期間につき、その処分の効果が生ずるものとする。

7 税務署長は、前項の処分をするときは、その処分に係る事業者に対し、書面によりその旨を通知する。

8 第一項の規定の適用を受けている事業者は、前条第一項の申告につき第一項の規定の適用を受けることをやめようとするときは、その旨その他財務省令で定める事項を記載した届出書をその納税地を所轄する税務署長に提出しなければならない。この場合において、その届出書の提出があつたときは、その提出があつた日の翌日以後の期間については、同項の承認の処分は、その効力を失うものとする。

(引取りに係る課税貨物についての課税標準額及び税額の申告等)

第四十七条 関税法第六条の二第一項第一号(税額の確定の方式)に規定する申告納税方式が適用される課税貨物を保税地域から引き取ろうとする者は、他の法律又は条約の規定により当該引取りに係る消費税を免除されるべき場合を除き、次に掲げる事項を記載した申告書を税関長に提出しなければならない。

一 当該引取りに係る課税貨物の品名並びに品名ごとの数量及び課税標準である金額(次号において「課税標準額」という)。

二 課税標準額に対する消費税額及び当該消費税額の合計額

三 前二号に掲げる金額の計算の基礎その他財務省令で定める事項

4 関税法第六条の二第二項第一号に規定する賦課課税方式が適用される課税貨物を保税地域から引き取ろうとする者は、他の法律又は条約の規定により当該引取りに係る消費税を免除されるべき場合を除き、その引き取る課税貨物に係る前項第一号に掲げる事項を税関長に提出しなければならない。

5 第一項に規定する者がその引取りに係る課税貨物につき関税法第七条の二第二項(特例申告)に規定する特例申告を行う場合には、当該課税貨物に係る第一項の申告書の提出期限は、当該課税貨物の引取りの日の属する月の翌月末日とする。

(課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れについての中間申告による納付)

第六条 中間申告書を提出した者は、当該申告書に記載した第四十二条第一項第一号、第四項第一号又は第六項第一号に掲げる金額(第四十三条第一項各号に掲げる事項を記載した中間申告書を提出した場合には、同項第四号に掲げる金額)があるときは、当該申告書の提出期限までに、当該金額に相当する消費税を国に納付しなければならない。

(課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れについての確定申告による納付)

第五十条 第四十五条第一項の規定による申告書を提出した者は、当該申告書に記載した同項第四号に掲げる消費税額(同項第六号の規定に該当する場合には、同号に掲げる消費税額)があるときは、当該申告書の提出期限までに、当該消費税額に相当する消費税を国に納付しなければならない。

2 保稅地域から引き取られる第四十七条第二項に規定する課税貨物に係る消費税は、同項の税関長が当該引取りの際徵収する。

5 (引取りに係る課税貨物についての納期限の延長)

第五十一条 関税法第六条の二第一項第一号(税額の確定の方式)に規定する申告納税方式(次項において「申告納税方式」という)が適用される課税貨物を保税地域から引き取ろうとする者(当該課税貨物につき特例申告書を提出する者(第五十八条において「特例輸入者」という))を除く。次項において同じ)が、第四十七条第一項の規定による申告書を提出した場合において、当該申告書に記載した同項第二号に掲げる消費税額の合計額の全部又は一部の納期限に關し、その延長を受けたい旨の申請書を同項の税関長に提出し、かつ、当該消費税額の合計額の全部又は一部に相当する額の担保を当該税関長に提供したときは、当該税関長は、当該課税貨物に係る消費税については、前条第一項の規定にかかわらず、当該消費税額が当該提供された担保の額を超えない範囲内において、その納期限を三月以内に限り延長することができる。

2 申告納税方式が適用される課税貨物を保税地域から引き取ろうとする者が、その月(以下この項において「特定月」という)において課税貨物を保税地域から引き取るときに課されるべき消費税の納期限に關し、特定月の前月末日までにその延長を受けたい旨の申請書を当該課税貨物に係る第四十七条第一項の規定による申告書を提出する税関長に提出し、かつ、当該課税貨物に係る消費税額の合計額に相当する額の担保を当該税関長に提供したときは、当該税関長は、特定月においてその者が引き取る課税貨物に係る消費税については、前条第一項の規定にかかわらず、特定月における消費税の額の累積額が当該提供された担保の額を超えない範囲内において、その納期限を特定月の末日の翌日から三月以内に限り延長することができる。

3 特例申告書をその提出期限までに提出した者が、当該特例申告書に記載した第四十七条第一項第二号に掲げる消費税額の合計額の全部又は一部の納期限に關し、当該特例申告書の提出期限までにその延長を受けたい旨の申告書を同項の税関長に提出し、かつ、当該消費税額の合計額の全部又は一部に相当する額の担保を当該税関長に提供したときは、当該税関長は、当該課税貨物に係る消費税については、前条第一項の規定にかかわらず、当該消費税額が当該提供された担保の額を超えない範囲内において、その納期限を二月以内に限り延長することができる。

(仕入れに係る消費税額の控除不足額の還付)

第五十二条 第四十五条第一項又は第四十六条第一項の規定による申告書の提出があつた場合において、これらの申告書に第四十五条第一項第五号に掲げる不足額の記載があるときは、税務署長は、これらの申告書を提出した者に対し、当該不足額に相当する消費税を還付する。

2 前項の規定による還付金について還付加算金(国税通則法第五十八条第一項(還付加算金)に規定する還付加算金をいう。以下この章において同じ。)を計算する場合には、その計算の基礎となる同項の期間は、当該還付に係る申告書が次の各号に掲げる申告書のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める期限又は日の翌日からその還付のための支払決定をする日又はその還付金につき充當(同法第五十七条第一項(充當)の規定による充當をいう。以下この章において同じ。)をする日(同日前に充當をするのに適したこととなつた日がある場合には、その適することとなつた日)までの期間とする。

1 第四十五条第一項の規定による申告書(当該申告書の提出期限内に提出されたものに限る)当該申告書の提出期限

2 第四十五条第一項の規定による申告書(当該申告書の提出期限内に提出されたものを除く)当該申告書の提出があつた日の属する月の末日

3 第四十六条第一項の規定による申告書(当該申告書の提出があつた日の属する月の末日(当該申告書が当該申告書に係る課税期間の末日の翌日から二月を経過する日前に提出された場合には、当該二月を経過する日))

4 第四十五条第一項の規定による申告書(当該申告書の提出期限内に提出されたものを除く)当該申告書の提出があつた日の属する月の末日

5 第一項の規定による還付金を同項に規定する申告書に係る課税期間の消費税で未納のものに充當する場合には、その還付金のうちその充當する金額については、還付加算金を付さないものとし、その充當される部分の消費税については、延滞税及び利子税を免除するものとする。

事業とみなして、この法律の規定を適用する。ただし、国又は地方公共団体が特別会計を設けて行う事業のうち政令で定める特別会計を設けて行う事業については、一般会計に係る業務として行う事業とみなす。

国又は地方公共団体が行つた資産の譲渡等、課税仕入れ及び課税貨物の保税地域からの引取りは、政令で定めるところにより、その資産の譲渡等の対価を収納すべき会計年度並びにその課税仕入れ及び課税貨物の保税地域からの引取りの費用の支払をすべき会計年度の末日に行われたものとすることができる。

別表第三に掲げる法人のうち国又は地方公共団体に準ずる法人として政令で定めるものの資産の譲渡等、課税仕入れ及び課税貨物の保税地域からの引取りを行つた時期については、前項の規定に準じて、政令で定める。

国若しくは地方公共団体（特別会計を設けて事業を行う場合に限る。）、別表第三に掲げる法人又は人格のない社団等（第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される者を除く。）が課税仕入れを行い、又は課税貨物を保税地域から引き取る場合において、当該課税仕入の日又は課税貨物の保税地域からの引取りの日（当該課税貨物につき特例申告書を提出した場合には、当該特例申告書を提出した日又は特例申告に関する決定の通知を受けた日）の属する課税期間において資産の譲渡等の対価以外の収入（政令で定める収入を除く。以下この項において「特定収入」という。）があり、かつ、当該特定収入の合計額が当該課税期間における資産の譲渡等の対価の額（第二十八条第一項に規定する対価の額をいう。）の合計額に当該特定収入の合計額を加算した金額に比し僅少でない場合として政令で定める場合に該当するときは、第三十七条の規定の適用を受ける場合を除き、当該課税期間の課税標準額に対する消費税額（第四十五条第一項第二号に掲げる課税標準額に対する消費税額をいう。次項及び第六項において同じ。）から控除することができる課税仕入れ等の税額（第三十三条第二項に規定する課税仕入れ等の税額をいう。以下この項及び次項において同じ。）の合計額は、第三十条から第三十六条までの規定にかかる規定により計算した場合における当該課税仕入れ等の税額の合計額から特定収入に係る課税仕入れ等の税額として政令で定めるところにより計算した金額を控除した残額に相当する金額とする。この場合において、当該金額は、当該課税期間における第三十二条第一項

第一号に規定する仕入れに係る消費税額とみなす。前項の場合において、同項に規定する課税仕入れ等の税額から同項に規定する政令で定めるところにより計算した金額を控除して控除しきれない金額があるときは、当該控除しきれない金額を課税資産の譲渡等に係る消費税額とみなして同項の課税期間の課税標準額に対する消費税額に加算する。

第一項の規定により一の法人が行う事業とみなされる国又は地方公共団体の一般会計に係る業務として行う事業については、第三十条から第三十九条までの規定によりその課税期間の課税標準額に対する消費税額から控除することができる消費税額の合計額は、これらの規定にかかわらず、当該課税標準額に対する消費税額と同額とみなす。

国又は地方公共団体が一般会計に係る業務として事業を行う場合には、第九条、第四十二条、第四十五条第五十七条及び第五十八条の規定は、適用しない。

前各項に定めるものほか、国若しくは地方公共団体（特別会計を設けて行う事業に限る。）又は別表第三に掲げる法人のうち政令で定めるものの第四十二条第一項、第四项若しくは第六項又は第四十五条第一項の規定による申告書の提出期限の特例、その他国若しくは地方公共団体、別表第三に掲げる法人又は人格のない社団等に対するこの法律の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（財務省令への委任）

第六十一条 この法律に定めるもののほか、この法律の規定による許可若しくは承認に関する申請、担保の提供に関する手続又は書類の記載事項若しくは提出の手続その他この法律を実施するため必要な事項は、財務省令で定める。
（特定資産の譲渡等を行う事業者の義務）
第六十二条 特定資産の譲渡等（国内において他の者が行う特定課税仕入れに該当するものに限る。）を行う事業者は、当該特定資産の譲渡等に際し、あらかじめ、当該特定課税仕入れを行う。事業者が第五条第一項の規定により消費税を納める義務がある旨を表示しなければならない。

（価格の表示）

第六十三条 事業者（第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者を除く。）は、不特定かつ多数の者に課税資産の譲渡等（第七条第一項、第八条第一項その他の法律又は条約の規定により消費税が免除されるものを除く。以下この項において同じ。）を行なう場合（専ら他の事業者に課税資産の譲渡等を行なう場合を除く。）において、あらかじめ課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の価格を表示するときは、当該資産又は役務に係る消費税額及び地方消費税額の合計額に相当する額を含めた価格を表示しなければならない。

（罰則）

第六十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、十年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 偽りその他不正の行為により、消費税を免れ、又は保税地域から引き取られる課税貨物に対する消費税を免れようとした者

二 偽りその他不正の行為により第五十二条第一項又は第五十三条第一項若しくは第二項の規定による還付を受けた者

三 前項第二号の罪の未遂（第五十二条第一項に規定する不足額の記載のある同項の申告書を提出した者に係るものに限る。）は、罰する。

四 前二項の犯罪（第一項第一号に規定する保税地域から引き取られる課税貨物に対する消費税を免れ、又は免れようとした者に係るものに限る。）に係る課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れに対する消費税に相当する金額又は還付金に相当する金額が千万円を超える場合には、情状により、前二項の罰金は、千万円を超えて当該消費税に相当する金額以下とすることができる。

五 第一项第一号に規定する保税地域から引き取られる課税貨物に対する消費税を免れ、又は免れようとした者に係るものに限る。）に係る課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れに対する消費税に相当する金額の十倍が千万円を超える場合には、情状により、同項の罰金は、千万円を超えて当該消費税に相当する金額の十倍に相当する金額以下とすることができる。

六 第一项第一号に規定するもののか、第四十五条第一項の規定による申告書をその提出期限までに提出しないことにより消費税を免れた者は、五年以下の懲役若しくは五百万元以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

前項の犯罪に係る課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れに対する消費税に相当する金額が五百万元を超える場合には、情状により、同項の罰金は、五百万元を超えて当該消費税に相当する金額以下とすることができる。

第六十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万元以下の罰金に処する。

一 第八条第四項本文の規定に違反して同項ただし書の承認を受けないで同項の物品の譲渡又は譲受け（これらの委託を受け、若しくは媒介をするために所持させることを含む。）をした者

二 第四十二条第一項、第四项又は第六項の規定による申告書で第四十三条第一項各号に掲げる事項を記載したものに偽りの記載をして提出した者

三 第四十七条第二項の規定による申告書をその提出期限までに提出せず、又は偽りの申告書を提出した者

第六十六条 正当な理由がなく第四十五条第一項の規定による申告書（同項第四号に掲げる消費税額がないものを除く。）又は第四十七条第一項の規定による申告書をその提出期限までに提出しなかつた者は、一年以下の懲役又は五十万元以下の罰金に処する。ただし、情状により、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して当該各条の罰金刑を科する。

2 前項の規定により第六十四条第一項、第二項又は第五項の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、これらの規定の罪についての時効の期間による。

3 人格のない社団等について第一項の規定の適用がある場合には、その代表者又は代理人がその訴訟行為につきその人格のない社団等を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

附 則 抄

(施行期日等)

この法律は、公布の日から施行し、平成元年四月一日以後に国内において事業者が行う課税仕入れ並びに同日以後に保税地域から資産の譲渡等及び同日以後に国内において事業者が行う課税仕入れ並びに同日以後に保税地域から引き取られる外国貨物に係る消費税について適用する。

2 前項の規定にかかわらず、この法律のうち次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第二十二条第一項及び第二項、第二十三条第一項及び第二項並びに第二十四条第一項及び第二項の規定 平成元年三月一日

二 附則第二十条、第二十一条、第二十二条第三項、第二十三条第三項及び第四項、第二十四条第三項、第二十五条第二項から第四項まで、第二十七条から第二十九条まで、第三十一条から第四十五条まで、第四十六条(関税法第二十四条第三項第二号の改正規定に限る。附則第四十八条から第五十一条まで、第五十二条(輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第十四条を削る改正規定を除く。)並びに附則第五十三条から第六十七条までの規定 平成元年四月一日 (旅客運賃等に関する経過措置)

3 第二条 旅客運賃、映画又は演劇を催す場所への入場料金その他の不特定かつ多数の者に対する課税資産の譲渡等に係る対価で政令で定めるものを平成元年四月一日(以下「適用日」という。)前に領収している場合において、当該対価の領収に係る課税資産の譲渡等が適用日以後に行われるときは、当該課税資産の譲渡等については、消費税を課さない。

2 繼続的に供給し、又は提供することを約する契約に基づき行う電気、ガス、水道水及び電気通信業務(電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)第二条第三号(定義)に規定する電気通信業務をいう。)で適用日前から継続して供給し、又は提供しているものの供給又は提供その他の政令で定める課税資産の譲渡等で適用日から平成元年四月三十日までの間に料金の支払を受ける権利が確定されるもの(適用日以後初めて料金の支払を受ける権利の確定される日が同月三十日後であるもの(以下この項において「特定継続供給等に係る課税資産の譲渡等」という。)にあつては、当該確定されたもののうち、政令で定める部分)については、当該確定された料金(特定継続供給等に係る課税資産の譲渡等にあつては、当該確定された料金のうち当該政令で定める部分に対応する部分に限る。)に係る課税資産の譲渡等は、適用日の前日に行われたものとみなす。

3 事業者が、第一項の規定の適用を受けた課税資産の譲渡等に係る資産を譲り受け、又は当該税資産の譲渡等に係る役務の提供を受けた場合には、適用日前に当該資産を譲り受け、又は当該役務の提供を受けたものとみなす。

(工事の請負等に関する経過措置)

3 第三条 事業者が、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)前に締結した工事(製造を含む。)の請負に係る契約(これに類する政令で定める契約を含む。)に基づき、適用日以後に当該契約に係る課税資産の譲渡等(第七条第一項各号に掲げる資産の譲渡等に該当するもの及び第八条第一項その他の法律又は条約の規定により消費税が免除されるものを除く。)を行う場合には、当該課税資産の譲渡等(施行日以後に当該契約に係る対価の額が増額された場合には、当該増額される前の対価の額に相当する部分に限る。)については、消費税を課さない。

2 事業者が、施行日前に締結した資産の貸付けに係る契約に基づき、適用日前から適用日以後引き続き当該契約に係る資産の貸付け(第七条第一項各号に掲げる資産の譲渡等に該当するもの及

び第八条第一項その他の法律又は条約の規定により消費税が免除されるものを除く。)を行つている場合において、当該契約の内容が、第一号及び第二号又は第一号及び第三号に掲げる要件に該当するときは、当該資産の貸付けについては、消費税を課さない。ただし、施行日以後に当該資産の貸付けについては、この限りではない。

一 当該契約に係る資産の貸付けの期間及び当該期間中の対価の額が定められていること。

二 事業者が事情の変更その他の理由により当該対価の額の変更を求める旨の定めがないこと。

三 契約期間中に当事者の一方又は双方がいつでも解約の申入れをすることができる旨の定めがないことその他の対価に関する契約の内容が政令で定める要件に該当していること。

2 事業者が、施行日前に締結した役務の提供に係る契約で当該契約の性質上当該役務の提供の時期をあらかじめ定めることができないものであつて、当該役務の提供に先立つて対価の全部又は一部が分割して支払われる契約として政令で定めるものに基づき、適用日以後に当該契約に係る役務の提供を行う場合において、当該契約の内容が次に掲げる要件に該当するときは、当該役務の提供については、消費税を課さない。ただし、施行日以後において当該役務の提供の対価の額の変更が行われた場合は、この限りでない。

一 当該契約に係る役務の提供の対価の額が定められていること。

二 事業者が事情の変更その他の理由により当該対価の額の変更を求める旨の定めがないこと。

4 第一項、第二項本文又は前項本文の規定の適用を受ける課税資産の譲渡等を行つた事業者のこれららの規定の適用を受ける課税期間に係る第三十条第二項、第六項若しくは第九項、第三十二条第一項若しくは第四項、第三十八条第一項、第三十九条第一項、第四十三条第一項又は第四十五条第一項の規定の適用については、第三十条第二項第一号中「課税資産の譲渡等にのみ要するもの」とあるのは「課税資産の譲渡等(附則第三条第一項、第二項本文又は第三項本文の規定の適用を受けるものを除く。以下この号において同じ。)にのみ要するもの」と、「その他の資産の譲渡等に共通して要するもの」とあるのは「その他の資産の譲渡等(附則第三条第一項、第二項本文又は第三項本文の規定の適用を受けるものを含む。以下この号において同じ。)に共通して要するもの」と、同条第六項中「行つた資産の譲渡等」とあるのは「行つた資産の譲渡等(附則第三十条第一項、第二項本文又は第三項本文の規定の適用を受けるものを除く。)と、「行つた課税資産の譲渡等」とあるのは「行つた課税資産の譲渡等(附則第三条第一項、第二項本文又は第三項本文の規定の適用を受けるものを除く。)」と、同条第九項第一号中「を除く」とあるのは「並びに附則第三条第一項、第二項本文又は第三項本文の規定の適用を受けるものを除く」と、第三十二条第一項第二号イ及び同条第四項第二号イ中「課税資産の譲渡等に」とあるのは「課税資産の譲渡等(附則第三条第一項、第二項本文又は第三項本文の規定の適用を受けるものを除く。以下この号において同じ。)」にと、第三十八条第一項及び第三十九条第一項中「免除されるものを除く」とあるのは「免除されるもの及び附則第三条第一項、第二項本文又は第三項本文の規定の適用を受けるものを除く」とあるのは「免除されるもの」とある。

5 事業者が、第一項、第二項本文若しくは第三項本文の規定の適用を受けた事業者からこれらの規定の適用を受けた課税資産の譲渡等に係る資産を譲り受け、若しくは借り受け、又は当該課税資産の譲渡等に係る役務の提供を受けた場合には、適用日前に当該資産を譲り受け、若しくは借り受け、又は当該役務の提供を受けたものとみなす。

6 事業者が、第一項又は第二項本文の規定の適用を受けた課税資産の譲渡等を行つた場合には、その相手方に對し当該課税資産の譲渡等がこれらの規定の適用を受けたものであることにについて書面により通知するものとする。

(輸出物品販売場の許可に関する経過措置)

第四条 適用日の前日において附則第二十条の規定による廃止前の物品税法(昭和三十七年法律第百四十八号)第二十条第六項(輸出物品販売場における輸出免税の特例)の規定による許可を受けている輸出物品販売場を經營する事業者であるものが適用日以後引き続き第八条第一項に規定する輸出物品販売場を經營する事業者となろうとする場合には、その旨を政令で定めるところにより、適用日の前日までに、その納稅地を所轄する税務署長に届け出たときは、当該輸出物品販売場については、適用日において、同条第六項の規定による許可を受けたものとみなす。

(小規模事業者に係る納稅義務の免除に関する経過措置)

第五条 第九条第一項に規定する基準期間における課税売上高(次項において「基準期間における課税売上高」という。)については、当該基準期間の初日が施行日前であるときは、この法律が、当該基準期間の初日から施行されていたものとして、同条第二項及び第三項の規定により計算する。

2 前項の規定により基準期間における課税売上高を計算することにつき困難な事情があるときは、第九条第二項の規定にかかるわらず、昭和六十四年一月一日から平成元年二月二十八日までの期間における課税売上高(当該期間中に国内において行つた課税資産の譲渡等の対価の額(第二十八条第一項に規定する対価の額をいう。)の合計額から当該期間中に行つた第九条第二項に規定する売上げに係る税抜対価の返還等の金額の合計額を控除した残額をいう。)に六を乗じて計算した金額を基準期間における課税売上高とすることができる。

3 事業者が、第九条第四項に規定する届出書を適用日前にその納稅地を所轄する税務署長に提出した場合は、「届出書を平成元年三月三十一日までに」と、「当該提出をした日の属する課税期間の翌課税期間(当該提出をした日の属する課税期間が事業を開始した日の属する課税期間その他の政令で定める課税期間である場合には、当該課税期間)」とあるのは、「平成元年四月一日の属する課税期間」と、同条第六項中「同項に規定する翌課税期間」とあるのは、「平成元年四月一日の属する課税期間」とする。(相続があつた場合の納稅義務の免除の特例等の経過措置)

第六条 第十条から第十二条までの規定は、施行日の翌日以後にこれらの規定に規定する相続、合併及び分割があつた場合について適用する。

2 第十一条第二項若しくは第十四条又は第十二条第二項から第五項までの規定がある場合において、これらの規定に規定する基準期間に対応する期間の初日が施行日前であるときは、この法律が、当該期間の初日から施行されていたものとして、これらの規定を適用する。

(割賦販売等に係る資産の譲渡等の時期の特例等に関する経過措置)

第七条 第十五条の規定は、適用日以後に行われる同条第一項に規定する棚卸資産又は役務の割賦販売等について適用する。

2 第十六条の規定は、適用日以後に行われる同条第一項に規定する資産の延払条件付販売等又は同条第五項に規定する資産の譲渡等の時期の特例について適用する。

(長期工事の請負に係る資産の譲渡等の時期の特例に関する経過措置)

第八条 事業者が、適用日前に締結した長期工事(第十七条第一項に規定する長期工事をいう。以下この項において同じ。)の請負に係る契約に基づき、適用日以後に当該契約に係る目的物の引渡しを行う場合(附則第三条第一項の規定の適用を受ける場合を除く。)において、当該事業者が、当該長期工事に係る対価の額につき、適用日の属する年又は事業年度以前の年又は事業年度において第十七条第一項に規定する工事進行基準の方法により経理した金額があるときは、当該長期工事の目的物のうち当該长期工事の着手の日から適用日の前日までの期間に対応する部分は、同項の規定により既に工事進行基準の方法により経理した金額に係るものとみなして、同条第二項の規定を適用することができる。

2 事業者が前項の規定の適用を受ける課税資産の譲渡等を行つた場合における第三十八条第一項、第三十九条第一項、第四十三条第一項又は第四十五条第一項の規定の適用については、第三

十八条第一項及び第三十九条第一項中「免除されるものを除く」とあるのは「免除されるもの及び附則第八条第一項の規定の適用を受ける課税資産の譲渡等のうち同項に規定する計算した金額に係る部分を除く」と、第四十三条第一項及び第四十五条第一項中「免除されるもの」とあるのは「免除されるもの及び附則第八条第一項の規定の適用を受けるもの」とする。

事業者が、他の事業者から第一項の規定の適用を受けた場合には、その相手方に対し当該目的物の引渡しが同項の規定の適用を受けたものである旨及び同項の規定の適用を受けた部門に係る対価の額を書面により通知するものとする。

(小規模事業者に係る資産の譲渡等の時期等の特例に関する経過措置)

第九条 第十八条の規定は、同条第一項に規定する個人事業者が適用日以後に行う資産の譲渡等及び課税仕入れについて適用する。

(個人事業者の納稅地の特例に関する経過措置)

第十条 施行日前に所得税法第十六条第一項又は第二項(納稅地の特例)の規定の適用を受けている個人事業者についての第二十二条第一項又は第二項の規定の適用については、施行日にこれらに規定する書類の提出があつたものとみなす。

(普通乗用自動車の税率等に関する経過措置)

第十二条 施行日前に所得税法第十六条第一項又は第二項(納稅地の特例)の規定の適用を受けている個人事業者についての第二十二条第一項又は第二項の規定の適用については、施行日にこれらに規定する書類の提出があつたものとみなす。

(個人事業者の納稅地の特例に関する経過措置)

第十三条 施行日前に所得税法第十六条第一項又は第二項(納稅地の特例)の規定の適用を受けている個人事業者についての第二十二条第一項又は第二項の規定の適用については、施行日にこれらに規定する書類の提出があつたものとみなす。

(電気を動力源とするもののうち、内燃機関を有しないものを除く。)で、初めて道路運送車両法(昭和二十六年法律第百八十五号)第六十条第一項(新規検査)又は第七十一条第四項(予備検査)の規定により自動車検査証の交付を受けた日(これらの規定の適用を受けないものにあっては、使用を開始した日)から一年以上経過した乗用自動車及び同法第十三条(移転登録)の規定による移転登録を受けている乗用自動車(保稅地域から引き取られる乗用自動車にあつては、引取り前に一年以上使用されていたものとして政令で定めるもの)以外のものをいう。

2 前項に規定する普通乗用自動車とは、長さが三百二十七センチメートルを超える幅が百四十センチメートルを超える又は気筒容積が五百五十立方センチメートルを超える四輪以上の乗用自動車(電気を動力源とするもののうち、内燃機関を有しないものを除く。)で、初めて道路運送車両法(昭和二十六年法律第百八十五号)第六十条第一項(新規検査)又は第七十一条第四項(予備検査)の規定により自動車検査証の交付を受けた日(これらの規定の適用を受けないものにあっては、使用を開始した日)から一年以上経過した乗用自動車及び同法第十三条(移転登録)の規定による移転登録を受けている乗用自動車(保稅地域から引き取られる乗用自動車にあつては、引取り前に一年以上使用されていたものとして政令で定めるもの)以外のものをいう。

3 事業者が、第一項に規定する期間内に同項に規定する普通乗用自動車につき第十五条第一項に規定する割賦販売等を行つた場合において、当該普通乗用自動車の譲渡につき同項の規定の適用を受けたときは、当該普通乗用自動車の当該割賦販売等に係る賦払金の額で、第一項に規定する期間後への支払の期日が到来するものに係る部分の資産の譲渡について適用される税率は、第二十九条の規定にかかるわらず、同項に規定する税率とする。

4 第一条の規定の適用を受ける普通乗用自動車(以下この条において「普通乗用自動車」といいう。)に係る第三十条第一項、第三十二条第一項、第三十六条第一項、第三十八条第一項及び第三十九条第一項の規定の適用については、第三十条第一項、第三十二条第一項第一号及び第三十条第一項中「百三分の三」とあるのは「百分の六」と、第三十八条第一項中「百分の三」とあるのは「百分の六」と、「百分の三」とあるのは「百分の六」とあるのは「百分の六」と、第三十九条第一項中「百三分の三」とあるのは「百分の六」とする。

5 普通乗用自動車の譲渡を行つた事業者の適用日の属する課税期間から平成四年三月三十一日の属する課税期間までの各課税期間及び第一項に規定する税率が適用される第三項に規定する資産の譲渡を行われた各課税期間に係る第四十二条第一項、第四項、第六項又は第八項の規定による申告書で第四十三条第一項各号に掲げる事項を記載したもの及び第四十五条第一項の規定による申告書については、第四十三条第一項第一号及び第四十五条第一項第一号中「課税標準である金額の合計額」とあるのは「税率の異なるごとに区分した課税標準である金額及びその合計額」と、

る改正規定を除く。)、附則第十九条及び第二十条の規定、附則第二十二条の規定(前号に掲げる改正規定を除く。)並びに附則第二十二条の規定 平成三年四月一日
 附則 (平成二年三月三十日法律第六号) 抄
 (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附則 (平成二年六月二二日法律第三六号) 抄
 (施行期日)

第一条 この法律は、平成二年十月一日から施行する。
 1 この法律は、平成二年十月一日から施行する。

附則 (平成二年六月二七日法律第五〇号) 抄
 (施行期日)

第一条 この法律は、平成三年四月一日から施行する。
 1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則 (平成三年六月二九日法律第六二号) 抄
 (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。
 1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則 (平成三年五月三〇日法律第一八号) 抄
 (施行期日)

第一条 この法律は、平成三年七月一日から施行する。
 1 この法律は、公布の日から施行する。

附則 (平成三年四月二六日法律第四六号) 抄
 (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二十条及び附則第十条から第二十四条までの規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則 (平成三年五月一五日法律第七三号) 抄
 (施行期日)

第一条 この法律は、平成三年十月一日から施行する。
 (経過措置の原則)

第二条 この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後の消費税法(以下「新法」という。)の規定は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)以後に国内において事業者が行う資産の譲渡等及び施行日以後に国内において事業者が行う課税仕入れ並びに施行日以後に保税地域から引き取られる外国貨物に係る消費税について適用し、施行日前に国内において事業者が行つた資産の譲渡等及び施行日前に国内において事業者が行つた課税仕入れ並びに施行日前に保税地域から引き取った外国貨物に係る消費税については、なお従前の例による。

(小規模事業者に係る納稅義務の免除に関する経過措置)

第三条 施行日以後に開始する消費税法第十九条に規定する課税期間(以下「課税期間」という。)に係る新法第九条第一項に規定する基準期間における課税売上高(次条第一項において「基準期間」における課税売上高)といふ。)については、当該基準期間の初日が施行日前であるときは、新法別表第一第七号から第十三号までの規定(改正前の消費税法(以下「旧法」という。)別表第一第七号、第十一号及び第十二号に掲げる資産の譲渡等に該当するものを除く。)に基づき行われる資産の譲渡等に該当するものに限る。)につき同項の規定の適用を受けた場合において、当該延払条件付販売等に係る賦払金の額で施行日以後にその支払の期日が到来するものがあるときは、当該賦払金に係る部分の資産の譲渡等については、新法第六条第一項に規定する別表第一に掲げるるものとみなす。

第一第七号、第十号及び第十二号の規定は、適用しない。

(延払条件付販売等に係る資産の譲渡等の時期の特例を受ける場合における非課税に関する経過措置)

第六条 事業者が、施行日前に行つた消費税法第十六条第一項の資産の同項に規定する延払条件付販売等(新法別表第一第七号、第十号及び第十二号に掲げる資産の譲渡等に該当するもの(旧法別表第一第七号に掲げる資産の譲渡等に該当するものを除く。)に限る。)につき同項の規定の適用を受けた場合において、当該延払条件付販売等に係る賦払金の額で施行日以後にその支払の期日が到来するものがあるときは、当該賦払金に係る部分の資産の譲渡等については、新法別表第一第七号、第十号及び第十二号の規定は、適用しない。

事業者が、施行日前に行つた消費税法第十六条第一項の資産の同項に規定する延払条件付販売等(新法別表第一第七号に規定する身体障害者授産施設、精神薄弱者授産施設及び授産施設を経営する事業において授産活動としての作業に基づき行われる資産の譲渡等に該当するものに限る。)につき同項の規定の適用を受けた場合において、当該割賦販売等に係る賦払金の額で施行日以後にその支払の期日が到来するものがあるときは、当該賦払金に係る部分の資産の譲渡等については、新法別表第一第七号から第十二号までの規定は、適用しない。

(延払条件付販売等に係る資産の譲渡等の時期の特例を受ける場合における非課税に関する経過措置)

第七条 新法第十八条第一項の個人事業者が、施行日前に行つた社会福祉事業等の資産の譲渡等(資産の譲渡等で新法別表第一第七号から第十三号までに掲げる資産の譲渡等に該当するもの(旧法別表第一第七号及び第八号に掲げる資産の譲渡等に該当するものを除く。)をいう。以下同じ。)につき、当該社会福祉事業等の資産の譲渡等に該当する対価の額を収入した日が施行日以後で施行日以後にその支払の期日が到来するものがあるときは、当該賦払金に係る部分の資産の譲渡等については、新法第六条第一項に規定する別表第一に掲げるものとみなす。

(小規模事業者に係る資産の譲渡等の時期等の特例を受ける場合における非課税及び課税仕入れに関する経過措置)

第一条 第七号若しくは第三項に規定する相続(以下この条において「相続」といふ。)が、当該基準期間の初日から施行されていていたものとして、新法第九条第二項及び第三項の規定により計算する。

(相続があつた場合の納稅義務の免除の特例等に関する経過措置)

第四条 施行日以後に消費税法第十条第一項に規定する相続(以下この条において「相続」といふ。)又は同法第十二条第一項に規定する分割(以下この条において「分割」といふ。)があつた場合における新法第十条第一項に規定する被相続人に係る基準期間における課税売上高(新法第十三条第一項若しくは第三項に規定する被合併法人に係る基準期間における課税売上高又は新法

第十二条第一項に規定する分割親法人に係る基準期間における課税売上高については、当該基準期間の初日が施行日前であるときは、新法別表第一第七号から第十三号までの規定が、当該基準期間の初日から施行されているものとして、新法第十条第一項、第十一项若しくは第三項(又は第十二条第一項の規定を適用する。)合併又は分割があつた場合において、施行日以後に開始する課税期間に係る新法第十二条第二項若しくは第四項又は第十二条第二項から第五項までに規定する基準期間に対応する期間における課税売上高については、当該期間の初日が施行日前であるときは、新法別表第一第七号から第十三号までの規定が、当該期間の初日から施行されたものとして、新法第十一条第二項若しくは第十二条第一項の規定を適用する。

項若しくは第四項又は第十二条第二項から第五項までに規定する基準期間に規定する基準期間の初日から施行されたものとして、新法第十一条第一項、第十一项若しくは第三項

又は第十二条第一項の規定を適用する。

項若しくは第十二条第二項から第五項までに規定する基準期間に規定する基準期間の初日から施行されたものとして、新法第十一条第一項、第十一项若しくは第三項

又は第十二条第一項の規定を適用する。

渡等に係る役務の提供を受けることをいう。以下同じ。)につき、当該社会福祉事業等の仕入れに係る費用の額を支出した日が施行日以後であるときは、当該社会福祉事業等の仕入れに係る新法第三十条から第三十六条までの規定による仕入れに係る消費税額の控除等については、なお従前の例による。

3 新法第十八条第一項の個人事業者が、施行日前に行つた授産作業の資産の譲渡等(資産の譲渡等で新法別表第一第七号イに規定する身体障害者授産施設、精神薄弱者授産施設及び授産施設を経営する事業において授産活動としての作業に基づき行われる資産の譲渡等に該当するもの)をいう。以下同じ。)又は授産作業の仕入れ(授産作業の資産の譲渡等に係る資産を譲り受け、若しくは借り受け、又は授産作業の資産の譲渡等に係る役務の提供を受けることをいう。以下同じ。)につき、当該授産作業の資産の譲渡等に係る対価の額を収入した日又は当該授産作業の仕入れに係る費用の額を支出した日が施行日以後であるときは、当該授産作業の資産の譲渡等について、新法第六条第一項に規定する別表第一に掲げるものとみなし、当該授産作業の仕入れについては、新法第三十条から第三十六条までの規定による仕入れに係る消費税額の控除等の適用を受ける課税仕入れに該当しないものとする。

(仕入れに係る対価の返還等を受けた場合の仕入れに係る消費税額の控除の特例に関する経過措置)

3 事業者が、施行日前に国内において行つた社会福祉事業等の仕入れにつき、新法第三十二条第一項に規定する仕入れに係る対価の返還等を受けた場合には、当該仕入れに係る対価の返還等に係る同条の規定による仕入れに係る消費税額の控除の計算については、なお従前の例による。

(課税業務用調整対象固定資産を非課税業務用に転用した場合の仕入れに係る消費税額の調整に関する経過措置)

第九条 社会福祉事業等の資産の譲渡等を行う事業者(新法第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者を除く。)が、社会福祉事業等の資産の譲渡等に係る外貨物に該当するものにつき、新法第三十二条第四項に規定する消費税額の還付を受けた場合には、当該消費税額の還付に係る同条の規定による仕入れに係る消費税額の控除の計算については、なお従前の例による。

2 新法第三十二条の規定は、授産作業の仕入れに係る同条第一項に規定する仕入れに係る対価の返還等については、施行日以後に事業者が国内において当該授産作業の仕入れを行つた場合について適用する。

3 事業者が、施行日前に保税地域から引き取つた外國貨物で新法別表第二第六号及び第七号に掲げられる外貨物に該当するものにつき、新法第三十二条第四項に規定する消費税額の還付を受けた場合には、当該消費税額の還付に係る同条の規定による仕入れに係る消費税額の控除の計算については、なお従前の例による。

2 新法第三十二条の規定は、授産作業の仕入れに係る同条第一項に規定する仕入れに係る対価の返還等については、施行日以後に事業者が国内において当該授産作業の仕入れを行つた場合について適用する。

3 事業者が、施行日前に保税地域から引き取つた外國貨物で新法別表第二第六号及び第七号に掲げられる外貨物に該当するものにつき、新法第三十二条第四項に規定する消費税額の還付を受けた場合には、当該消費税額の還付に係る同条の規定による仕入れに係る消費税額の控除の計算については、なお従前の例による。

2 新法第三十二条の規定は、授産作業の仕入れに係る同条第一項に規定する仕入れに係る対価の返還等については、施行日以後に事業者が国内において当該授産作業の仕入れを行つた場合について適用する。

3 事業者が、施行日前に国内において行つた社会福祉事業等の資産の譲渡等に係る売上げに係る対価の返還等を受けた場合には、当該売上げに係る対価の返還等をした場合については、当該売上げに係る対価の返還等に係る同条の規定による消費税額の控除については、なお従前の例による。

2 新法第三十八条の規定は、授産作業の資産の譲渡等に係る同条第一項に規定する売上げに係る対価の返還等については、施行日以後に事業者が国内において当該授産作業の資産の譲渡等を行つた場合について適用する。

(貸倒れに係る消費税額の控除等に関する経過措置)

第十三条 事業者が、施行日前に国内において行つた社会福祉事業等の資産の譲渡等に係る売掛けの他の債権につき、新法第三十九条第一項に規定する事実が生じたため、当該社会福祉事業等の資産の譲渡等につき、新法第三十九条第一項に規定する売掛けに係る対価の返還等をした場合には、当該売上げに係る対価の返還等に係る同条の規定による消費税額の控除については、なお従前の例による。

2 新法第三十九条の規定は、授産作業の資産の譲渡等に係る同条第一項に規定する売上げに係る対価の返還等については、施行日以後に事業者が国内において当該授産作業の資産の譲渡等を行つた場合について適用する。

(課税資産の譲渡等についての中間申告に関する経過措置)

第十四条 新法第四十条の規定は、施行日以後に開始する課税期間について適用し、施行日前に開始した課税期間については、なお従前の例による。

(課税資産の譲渡等についての中間申告に関する経過措置)

第十五条 新法第四十二条第一項及び第四十三条の規定は、新法第四十二条第一項、第四項、第六項又は第八項に規定する課税期間が施行日以後に開始する場合について適用し、当該課税期間が施行日前に開始した場合については、なお従前の例による。

(国、地方公共団体等に対する特例に関する経過措置)

第十六条 附則第七条の規定は、新法第六十条第二項の規定の適用を受ける国又は地方公共団体が施行日前に行つた次に掲げる資産の譲渡等又は仕入れについて準用する。この場合において、附則第七条中「第十一条第一項の個人事業者」と「の額を収入した日」とあるのは、「第六十条第二項の規定の適用を受ける国又は地方公共団体」と、「の額を支出した日」とあるのは、「を収納すべき会計年度の末日」と、「額を支出した日」とあるのは、「支出すべき会計年度の末日」と「第三十六条まで」とあるのは、「第三十六条まで並びに第六十条第四項及び第五項」と読み替えるものとする。

2 新法第三十六条第一項の規定は、授産作業の仕入れに係る棚卸資産については、施行日以後に同項の規定が適用する。同項の規定は、新法第三十六条第三項の個人事業者又は法人が同項の被相続人又は被合併法人の事業を承継した場合について準用する。この場合において、前二項中「第三十六条第一項」

とあるのは、「第三十六条第三項」と、「事業者」とあるのは、「個人事業者又は法人」と、「国内」とあるのは、「同項の被相続人又は被合併法人が国内」と、「保税地域」とあるのは、「同項の被相続人又は被合併法人が保税地域」と読み替えるものとする。

4 第一条及び第二項の規定は、新法第三十六条第五項の事業者が、新法第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除されることとなつた場合について準用する。この場合において、第一項及び第二項中「第三十六条第一項」とあるのは、「第三十六条第五項」と読み替えるものとする。

(中小事業者の仕入れに係る消費税額の控除の特例に関する経過措置)

第十二条 新法第三十七条第一項の規定は、施行日以後に開始する課税期間について適用し、施行日前に開始した課税期間については、なお従前の例による。

2 施行日前に提出された旧法第三十七条第一項の規定による届出書は、新法第三十七条第一項の規定による届出書とみなして、同条の規定を適用する。

(売上げに係る対価の返還等をした場合の消費税額の控除に関する経過措置)

第十三条 事業者が(新法第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者を除く。以下この条及び次条において同じ。)が、施行日前に国内において行つた社会福祉事業等の資産の譲渡等につき、新法第三十八条第一項に規定する売上げに係る対価の返還等をした場合には、当該売上げに係る対価の返還等に係る同条の規定による消費税額の控除については、なお従前の例による。

2 新法第三十八条の規定は、授産作業の資産の譲渡等に係る同条第一項に規定する売上げに係る対価の返還等については、施行日以後に事業者が国内において当該授産作業の資産の譲渡等を行つた場合について適用する。

(貸倒れに係る消費税額の控除等に関する経過措置)

第十三条 事業者が、施行日前に国内において行つた社会福祉事業等の資産の譲渡等に係る売掛けの他の債権につき、新法第三十九条第一項に規定する事実が生じたため、当該社会福祉事業等の資産の譲渡等につき、新法第三十九条第一項に規定する売掛けに係る対価の返還等をした場合には、当該売上げに係る対価の返還等に係る同条の規定による消費税額の控除については、なお従前の例による。

2 新法第三十九条の規定は、授産作業の資産の譲渡等に係る同条第一項に規定する売掛けに係る対価の返還等については、施行日以後に事業者が国内において当該授産作業の資産の譲渡等を行つた場合について適用する。

(課税資産の譲渡等についての中間申告に関する経過措置)

第十四条 新法第四十条の規定は、施行日以後に開始する課税期間について適用し、当該課税期間が施行日前に開始した場合については、なお従前の例による。

(課税資産の譲渡等についての中間申告に関する経過措置)

第十五条 新法第四十二条第一項及び第四十三条の規定は、新法第四十二条第一項、第四項、第六項又は第八項に規定する課税期間が施行日以後に開始する場合について適用し、当該課税期間が施行日前に開始した場合については、なお従前の例による。

(国、地方公共団体等に対する特例に関する経過措置)

第十六条 附則第七条の規定は、新法第六十条第二項の規定の適用を受ける国又は地方公共団体が施行日前に行つた次に掲げる資産の譲渡等又は仕入れについて準用する。この場合において、附則第七条中「第十一条第一項の個人事業者」と、「の額を収入した日」とあるのは、「第六十条第二項の規定の適用を受ける国又は地方公共団体」と、「の額を支出した日」とあるのは、「を収納すべき会計年度の末日」と、「額を支出した日」とあるのは、「支出すべき会計年度の末日」と「第三十六条まで」とあるのは、「第三十六条まで並びに第六十条第四項及び第五項」と読み替えるものとする。

2 新法第三十六条第一項の規定は、授産作業の仕入れに係る棚卸資産については、施行日以後に同項の規定が適用する。同項の規定は、新法第三十六条第三項の個人事業者又は法人が同項の被相続人又は被合併法人の事業を承継した場合について準用する。この場合において、前二項中「第三十六条第一項」

2 新法第六十条第二項の規定の適用を受ける国又は地方公共団体が施行日前に外国貨物（新法別表第二第六号及び第七号に掲げる外国貨物に該当するものに限る。次項において同じ。）を保税地域から引き取った場合には、当該外国貨物につき課された又は課されるべき消費税額に係る新法第三十条から第三十六条まで並びに第六十条第四項及び第五項の規定による仕入れに係る消費税額の控除等については、なお従前の例による。

3 新法第六十条第三項の規定の適用を受ける同項に規定する法人が施行日前に行つた第一項各号に掲げる資産の譲渡等又は仕入れに関する経過措置及び当該法人が施行日前に保税地域から引き取った外国貨物に係る仕入れに係る消費税額の控除等に関する経過措置については、前二項の規定に準じて、政令で定める。（罰則に関する経過措置）

第十七条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることされる消費税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。（政令への委任）

第十八条 附則第二条から前条までに定めるものほか、新法第九条第四項の規定による届出書の提出に提出、新法第三十条第三項第二号の承認及び新法第三十七条第三条第一項の規定による届出書の提出に関する経過措置その他この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。（附則）

（平成四年四月一四日法律第三四号）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。（施行期日）

第一条 この法律は、平成四年十月一日から施行する。（附則）

第一条 この法律は、平成四年六月五日法律第六七号）抄

（施行期日）

（平成四年五月六日法律第三九号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成五年四月一日から施行する。（附則）

第一条 この法律は、平成四年六月三日法律第六七号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。（附則）

（平成四年六月二六日法律第八七号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。（附則）

（平成五年五月二一日法律第五一号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。（附則）

（平成六年三月三一日法律第二七号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。（附則）

（平成六年六月二九日法律第五六号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成六年十月一日から施行する。（その他の経過措置の政令への委任）

第六十七条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成六年一二月二日法律第一〇九号）抄
(施行期日)

第一条 この法律は、平成七年一月一日から施行する。ただし、第三条の規定並びに附則第七条から第二十四条まで及び第二十八条の規定は、平成九年四月一日から施行する。

第七条 この附則に別段の定めがあるものを除き、第三条の規定による改正後の消費税法（以下「新消費税法」という。）の規定は、平成九年四月一日（以下「適用日」という。）以後に国内において事業者が行う資産の譲渡等及び適用日以後に国内において事業者が行う課税仕入れ並びに適用日前に保税地域から引き取られる外國貨物に係る消費税について適用し、適用日前に国内において事業者が行つた資産の譲渡等及び適用日前に国内において事業者が行つた課税仕入れ並びに適用日前に保税地域から引き取つた外國貨物に係る消費税については、なお従前の例による。

（小規模事業者に係る納稅義務の免除に関する経過措置）

第八条 事業者が、適用日前に国内において行つた課税資産の譲渡等（消費税法第二条第一項第九号（定義）に規定する課税資産の譲渡等をいう。以下同じ。）につき、同項第十四号に規定する基準期間中に新消費税法第三十八条第一項（売上げに係る対価の返還等をした場合の消費税額の控除）に規定する売上げに係る対価の返還等をした場合には、当該売上げに係る対価の返還等に係る新消費税法第九条第一項（小規模事業者に係る納稅義務の免除）、第十一條第四項（合併があつた場合の納稅義務の免除の特例）又は第十二条第二項（分割があつた場合の納稅義務の免除の特例）に規定する基準期間における課税売上高の計算については、なお従前の例による。（基準期間がない法人の納稅義務の免除の特例に関する経過措置）

第九条 新消費税法第十二条の二（基準期間がない法人の納稅義務の免除の特例）の規定は、適用日以後に同条に規定する新設法人に該当することとなつた事業者について適用する。（旅客運賃等の税率等に関する経過措置）

第十条 事業者が、旅客運賃、映画又は演劇を催す場所への入場料金その他の不特定かつ多數の者に対する課税資産の譲渡等に係る対価で政令で定めるものを適用日前に領収している場合において、当該対価の領収に係る課税資産の譲渡等を適用日以後に行うときは、当該課税資産の譲渡等に係る消費税については、第三条の規定による改正前の消費税法（以下「旧消費税法」という。）第二十九条（税率）に規定する税率による。

2 事業者が継続的に供給し、又は提供することを約する契約に基づき行う電気、ガス、水道及
び電気通信役務（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第三号（定義）に規定する電気通信役務をいう。）で適用日前から継続して供給し、又は提供しているものの供給又は提供その他の政令で定める課税資産の譲渡等で適用日から平成九年四月三十日までの間に料金の支払を受ける権利が確定するもの（適用日以後初めて料金の支払を受ける権利が確定する日が同年三月三十日後であるもの（以下この項において「特定継続供給等に係る課税資産の譲渡等」という。）にあつては、当該確定したものの中、政令で定める部分）の当該確定した料金（特定継続供給等に係る課税資産の譲渡等にあつては、当該確定した料金のうち当該政令で定める部分に對応する部分に限る。）に係る課税資産の譲渡等に係る消費税については、旧消費税法第二十九条に規定する税率による。

3 事業者が、昭和六十三年十二月三十日から平成八年十月一日（以下「指定日」という。）の前日までの間に締結した工事（製造を含む。）の請負に係る契約（これに類する政令で定める契約を含む。）に基づき、適用日以後に当該契約に係る課税資産の譲渡等を行う場合には、当該課税資産の譲渡等（指定日以後に当該契約に係る対価の額が増額された場合には、当該増額される前年の対価の額に相当する部分に限る。）に係る消費税については、旧消費税法第二十九条に規定する税率による。

4 事業者が、昭和六十三年十二月三十日から指定日の前日までの間に締結した資産の貸付けに係る契約に基づき、適用日前から適用日以後引き続き当該契約に係る資産の貸付けを行つてゐる場合

合において、当該契約の内容が、第一号及び第二号又は第一号及び第三号に掲げる要件に該当するときは、適用日以後に行う当該資産の貸付けに係る消費税については、旧消費税法第二十九条に規定する税率による。ただし、指定日以後に当該資産の貸付けの対価の額の変更が行われた場合には、当該変更後における当該資産の貸付けについては、この限りでない。

一 当該契約に係る資産の貸付けの期間及び当該期間中の対価の額が定められていること。

二 事業者が事情の変更その他の理由により当該対価の額の変更を求めることができる旨の定めがないこと。

三 契約期間中に当事者の一方又は双方がいつでも解約の申入れをすることができる旨の定めがないことその他他対価に関する契約の内容が政令で定める要件に該当していること。

事業者が、昭和六十三年十二月三十日から指定日の前日までの間に締結した契約の内容が、昭和六十三年十二月三十日から指定日の前日までの間に締結した契約の内容に基づき、適用日以後に当該契約に係る役務の提供の時期をあらかじめ定めることができないものである。

契約で当該契約の性質上当該役務の提供の時期をあらかじめ定めることができないものであつて、当該役務の提供に先立つて対価の全部又は一部が分割して支払われる契約として政令で定めるものに基づき、適用日以後に当該契約に係る役務の提供を行う場合において、当該契約の内容が次に掲げる要件に該当するときは、当該役務の提供に係る消費税については、旧消費税法第二十九条に規定する税率による。ただし、指定日以後において当該役務の提供の対価の額の変更が行われた場合は、この限りでない。

一 当該契約に係る役務の提供の対価の額が定められていること。

二 事業者が事情の変更その他の理由により当該対価の額の変更を求めることができる旨の定めがないこと。

6 第一項から第三項まで、第四項本文又は前項本文の規定の適用を受ける課税資産の譲渡等に係る新消費税法第三十八条第一項（売上げに係る対価の返還等をした場合の消費税額の控除）及び第三十九条第一項（貸倒れに係る消費税額の控除等）の規定の適用については、新消費税法第三十八条第一項中「百分の五」と、「百五分の四」とあるのは「百分の三」と、「百五分の三」と、新消費税法第三十九条第一項中「百五分の四」とあるのは「百三分の三」とする。

7 事業者が第一項から第三項まで、第四項本文又は第五項本文の規定の適用を受けた事業者からこれらの規定の適用を受けた課税資産の譲渡等に係る資産を譲り受け、若しくは借り受け、又は当該課税資産の譲渡等に係る役務の提供を受けた場合における新消費税法第三十条第一項（仕入れに係る消費税額の控除）第三十二条第一項（仕入れに係る対価の返還等を受けた場合の仕入れに係る消費税額の控除の特例）及び第三十六条第一項（納稅義務の免除を受けないこととなつた場合等の棚卸資産に係る消費税額の調整）の規定の適用については、これらの規定中「百五分の四」とあるのは、「百三分の三」とする。

8 事業者が、第三項又は第四項本文の規定の適用を受けた課税資産の譲渡等を行つた場合には、その相手方に對し当該課税資産の譲渡等がこれらの規定の適用を受けたものであることについて書面により通知するものとする。

（割賦販売等に係る資産の譲渡等の時期の特例を受ける場合における税率等に関する経過措置）

第十一條 事業者が、適用日前に行つた消費税法第十五条第一項（割賦販売等に係る資産の譲渡等の時期の特例）に規定する棚卸資産又は役務の割賦販売等につき同項の規定の適用を受けた場合において、当該割賦販売等に係る賦払金の額で適用日以後にその支払の期日が到来するものがあるときは、当該賦払金に係る部分の課税資産の譲渡等に係る消費税については、旧消費税法第二十九条（税率）に規定する税率による。

2 前条第六項の規定は、前項の規定の適用を受ける場合について準用する。

（延払条件付販売等に係る資産の譲渡等の時期の特例を受ける場合における税率等に関する経過措置）

第十二条 事業者が、適用日前に行つた消費税法第十六条第一項（延払条件付販売等に係る資産の譲渡等の時期の特例）に規定する延払条件付販売等につき同項の規定の適用を受けた場合において、当該延払条件付販売等に係る賦払金の額で適用日以後にその支払の期日が到来するものがあるときは、当該賦払金に係る部分の課税資産の譲渡等に係る消費税については、旧消費税法第二十九条（税率）に規定する税率による。

合において、当該契約の内容が、第一号及び第二号又は第一号及び第三号に掲げる要件に該当するときは、適用日以後に行う当該資産の貸付けに係る消費税については、旧消費税法第二十九条に規定する税率による。

（長期工事の請負に係る資産の譲渡等の時期の特例を受ける場合における税率等に関する経過措置）

第十三条 事業者が、指定日から適用日の前日までの間に締結した消費税法第十七条第一項（長期工事の請負に係る資産の譲渡等の時期の特例）に規定する長期工事の請負に係る契約に基づき、適用日以後に当該契約に係る目的物の引渡しを行つた場合において、当該長期工事に係る目的物のうち当該長期工事の着手の日から適用日の前日までの期間に対応する部分の対価の額として政令で定めるところにより計算した金額に係る部分の課税資産の譲渡等に係る消費税については、旧消費税法第二十九条（税率）に規定する税率による。

附則第十条第六項の規定は、前項の規定の適用を受ける場合について準用する。

附則第十条第七項の規定は、事業者が、第一項の規定の適用を受けた事業者から同項の規定の適用を受けた目的物の引渡しを受けた目的物に係る対価の額のうち同項の規定の適用を受けた金額に係る部分に限る。について準用する。

4 事業者が、第一項の規定の適用を受けた目的物の引渡しを行つた場合には、その相手方に對し当該目的物の引渡しが同項の規定の適用を受けたものである旨及び同項の規定の適用を受けた部分に係る対価の額を書面により通知するものとする。

（小規模事業者に係る資産の譲渡等の時期等の特例を受ける場合における税率等に関する経過措置）

第十四条 消費税法第十八条第一項（小規模事業者に係る資産の譲渡等の時期等の特例）の個人事業者が、適用日前に行つた課税資産の譲渡等につき、当該課税資産の譲渡等に係る対価の額を収入した日が適用日以後であるときは、当該課税資産の譲渡等に係る消費税については、旧消費税法第二十九条（税率）に規定する税率による。

3 附則第十条第六項の規定は、前項の規定の適用を受けた場合について準用する。

（消費税法第十八条第一項の個人事業者が、適用日前に行つた課税仕入れにつき、当該課税仕入れに係る費用の額を支出した日が適用日以後であるときは、当該課税仕入れに係る新消費税法第三十条から第三十六条まで（仕入れに係る消費税額の控除等）の規定による仕入れに係る消費税額の控除等については、なお從前の例による。

（仕入れに係る対価の返還等を受けた場合の仕入れに係る消費税額の控除の特例に関する経過措置）

第十五条 事業者が、適用日前に国内において行つた課税仕入れにつき、適用日以後に新消費税法第三十二条第一項（仕入れに係る対価の返還等を受けた場合の仕入れに係る消費税額の控除の特例）に規定する仕入れに係る対価の返還等を受けた場合には、当該仕入れに係る対価の返還等に係る同項の規定による仕入れに係る消費税額の控除の計算については、なお從前の例による。

（納稅義務の免除を受けないこととなつた場合等の棚卸資産に係る消費税額の調整に関する経過措置）

第十六条 新消費税法第三十六条第一項（納稅義務の免除を受けないこととなつた場合等の棚卸資産に係る消費税額の調整）の事業者が、適用日前に国内において譲り受けた課税仕入れに係る棚卸資産又は適用日前に保税地域から引き取つた課税貨物で棚卸資産に該当するものを適用日以後有している場合には、当該課税仕入れに係る棚卸資産又は当該課税貨物で棚卸資産に該当するものに係る同項の規定による消費税額の調整については、なお從前の例による。

2 前項の規定は、新消費税法第三十六条第二項の個人事業者又は法人が同項の被相続人又は被合併人の事業を承継した場合について準用する。この場合において、前項中「第三十六条第一項（納稅義務の免除を受けないこととなつた場合等の棚卸資産に係る消費税額の調整）」であるのは「第三十六条第三項」と、「事業者」とあるのは「個人事業者又は法人」と、「国内」とあるのは「同項の被相続人又は被合併法人が国内」と、「保税地域」とあるのは「同項の被相続人又は被合併法人が保税地域」と読み替えるものとする。

3 第一項の規定は、新消費税法第三十六条第五項の事業者が、新消費税法第九条第一項本文（小規模事業者に係る納稅義務の免除）の規定により消費税を納める義務が免除されることとなつた場合について準用する。

（中小事業者の仕入れに係る消費税額の控除の特例に関する経過措置）

第十七条 新消費税法第三十七条第一項（中小事業者の仕入れに係る消費税額の控除の特例）の規定は、適用日前に開始する課税期間について適用する。

2 適用日前に提出された旧消費税法第三十七条第一項の規定による届出書は、新消費税法第三十一条第一項の規定による届出書とみなして、同条の規定を適用する。

（売上げに係る対価の返還等をした場合の消費税額の控除に関する経過措置）

第十八条 新消費税法第三十八条第一項（売上げに係る対価の返還等をした場合の消費税額の控除）に規定する事業者が、適用日前に国内において行った課税資産の譲渡等につき、適用日以後に同項に規定する売上げに係る対価の返還等をした場合には、当該売上げに係る対価の返還等に係る同条の規定による消費税額の控除については、なお従前の例による。

（貸倒れに係る消費税額の控除等に関する経過措置）

第十九条 新消費税法第三十九条第一項（貸倒れに係る消費税額の控除等）に規定する事業者が、適用日前に国内において行った課税資産の譲渡等に係る売掛金その他の債権につき、同項に規定する事実が生じたため、適用日以後に当該課税資産の譲渡等の同項の税込価額の全部又は一部の領収をすることができなくなつた場合には、当該領収をすることができなくなつた課税資産の譲渡等に係る同条の規定による消費税額の控除等については、なお従前の例による。

ごとに区分した課税標準である「金額及びその合計額」と、新消費税法第四十三条第一項第二号及び第四十五条第一項第二号中「課税標準額」とあるのは、「税率の異なるごとに区分した課税標準額」とする。

4 新消費税法第四十五条第五項及び第四十六条第三項（還付を受けるための申告）の規定は、適用日以後に終了する課税期間に係るこれらの規定に規定する申告書を提供する場合について適用する。

（国、地方公共団体等に対する特例に関する経過措置）

第二十二条 消費税法第六十条第二項（国、地方公共団体等に対する特例）の規定の適用を受ける國又は地方公共団体が、適用日前に行つた課税資産の譲渡等につき、当該課税資産の譲渡等の対価を収納すべき会計年度の末日が適用日以後であるときは、当該課税資産の譲渡等に係る消費税についても、旧消費税法第二十九条（税率）に規定する税率による。

附則第十条第六項の規定は、前項の規定の適用を受ける場合について準用する。

3 2 消費税法第六十条第二項の規定の適用を受ける國又は地方公共団体が、適用日前に行つた課税仕入れにつき、当該課税仕入れの費用の支払をすべき会計年度の末日が適用日以後であるときは、当該課税仕入れに係る新消費税法第三十条から第三十六条まで（仕入れに係る消費税額の控除等）並びに第六十条第四項及び第五項の規定による仕入れに係る消費税額の控除等について准用する。

（国、地方公共団体等に対する特例に関する経過措置）

3 3 消費税法第六十条第三項の規定の適用を受ける同項に規定する法人が適用日前に行つた課税資産の譲渡等及び課税仕入れに関する経過措置については、前三項の規定に準じて、政令で定める。

（罰則に関する経過措置）

第二十三条 第三条の規定の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる消費税に係る同条の規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第二十四条 附則第七条から前条までに定めるもののほか、予約販売に係る書籍等に関する経過措置その他第三条の規定の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第二十五条 消費税の税率については、社会保障等に要する費用の財源を確保する観点、行政及び財政の改革の推進状況、租税特別措置等及び消費税に係る課税の適正化の状況、財政状況等を総合的に勘案して検討を加え、必要があると認めるときは、平成八年九月三十日までに所要の措置を講ずるものとする。

（罰則）

第一条 附則（平成七年七月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

（施行期日）

附則（平成七年五月八日法律第八七号）抄

この法律は、更生保護事業法の施行の日から施行する。

附則（平成七年五月一九日法律第九四号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成七年七月一日から施行する。

（施行期日）

附則（平成八年三月三一日法律第一四号）抄

この法律は、平成八年三月三一日から施行する。

（施行期日）

第一条 この法律は、平成八年五月一九日から施行する。

（施行期日）

附則（平成八年五月二九日法律第五三号）抄

この法律は、平成八年五月二九日から施行する。

（施行期日）

第一条 この法律は、平成七年七月一日から施行する。

（施行期日）

附則（平成七年五月一九日法律第九四号）抄

この法律は、平成七年五月一九日から施行する。

（施行期日）

第一条 この法律は、平成八年五月一九日から施行する。

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第十五条から第四十二条までの規定

は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成八年六月一四日法律第八二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成九年四月一日から施行する。

第二百条 附則第三十二条第二項に規定する存続組合は、消費税法その他消費税に関する法令の規定の適用については、同法別表第三第一号に掲げる法人とみなす。

（施行期日）

第一条 この法律は、平成九年四月一日から施行する。

附 則 (平成八年六月一九日法律第八八号) 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成九年四月一日から施行する。

附 則 (平成九年三月一六日法律第五号) 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第二条中関税法の目次の改正規定、同法第一条第一項、第六条の二第一項第二号及び第八条の改正規定、同法第九条の見出し及び同条第二項の改正規定、同条に一項を加える改正規定、同法第九条の三及び第十条第二項の改正規定、同法第十二条の前に節名を付する改正規定、同法第九条及び第七項の改正規定、同条の次に二条を加える改正規定、同法第十四条第一項及び第二項の改正規定、同条に一項を加える改正規定、同法第十四条の二第二項、第七十二条、第七十三条第一項及び第七十七条第五項の改正規定並びに次条第一項及び附則第六条から第十条までの規定 平成九年十月一日

附 則 (平成九年五月九日法律第四五号) 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第一条中職業能力開発促進法（以下「能開法」という。）の目次、第五十五条の改正規定、同法第十六条第一項及び第二項、第十七条、第二十五条、第五節の節名並びに第二十七条の改正規定、能開法第二十七条の次に節名を付する改正規定並びに能開法第二十七条の二第二項、第九十七条の二及び第九十九条の二の改正規定、第二条の規定（雇用促進事業団法第十九条第一項第一号及び第二号の改正規定に限る。）並びに次条から附則第四条まで、附則第六条から第八条まで及び第十条から第十六条までの規定 附則第十七条の規定（雇用保険法（昭和四十九年法律第一百十六号）第六十三条第一項第四号中「第十条第二項」を「第十条の二第二項」に改めると部分を除く。）並びに附則第十八条から第二十三条までの規定は、平成十一年四月一日から施行する。

附 則 (平成九年五月九日法律第四八号) 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十年一月一日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

第一条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第七十四条 この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

第七十五条 この附則に規定するものほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十年四月一日から施行する。

附 則 (平成九年六月四日法律第六八号) 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十年四月一日から施行する。

附 則 (平成九年六月一三日法律第八三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第十五条から第三十七条までの規定は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成九年六月二〇日法律第九六号) 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。

附 則 (平成九年六月二〇日法律第九六号) 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。

附 則 (平成九年一二月一七日法律第一二四号) 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、介護保険法の施行の日から施行する。

附 則 (平成九年一二月一九日法律第一三一号) 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十一年四月一日から施行する。

附 則 (平成一〇年三月三一日法律第二四号) 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十一年四月一日から施行する。

5 新消費税法第十六条の規定は、施行日以後に開始する課税期間において行われる同条第一項に規定する長期割賦販売等について適用し、施行日前に開始した課税期間において行われた旧消費税法第十六条第一項に規定する資産の延払条件付販売等又は同条第五項に規定する資産の延払条件付譲渡については、なお従前の例による。

6 新消費税法第十七条の規定は、事業者が施行日以後に締結する請負契約に係る同条第一項に規定する長期大規模工事の請負及び同条第二項に規定する工事の請負について適用し、施行日前に締結した請負契約に係る旧消費税法第十七条第一項に規定する長期工事の請負については、なお従前の例による。

附 則 (平成一〇年四月二二日法律第四二号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成一〇年五月二〇日法律第六二号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成一〇年六月一二日法律第一〇一号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成一〇年六月一五日法律第一〇七号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、平成十一年四月一日から施行する。

附 則 (平成一〇年六月一五日法律第一〇七号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、平成十一年十二月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附 則 (平成一〇年六月一五日法律第一〇七号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、平成十一年四月一日から施行する。

附 則 (平成一〇年六月一五日法律第一〇七号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、平成十一年四月一日から施行する。

附 則 (平成一〇年六月一五日法律第一〇七号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、平成十一年四月一日から施行する。

附 則 (平成一〇年六月一五日法律第一〇七号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、平成十一年七月一日から施行する。

附 則 (平成一一年三月三一日法律第一〇号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、平成十一年七月一日から施行する。

附 則 (平成一一年三月三一日法律第一〇号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成一一年三月三一日法律第一〇号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第十五条から第三十四条までの規定は、平成十一年十月一日から施行する。

附 則 (平成一一年四月二三日法律第三五号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第十五条から第三十四条までの規定は、平成十一年十月一日から施行する。

附 則 (平成一一年五月二八日法律第五六号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、平成十一年十月一日から施行する。

附 則 (平成一一年六月一一日法律第七〇号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、平成十一年十月一日から施行する。

附 則 (平成一一年六月一六日法律第七六号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第十七条から第十九条までの規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成一一年七月一六日法律第八七号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則 (平成一一年七月一六日法律第一〇四号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日から施行する。

附 則 (平成一一年七月三〇日法律第一一七号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 (平成一一年七月三〇日法律第一一七号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成一一年二月二二日法律第一六〇号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

(罰則の適用に関する経過措置)

第七条 施行日前にした行為及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)
第八条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成一三年六月二九日法律第八八号) 抄

第一条 この法律は、平成十三年十月一日から施行する。
(施行期日)

附 則 (平成一三年七月四日法律第一〇一号) 抄

第一条 この法律は、平成十四年四月一日から施行する。
(施行期日)

附 則 (平成一四年二月一八日法律第一二九号) 抄

第一条 この法律は、平成十四年四月一日から施行する。
(施行期日)

附 則 (平成一四年七月二二日法律第一五三号) 抄

第一条 この法律は、平成十五年一月六日から施行する。
(施行期日)

附 則 (平成一四年七月二二日法律第一五三号) 抄

第一条 この法律は、平成十五年一月六日から施行する。
(施行期日)

附 則 (平成一四年七月二二日法律第一五三号) 抄

第一条 この法律は、平成十五年一月六日から施行する。
(施行期日)

附 則 (平成一四年七月二二日法律第一五三号) 抄

附 則 (平成一四年七月三日法律第七九号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、平成十四年八月一日から施行する。
(消費税法の一部改正等に伴う経過措置)

第三十三条 第八条の規定による改正後の消費税法第四十二条第二項の規定は、施行日以後に納稅義務が成立した中間申告書に係る消費税については、なお従前の例による。

2 附則第四条第四項の規定により同項に規定する経過措置適用子法人又は経過措置期間加入法人の事業年度とみなされる同項に規定する期間については、消費税法第二条第一項第十三号に掲げる事業年度とみなす。

附 則 (平成一四年七月二六日法律第九三号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定めるものほか、この法律の規定の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成一四年七月二六日法律第九三号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附 則 (平成一四年七月二六日法律第九三号) 抄
(施行期日)

第一条 (第二号に係る部分に限る)、第六条並びに附則第六条、第七条、第九条(「及び第六条の規定による改正後の石油公团法第十九条第一号に掲げる公团所有資産の処分の業務」に係る部分に限る)、第十六条(「金属鉱業事業団に係る部分に限る」)及び第十八条(「石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計法附則に一項を加える改正規定を除く。」)から第二十一条までの規定、附則第二十二条、第二十三条及び第二十五条から第二十七条までの規定(これららの規定中金属鉱業事業団に係る部分に限る)並びに附則第二十八条及び第三十条(「金属鉱業事業団に係る部分に限る」)の規定)公布の日から起算して一年九月を超えない範囲内において政令で定める日

第一条 この法律は、公社法の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 第一章第一節(別表第一から別表第四までを含む)並びに附則第二十八条第二項、第三十三条第二項及び第三項並びに第三十九条の規定(「公布の日」
二 第五十六中地方法第七十二条の五第一項第六号の改正規定、第一百二十二条中所得税法別表第一第一号の表郵便貯金振興会の項を削る改正規定、第一百二十三条中法人税法別表第二第一号の表郵便貯金振興会の項を削る改正規定及び第一百三十条中消費税法別表第三第一号の表郵便貯金振興会の項を削る改正規定(「この法律の施行の日(以下附則において「施行日」という。)から平成十五年九月三十日までの間に政令で定める日

附 則 (平成一四年七月三一日法律第九八号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、公社法の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附 則 (平成一四年七月三一日法律第九八号) 抄
(施行期日)

	(施行期日)
第一条	この法律は、民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）の施行の日から施行する。（その他の経過措置の政令への委任）
第二条	この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
第三条	前条に定めるものほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。
附 則	（平成一四年一二月一三日法律第一五五号）抄 （施行期日）
第一条	この法律は、会社更生法（平成十四年法律第一百五十四号）の施行の日から施行する。
第二条	この法律の適用に関する経過措置
第三条	この法律の施行前にした行為及びこの法律の規定により従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
（施行期日）	（平成一五年三月三一日法律第八号）抄
第一条	この法律は、平成十五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一から三まで	略
四 次に掲げる規定	平成十五年十月一日
イ から本まで	略
ヘ	第六条中消費税法第九条の改正規定、同法第五十七条第一項の改正規定及び同法別表第三第一号の改正規定（雇用・能力開発機構の項を削る部分、産業基盤整備基金の項を削る部分、中小企業総合事業団の項を削る部分、通信・放送機構の項を削る部分及び労働福祉事業団の項を削る部分を除く。）並びに附則第二十五条及び第二十条の規定
五 次に掲げる規定	平成十六年一月一日
イ 略	ロ 第六条中消費税法第十九条の改正規定及び附則第二十七条の規定
六 略	七 次に掲げる規定 平成十六年三月一日
イ からハまで	略
二 第六条中消費税法別表第三第一号の改正規定（雇用・能力開発機構の項を削る部分に限る。）	八 次に掲げる規定 平成十六年四月一日
イ からハまで	略
ニ 第六条中消費税法の目次の改正規定、同法第十条及び第十二条の改正規定、同法第十三条の改正規定（「三千万円」を「十千万円」に改める部分に限る。）、同法第三十七条第一項の改正規定、同法第四十二条から第四十四条までの改正規定、同法第四十八条の改正規定、同法第五十九条第一号の改正規定、同法第六十条第八項の改正規定、同法第五章中第六十三条の次に一条を加える改正規定、同法第六十五条の改正規定並びに同法別表第三第一号の改正規定（通信・放送機構の項を削る部分及び労働福祉事業団の項を削る部分に限る。）並びに附則第二十六条、第二十八条、第二十九条、第三十一条及び第一百四十二条（国税通則法第三十八条第三項の改正規定に限る。）の規定	九 次に掲げる規定 中小企業総合事業団法及び機械類信用保険法の廃止等に関する法律（平成十四年法律第一百四十六号）の施行の日
イ からハまで	略
ニ 第六条中消費税法別表第三第一号の改正規定（産業基盤整備基金の項を削る部分及び中小企業総合事業団の項を削る部分に限る。）	

	(小規模事業者に係る納稅義務の免除に関する経過措置)
第二十五条	第六条の規定による改正後の消費税法（以下「新消費税法」という。）第九条第一項及び第四項の規定は、平成十六年四月一日（以下附則第三十条までにおいて「適用日」という。）以後に開始する新消費税法第十九条に規定する課税期間（以下この条及び附則第二十八条において「課税期間」という。）について適用し、適用日前に開始した課税期間については、なお従前の例による。
2	適用日以後最初に開始する課税期間の直前の課税期間において第六条の規定による改正前の消費税法（以下「旧消費税法」という。）第九条第一項本文の規定の適用を受けた事業者が、適用日以後に開始する課税期間につき新消費税法第九条第一項に規定する基準期間における課税売上高（以下この項において「基準期間における課税売上高」という。）を計算する場合において、当該基準期間の初日が施行日前であり、かつ、当該基準期間における課税売上高を計算することにつき困難な事情があるときは、同条第二項の規定にかかわらず、平成十五年十月一日から同年十二月三十一日までの期間における課税売上高（当該期間中に国内において行った課税資産の譲渡等の対価の額（消費税法第二十八条第一項に規定する対価の額をいう。）の合計額から当該期間中に行った新消費税法第九条第二項に規定する売上げに係る税抜対価の返還等の金額の合計額を控除した残額をいう。）に四を乗じて計算した金額を基準期間における課税売上高とすることができる。
3	平成十五年十月一日前に提出された旧消費税法第九条第四項の規定による届出書は、新消費税法第九条第四項の規定による届出書とみなして、同条の規定を適用する。（相続があつた場合の納稅義務の免除の特例等の経過措置）
第二十六条	新消費税法第十条から第十二条（同条第三項に規定する特定要件に係る部分を除く。）までの規定は、これらの規定に規定する相続人、合併法人、新設分割子法人、新設分割親法人又は分割承継法人の適用日以後に開始する年又は事業年度においてこれらの規定に規定する相続、合併、分割等又は吸収分割（以下この条において「相続等」という。）があつた場合について適用し、適用日前に開始した年又は事業年度において相続等があつた場合については、なお従前の例による。
（課税期間に関する経過措置）	第二十七条 新消費税法第十九条（第一項第二号の二又は第四号の二の規定による届出書に係る部分に限る。）の規定は、適用日以後に開始する年又は事業年度（同項第二号又は第四号の規定による届出書を提出している事業者にあっては、これらの規定に定める期間）について適用する。届出書は、新消費税法第十九条第一項第三号又は第四号の規定による届出書とみなして、同条の規定を適用する。
2	平成十六年一月一日前に提出された旧消費税法第十九条第一項第三号又は第四号の規定による届出書は、新消費税法第十九条第一項第三号又は第四号の規定による届出書とみなして、同条の規定を適用する。（中小事業者の仕入れに係る消費税額の控除の特例に関する経過措置）
第二十八条	新消費税法第三十七条第一項の規定は、適用日前に開始した課税期間については、なお従前の例による。適用日前に提出された旧消費税法第三十七条第一項の規定による届出書は、新消費税法第三十七条第一項の規定による届出書とみなして、同条の規定を適用する。（課税資産の譲渡等についての中間申告に関する経過措置）
2	新消費税法第四十二条及び第四十三条の規定は、新消費税法第四十二条第一項、第四项又は第六項に規定する課税期間が適用日以後に開始する場合について適用し、旧消費税法第四十二条第一項、第四項、第六項又は第八項に規定する課税期間が適用日前に開始した場合については、なお従前の例による。（小規模事業者の納稅義務の免除が適用されなくなった場合等の届出に関する経過措置）
第三十条	新消費税法第五十七条第一項第一号及び第二号の規定は、これらの規定に規定する課税期間が適用日以後に開始する場合について適用し、当該課税期間が適用日前に開始した場合については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第三十一条 第六条の規定の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることが、とされる消費税に係る同条の規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任) **附則** (平成一五年五月一六日法律第四三号) 抄

第一百三十六条 附則第一条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則 (平成一五年五月一六日法律第四三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第十八条から第二十七条まで及び第二十九条から第三十六条までの規定は、平成十六年四月一日から施行する。

附則 (平成一五年六月一八日法律第九四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第十一条、第十五条から第十八条まで及び第二十条の規定は、平成十六年四月一日から施行する。

附則 (平成一五年六月二〇日法律第一〇〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第十五条から第十七条まで、第十九条及び第二十二条から第二十三条までの規定は、平成十六年四月一日から施行する。

附則 (平成一五年六月二〇日法律第一〇〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十六年七月一日から施行する。

附則 (平成一五年七月一六日法律第一一七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十六年四月一日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第七条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則 (平成一五年七月一八日法律第一二四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)の施行の日から施行する。

(その他の経過措置の政令への委任)

第六条 この附則に規定するものほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(その他の経過措置の政令への委任)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第二十条から第三十四条までの規定は、平成十六年四月一日から施行する。

附則 (平成一五年七月一八日法律第一二四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第二十条から第三十四条までの規定は、平成十六年四月一日から施行する。

附則 (平成一六年三月三一日法律第一一一号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 略

第一条 中題名の次に目次及び章名を付する改正規定、奄美群島振興開発特別措置法第一条の次に章名を付する改正規定、同法第七条の前に章名を付する改正規定、同法第八条の次に章名及び節名を付する改正規定、同法第九条及び第十条の改正規定、同法第十条の二から第十条の六までを削る改正規定、同法第十二条を改め、同条を同法第二十八条とし、同法第十条の次に三条、三節及び章名を加える改正規定(第二十三条に係る部分を除く)、同法本則に一章を加える改正規定、同法附則第二項の改正規定並びに同法附則に二項を加える改正規定並びに附則第七条から第十条まで、第十二条から第十八条まで及び第二十三条の規定 平成十六年十月一日

附則 (平成一六年三月三一日法律第一一七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十六年四月一日から施行する。

附則 (平成一六年四月二二日法律第三五号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日又は時から施行する。

附則 (平成一六年六月二日法律第七四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附則 (平成一六年六月九日法律第一〇二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十八年三月三十一日までの間において政令で定める日から施行する。

附則 (平成一六年六月一一日法律第一〇四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十六年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

附則 (平成一六年六月一一日法律第一〇四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十六年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

附則 (平成一六年六月一一日法律第一〇四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十六年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

附則 (平成一六年六月一一日法律第一〇四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律(附則第一條ただし書に規定する規定については、当該規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則 (平成一六年六月一一日法律第一〇五号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第二十条から第三十四条までの規定は、平成十六年四月一日から施行する。

附則 (平成一六年六月一一日法律第一〇五号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附則 (平成一六年六月一一日法律第一〇五号) 抄

(施行期日)

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、第十七条第三項（通則法第十四条の規定を準用する部分に限る。）及び第三十条並びに次条から附則第五条まで、附則第七条及び附則第三十九条の規定は、公布の日から施行する。

（政令への委任）

附則第二条から第十三条まで、附則第十五回、附則第十六条及び附則第十九条に定めるもののほか、管理運用法人の設立に伴い必要な経過措置その他この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平成一六年一二月一日法律第一五〇号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十七年四月一日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（平成一六年一二月三日法律第一五五号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第十条から第十二条まで、第十四条から第十七条まで、第十八条第一項及び第二項並びに第十九条から第三十二条までの規定は、平成十七年十月一日から施行する。

附則（平成一七年七月六日法律第八二号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。

附則（平成一七年七月二六日法律第八七号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、会社法の施行の日から施行する。

附則（平成一七年一〇月一一日法律第一〇二号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、郵政民営化法の施行の日から施行する。ただし、第六十二条中租税特別措置法第八十四条の五の見出しの改正規定及び同条に一項を加える改正規定、第一百二十四条中証券決済制度等の改革による証券市場の整備のための関係法律の整備等に関する法律附則第一条第二号

の改正規定及び同法附則第八十五条を同法附則第八十六号とし、同法附則第八十二条から第八十四条までを一条ずつ繰り下げ、同法附則第八十一条の次に一条を加える改正規定並びに附則第三十条、第三十一条、第三十四条、第六十条第二項、第六十六条第一項、第六十七条及び第九十三条第二項の規定は、郵政民営化法附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日から施行する。（罰則に関する経過措置）

第一百七条 この法律の施行前にした行為、この附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為、この法律の施行後附則第九条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便振替法第三十八条の八（第二号及び第三号に係る部分に限る。）の規定の失効前にした行為、この法律の施行後附則第十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便振替法第七十条（第二号及び第三号に係る部分に限る。）の規定の失効前にした行為、この法律の施行後附則第二十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便振替預金寄附委託法第八条（第二号に係る部分に限る。）の規定を有するものとされる旧郵便振替預金寄附委託法第八条（第二号に係る部分に限る。）の規定の失効前にした行為、この法律の施行の施行後附則第三十九条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧公社法第七十条（第二号に係る部分に限る。）の規定の失効前にした行為、この法律の施行後附則第四十二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧公社法第七十一条及び第七十二条（第十五号に係る部分に限る。）の規定の失効前にした行為並びに附則第二条の規定の適用がある場合における郵政民営化法第百四条に規定する郵便貯金銀行に係る特定日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（平成一七年一一月七日法律第一二三号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第二十四条、第四十四条、第一百一条、第二百三条、第二百十六条から第二百十八条まで及び第二百二十二条の規定（公布の日部分を除く。）、第三項、第五項、第六項、第九項から第十五項まで、第十七項及び第十九項から第二十二項まで、第二章第一節（サービス利用計画作成費、特定障害者特別給付費、特例特定障害者特別給付費、療養介護医療費、基準該当療養介護医療費及び補装具費の支給に係る部分に限る。）、第二十八条第一項（第二号、第四号、第五号及び第八号から第十号までに係る部分に限る。）、第二十八条第一項（第二号、第四号、第五号及び第八号から第十号までに係る部分に限る。）及び第二項（第一号から第三号までに係る部分に限る。）、第三十二条、第三十四条、第三十五条、第三十六条第四項（第二十七条第二項において準用する場合を含む。）、第三十八条から第四十条まで、第四十一条（指定障害者支援施設及び指定相談支援事業者に係る部分に限る。）、第四十二条（指定障害者支援施設等の設置者及び指定相談支援事業者に係る部分に限る。）、第四十四条、第四十五条、第四十六条第一項（指定相談支援事業者に係る部分に限る。）、第四十七条、第四十八条第三項及び第四項、第四十九条第二項及び第三項並びに同条第四項から第七項まで（指定障害者支援施設等の設置者及び指定相談支援事業者に係る部分に限る。）、第五十条第三項及び第四項、第五十一条（指定障害者支援施設及び指定相談支援事業者に係る部分に限る。）、第七十条から第七十二条まで、第七十三条、第七十四条第二項及び第七十五条（療養介護医療及び基準該当療養介護医療に係る部分に限る。）、第二章第四節、第三章、第四章（障害福祉サービス事業に係る部分を除く。）、第五章、第九十二条第一号（サービス利用計画作成費、特定障害者特別給付費及び支給に係る部分に限る。）、第二号（療養介護医療費及び基準該当療養介護医療費の支給に係る部分に限る。）、第三号及び第四号、第九十三条第二号、第九十四条第一項第二号（第九十二条第三号に係る部分に限る。）及び第二項、第九十五条第一項第二号（第九十二条第二号に係る部分を除く。）、及び第二項第二号、第九十六条、第一百十条（サービス利用計画作成費、特定障害者特別給付費、特例特定障害者特別給付費及び特例特定障害者特別給付費の支給に係る部分に限る。）、第一百十二条（第四十八条第一項の規定を同条第三項及び第四項において準用する場合に係る部分に限る。）並びに第一百十四条並びに第一百十五条第一項及び第二項（サービス利用計画作成費、特定障害者特別給付費、特例特定障害者特別給付費、療養介護医療費、基準該当療養介護医療費及び補装具費の支給に係る部分に限る。）、第一百十二条（第四十八条第一項の規定を同条第三項及び第四項において準用する場合に係る部分に限る。）並びに附則第十八条から第二十三条まで、第二十六条、第三十条から第三十三条まで、第三十五条、第三十九条から第四十三条まで、第四十六条、第四十八条から第五十条まで、第五十二条、第五十六条から第六十条まで、第六十二条、第六十五条、第六十八条から第七十条まで、第七十二条から第七十七条まで、第七十九条、第八十一条、第八十三条、第八十五条から第九十条まで、第九十二条、第九十三条、第九十五条、第九十六条、第九十八条から第一百条まで、第一百五条、第一百八条、第一百十条、第一百十二条、第一百十三条及び第一百十五条の規定（平成十八年十月一日）

三 附則第六十三条、第六十六条、第九十七条及び第一百十二条の規定 平成二十四年四月一日

（罰則の適用に関する経過措置）

第一百二十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令による。

附則（平成一八年三月三日法律第一〇号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一から三まで 略

四 次に掲げる規定 平成十八年十月一日

イから二まで 略

ホ 第六条中消費税法第十六条第二項の改正規定

(分割等があつた場合の納稅義務の免除の特例の経過措置)

第六十二条 第六条の規定による改正後の消費税法(次条において「新消費税法」という。)第十

二条第三項及び第四項の規定は、これらの規定に規定する基準期間の末日が施行日以後に到来する場合について適用し、施行日前に当該基準期間の末日が到来した場合については、なお従前の例による。

(災害等があつた場合の中小事業者の仕入れに係る消費税額の控除の特例の届出に関する特例の経過措置)

第六十三条 新消費税法第三十七条の二の規定は、同条第一項又は第六項に規定する災害その他やむを得ない理由のやんだ日が施行日以後に到来する場合における当該災害その他やむを得ない理由の生じた日の属する同条第一項に規定する選択被災課税期間又は同条第六項に規定する不適用被災課税期間から適用する。

第二百十一条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定によりなお従前の例によることとされる場合と同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用について、なお従前の例による。

第二百十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成一八年六月二一日法律第八〇号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則 (平成一八年六月二一日法律第八三号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則 (平成一八年六月二一日法律第八〇号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、平成十八年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第十条並びに附則第四条、第三十三条から第三十六条まで、第五十二条第一項及び第二項、

第一百五条、第一百二十四条並びに第百三十二条から第百三十三条までの規定 公布の日

二及び三 略

四 第三条、第七条、第十三条、第十六条、第十九条及び第二十四条並びに附則第二条第二項、

第三十七条から第三十九条まで、第四十一条、第四十二条、第四十四条、第五十七条、第六十

六条、第七十五条、第七十六条、第七十八条、第七十九条、第八十一条、第八十四条、第八十

五条、第八十七条、第八十九条、第九十三条から第九十五条までの規定 第九十七条から第百条ま

で、第一百三条、第一百九条、第一百十四条、第一百十七条、第一百二十条、第一百二十三条、第一百二十六

条、第一百二十八条及び第一百三十条の規定 平成二十年四月一日

五 第四条、第八条及び第二十五条並びに附則第十六条 第十七条、第十八条第一項及び第二

项、第十九条から第三十一条まで、第八十条、第八十二条、第八十八条、第九十二条、第一百一

条、第一百四条、第一百七条、第一百八条、第一百十五条、第一百六条、第一百十八条、第一百二十一

条、第一百二十九条の規定 平成二十年十月一日

(罰則に関する経過措置)

第一百三十一条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定について、当該各規定。以下同じ。)の施行前にした行為、この附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の

施行によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後に行った行為並びに

この法律の施行後前条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同項に規定する法律の規定の失効前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(処分、手続等に関する経過措置)

第一百三十二条 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。)の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当の規定によつてしたものとみなす。

2 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により届出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく命令に別段の定めがあるものを除き、これを、改正後のそれぞれの法律中の相当の規定により手続がされていないものとみなして、改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。(その他の経過措置の政令への委任)

第一百三十三条 附則第三条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成一八年二月二二日法律第一一八号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成一九年三月三〇日法律第六号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一から五まで 略

六 次に掲げる規定 平成二十年四月一日

イ及びロ 略

ハ 第六条中消費税法第十六条の改正規定

七 次に掲げる規定 信託法(平成十八年法律第一百八号)の施行の日

イからホまで 略

ハ 第六条中消費税法第九条第四項の改正規定、同法第十四条及び第十五条の改正規定、同法附則第十九条の次に一条を加える改正規定、同法別表第一第三号の改正規定並びに同法別表第三第一号の表の改正規定(国民年金基金及び国民年金基金連合会の項を次のように改める部分に限る。)並びに附則第五十二条の規定及び附則第一百五十四条中株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律附則第一百四条の改正規定

八 次に掲げる規定 証券取引法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第六十五号)の施行の日

イからハまで 略

ニ 第六条中消費税法別表第一第二号の改正規定及び同法別表第三第一号の表の改正規定(証券業協会の項を削り、投資者保護基金の項を次のように改める部分及び農業共済組合及び農業共済組合連合会の項の前に次のように加える部分に限る。)

九 次に掲げる規定 貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律(平成十八年法律第一百五号)の施行の日

ハ 第六条中消費税法別表第三第一号の表の改正規定(沖縄振興開発金融公庫の項の次に次のよう 加える部分に限る。)

(消費税法の一部改正に伴う経過措置)

第五十二条 第六条の規定(附則第一条第七号へ掲げる改正規定に限る。)による改正後の消費税法の規定は、信託法施行日以後に効力が生ずる信託(遺言によつてされた信託にあっては信託に効力が生じた信託(遺言によつてされた信託にあっては信託法施行日前に遺言がされたものを含み、新法信託を除く。)については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第一百五十七条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定によりなお従前の例によることとされる場合と同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第一百五十八条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成一九年三月三一日法律第二〇号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

五 第三条の規定並びに第四条中関税暫定措置法第八条の四第一項の改正規定(同法第六十二条を「同法第六十一条の四」に改める部分を除く。)及び同法第八条の六第四項の改正規定(郵便物を受け取った旨の通知)の規定による通知を「郵便物の輸出入の簡易手続」の規定による提示に改める部分に限る。並びに次条、附則第六条中日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律第九条の改正規定、附則第八条の規定、附則第十条の規定及び附則第十二条の規定、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

附 則 (平成一九年四月二三日法律第三〇号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第一百四十五条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この項において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第一百四十三条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成一九年五月二十五日法律第五八号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、平成二十年十月一日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第八条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第九条 附則第一条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(調整規定)

第十条 この法律及び株式会社商工組合中央金庫法(平成十九年法律第七十四号)、株式会社日本政策投資銀行法(平成十九年法律第八十五号)又は地方公営企業等金融機構法(平成十九年法律

第六十四号)に同一の法律の規定についての改正規定がある場合において、当該改正規定が同一の日に施行されるとときは、当該法律の規定は、株式会社商工組合中央金庫法、株式会社日本政策投資銀行法又は地方公営企業等金融機構法によってまず改正され、次いでこの法律によつて改正されるものとする。

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第四十六条及び第四十七条並びに附則第六条、第七条第四項、第五項及び第七項、同条第八項(同条第七項に関する部分に限る。)、第八条、第九条第六項、第七項、第十一項及び第十二項、第十一条、第十三条第五項、第十六条、第二十六条から第二十九条まで、第三十一条から第三十四条まで、第三十六条から第四十一条まで並びに第四十七条の規定は、平成二十年十月一日から施行する。

附 則 (平成一九年五月三〇日法律第六四号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条並びに附則第七条、第八条、第十六条、第二十一条から第二十四条まで、第二十九条、第三十一条、第三十三条、第三十五条及び第三十七条の規定 平成二十年一月三十一日までの間ににおいて政令で定める日

二 第四条並びに附則第十四条、第十五条、第十七条、第二十五条から第二十八条まで、第三十条、第三十二条、第三十三条、第三十六条及び第三十八条の規定 平成二十年四月三十日までの間ににおいて政令で定める日

附 則 (平成一九年六月一三日法律第八五号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一及び二 略

三 附則第二十六条から第六十条まで及び第六十二条から第六十五条までの規定 平成二十年十月一日

附 則 (平成一九年六月二七日法律第九六号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成一九年六月二七日法律第一〇〇号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成一九年六月二七日法律第一〇〇号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律の規定による改正前の次に掲げる法律の規定は、旧法適用期間中は、なおその効力を有する。

一から五まで 略

附 則 (平成一〇年三月三一日法律第九号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、次条の規定は、所得税法等の一部を改正する法律(平成二十一年法律第二十三号)の公布の日から施行する。

附 則 (平成一〇年四月三〇日法律第二三号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、平成二十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（一及び二）略

三 〔次に掲げる規定 平成二十一年一月一日〕

イ 略

ロ 第六条中消費税法第十七条第二項「ただし書」の改正規定（「第六十六条第二項第一号」を「第六十六条第二項ただし書」に改め、「若しくは同項第二号に規定する事由が生じた日の属する年」を削る部分に限る。）

（二及び四）略

五 次に掲げる規定 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八条号）の施行の日（平成二十年十二月一日）

（イからホまで）略

六 次に掲げる規定 日本年金機構法（平成十九年法律第二百九号）の施行の日

（イからハまで）略

ニ 第六条中消費税法別表第三第一号の表の改正規定（日本土地家屋調査士会連合会の項の次に次のように加える部分に限る。）

（八条第二項の規定）

六 次に掲げる規定 日本年金機構法（平成十九年法律第二百九号）の施行の日

（イからハまで）略

ニ 第六条中消費税法別表第三第一号の表の改正規定（日本土地家屋調査士会連合会の項の次に次のように加える部分に限る。）

（消費税法の一部改正に伴う経過措置）

第二十八条 第六条の規定による改正後の消費税法（以下この条において「新消費税法」という。）

第十七条第二項の規定は、事業者が施行日以後に開始する課税期間（消費税法第十九条に規定する課税期間（同条第一項第三号から第四号の二までの規定による届出書の提出をしている事業者にあっては、当該届出書の提出がないものとした場合の同項に規定する課税期間））をいう。以下この項において同じ。）において着手する新消費税法第十七条第二項に規定する工事（経過措置工事（附則第四条第二項に規定する経過措置工事及び附則第十九条第二項に規定する経過措置工事をいう。以下の項において同じ。）を除く。）について適用し、事業者が施行日前に開始した課税期間において着手した第六条の規定による改正前の消費税法第十七条第二項に規定する工事（経過措置工事を含む。）については、なお従前の例による。

2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下この項において「整備法」という。）

第二条第一項に規定する旧有限責任中間法人で整備法第三条第一項本文の規定の適用を受けるもの及び整備法第二十五条第二項に規定する特例無限責任中間法人は新消費税法別表第三第一号の表に掲げる一般社団法人に、整備法第四十二条第二項に規定する特例民法法人は新消費税法別表第三第一号の表に掲げる一般社団法人又は一般財団法人に、それぞれ該当するものとする。

（罰則に関する経過措置）

第二百十九条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用について、なお従前の例による。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる罰則（罰則に関する経過措置）

（二）この法律の公布の日が平成二十年四月一日後となる場合におけるこの法律による改正後のそれぞれの法律の規定の適用に關し必要な事項（この附則の規定の適用を含む。）そ

の他のこの法律の内滑な施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

（その他の経過措置の政令への委任）

第二百三十条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （平成二年三月三一日法律第九号）抄
(施行期日)
第一条 この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、第五条並びに附則第五条第三項から第六項まで及び第七条から第十五条までの規定は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。

（附 則） 平成二年三月三一日法律第六号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（附 則） 平成二年七月一〇日法律第七四号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、平成二十二年三月三一日法律第六号の目次の改正規定、同法第六十二条第一項の改正規定、同法第六十四条の改正規定、同法第六十五条の改正規定、同法第六十六条の改正規定、同法第六十七条から第六十九条までを削る改正規定、同法第七十条第一項の改正規定及び同条を同法第六十七条とする改正規定

（イからニまで）略

（ホ） 第五条中消費税法第三十九条第一項の改正規定及び同法第四十五条第四項の改正規定

（消費税法の一部改正に伴う経過措置）

（第三十五条） 第五条の規定による改正後の消費税法（次項において「新消費税法」という。）第九条第七項の規定は、施行日以後に消費税法第九条第四項の規定による届出書を提出する事業者の施行日以後に開始する課税期間（同法第十九条に規定する課税期間をいう。以下この項において同じ。）について適用し、施行日前に当該届出書を提出した事業者の施行日前に開始した課税期間及び施行日以後に開始する課税期間については、なお従前の例による。

（二）次に掲げる規定 平成二十二年十月一日

（イからニまで）略

（ホ） 第五条中消費税法第三十九条第一項の改正規定及び同法第四十五条第四項の改正規定

（消費税法の一部改正に伴う経過措置）

（第三十五条） 第五条の規定による改正後の消費税法（次項において「新消費税法」という。）第九

条第七項の規定は、施行日以後に消費税法第九条第四項の規定による届出書を提出する事業者の施行日以後に開始する課税期間（同法第十九条に規定する課税期間をいう。以下この項において同じ。）について適用し、施行日前に当該届出書を提出した事業者の施行日前に開始した課税期

間及び施行日以後に開始する課税期間については、なお従前の例による。

（二）新消費税法第十二条の二第二項の規定は、施行日以後に設立された同条第一項に規定する新設法人で、同条第二項に規定する場合に該当することとなるものについて適用する。

（罰則に関する経過措置）

（二）この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に對する罰則の適用について、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

（二）この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用について、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

（二）この法律の公布の日が平成二十年四月一日後となる場合におけるこの法律による

改正後のそれぞれの法律の規定の適用に關し必要な事項（この附則の規定の適用を含む。）そ

の他のこの法律の内滑な施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

（その他の経過措置の政令への委任）

（二）この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

（附 則） 平成二年一二月一〇日法律第七一号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（一及び二）略

（三）第二条の規定（障害者自立支援法目次の改正規定、同法第一条の改正規定、同法第二条第一項第一号の改正規定、同法第三条の改正規定、同法第四条第一項の改正規定、同法第二章第二

節第三款中第三十一条の次に一条を加える改正規定、同法第四十二条第一項の改正規定、同法第七十七条第一項第一号の改正規定並びに同法第七十七条第三項及び第七十八条第二項の改正規定を除く。)、第四条の規定(児童福祉法第二十四条の十一第一項の改正規定を除く。)及び第六条の規定並びに附則第四条から第十条まで、第十九条から第二十一条まで、第三十五条(第一号に係る部分に限る。)、第四十条、第四十二条、第四十三条、第四十六条、第四十八条、第五十条、第五十三条、第五十七条、第六十条、第六十二条、第六十四条、第六十七条规定並びに附則第九条、第七十条及び第七十三条の規定平成二十四年四月一日までの間において政令で定める日

附 則 (平成二十三年三月三一日法律第二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次条の規定は、経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律(平成二十三年法律第百十四号)の公布の日から施行する。

附 則 (平成二十三年五月二日法律第三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第五条第一項及び第四十七条並びに附則第二十一条から第五十一条までの規定は、平成二十四年四月一日から施行する。(株式会社日本政策金融公庫法等の改正に伴う経過措置)

第五十条

2 前項に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成二十三年五月二日法律第四〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。
(調整規定)

第十三条 この法律の施行の日が地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成二十四年法律第三十七号)の施行の日前である場合には、前

のうち、障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律附則第三条第三号の改正規定中「第七十三条」とあるのは「第七十四条」と、同法附則に三条を加える改正規定

中「第七十三条」とあるのは「第七十四条」と、第七十五条」とあるのは「第七十六条」とある。

附 則 (平成二十三年五月二七日法律第五六号) 抄

(施行期日)
(消費税法の一部改正に伴う経過措置)

第一条 この法律は、平成二十四年六月一日から施行する。
附 則 (平成二十三年五月二七日法律第五六号) 抄

(施行期日)
(消費税法の一部改正に伴う経過措置)

第四十八条 存続共済会は、消費税法その他消費税に関する法令の規定の適用については、同法別表第三第一号に掲げる法人とみなす。

附 則 (平成二十三年六月二二日法律第七二号) 抄

(施行期日)
(消費税法の一部改正に伴う経過措置)

第一条 この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当

特別の財政援助及び助成に関する法律(平成二十三年法律第四十号)附則第一条ただし書の改正規定及び同条各号を削る改正規定並びに同法附則第十四条の改正規定に限る。)及び第五十条から第五十二条までの規定(公布の日から第五十二条までの規定)

第二条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の規定による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

第五十二条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則 (平成二十三年六月三〇日法律第八二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
(政令への委任)

附 則 (平成二十三年六月三〇日法律第八二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
(罰則に関する経過措置)

附 則 (平成二十四年一月一日から二月を経過した日)

ホ 第六条中消費税法第六十四条の改正規定、同法第六十五条第三号の改正規定及び同法第六十七条第二項の改正規定

二 略

三 次に掲げる規定 平成二十四年一月一日

イからハまで 略

二 第六条中消費税法第九条の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法第十条の改正規定、同法第十二条の改正規定、同法第十二条の二第一項及び

第三項の改正規定、同法第十五条の改正規定、同法第五十四条(見出しを含む。)の改正規定並びに同法第五十五条(見出しを含む。)の改正規定、同法第五十六条の改正規定並びに同法第五十七条第一項第一号の改正規定並びに附則第二十二条(第三項を除く。)の規定

四 第六条中消費税法第三十条の改正規定及び附則第二十二条第三項の規定 平成二十四年四月一日

(消費税法の一部改正に伴う経過措置)

第二十二条 第六条の規定による改正後の消費税法(以下この条において「新消費税法」という。)第九条の二の規定は、平成二十五年一月一日以後に開始する同条第一項に規定する個人事業者のその年又は法人のその事業年度について適用し、同日前に開始した同項に規定する個人事業者のその年又は法人のその事業年度については、なお従前の例による。

2 平成二十四年一月一日から同年三月三十一日までの間における新消費税法第十五条第七項の規定の適用については、同項中「、第十一条第四項」とあるのは「」及び第十一条第四項」と、「及び第三十条第二項に規定する課税期間における課税売上高について」とあるのは「について」と、「第十一条第四項又は第三十条第六項」とあるのは「又は第十一条第四項」とする。

3 新消費税法第三十条の規定は、平成二十四年一月一日以後に開始する課税期間(消費税法第十九条に規定する課税期間をいう。以下この項において同じ。)について適用し、同日前に開始した課税期間については、なお従前の例による。

4 新消費税法第五十四条及び第五十五条の規定は、平成二十四年一月一日以後に支払決定又は充当するこれらの規定による還付金に係る還付加算金について適用する。ただし、当該還付加算金の全部又は一部で、同日前の期間に対応するものの計算については、なお従前の例による。

平成二十三年十二月三十一日以前に支払決定又は充当をした第六条の規定による改正前の消費税法第五十四条又は第五十五条の規定による還付金に係る還付加算金については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第九十一条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第九十三条 この附則に規定するものほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

(附則 (平成二十三年八月一〇日法律第九四号) 抄)

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(平成二十三年一二月二日法律第一一四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

五 次に掲げる規定 平成二十五年一月一日

イからニまで 略

本 第六条中消費税法の目次の改正規定、同法第六十二条の改正規定、同法第六十三条を削り、同法第六十三条の二を同法第六十三条とする改正規定並びに同法第六十五条第四号及び第五号を削る改正規定並びに附則第三十二条第二項の規定

(消費税法の一部改正に伴う経過措置)

第三十二条 第六条の規定による改正後の消費税法(以下この項において「新消費税法」という。)第五十六条の規定についての新消費税法第四十五条第一項の規定による申告書の提出期限が到来する消費税についての新消費税法第五十六条に規定する更正の請求について適用し、施行日前に消費税法第四十五条第一項の規定による申告書の提出期限(同法第四十六条第一項の規定による申告書にあっては、当該申告書に係る同法第十九条に規定する課税期間の末日の翌日から二月を経過する日)が到来した消費税についての第六条の規定による改正前の消費税法(次項及び附則第三十九条において「旧消費税法」という。)第五十六条に規定する更正の請求については、なお従前の例による。

2 平成二十四年十二月三十一日以前に旧消費税法第六十二条第一項第一号に掲げる者又は同条第三項に規定する課税貨物を保税地域から引き取る者に対して行つた同条第一項(同条第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)又は第三項の規定による質問又は検査(同日後引き続き行われる調査(同日以前にこれらの者に対して当該調査に係る同条第一項又は第三項の規定による質問又は検査を行つていたものに限る。以下この項において「経過措置調査」という。)に係るものを含む。)及び同条第一項第二号に掲げる者又は同条第三項に規定する金銭の支払若しくは資産の譲渡等をする義務があると認められる者若しくは金銭の支払若しくは資産の譲渡等を受ける権利があると認められる者に対して同日以前に行つた同条第一項又は第三項の規定による質問又は検査(当該経過措置調査に係るもの)については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第一百四条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(この法律の公布の日が平成二十三年四月一日後となる場合におけるこの法律による改正後のそれぞれの法律の規定の適用に關し必要な事項(この附則の規定の読み替えを含む。)その他この法律の円滑な施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

(その他の経過措置の政令への委任)

(納稅環境の整備に向けた検討)

第一百五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定めることとする。

（納稅環境の整備に向けた検討）

第一百六条 政府は、国税に関する納稅者の利益の保護に資するとともに、税務行政の適正かつ円滑な運営を確保する観点から、納稅環境の整備に向け、引き続き検討を行うものとする。

(附則 (平成二十四年五月八日法律第三〇号) 抄)

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第一条の規定(郵政民営化法目次中「/第六章 郵便事業株式会社/第一节 設立等(第七十条—第七十二条)」/第二節 設立に関する郵便事業株式会社法等の特例(第七十三条・第七十四条))/第三節 移行期間中の業務に関する特例等(第七十五条—第七十八条)/第七章 郵便局株式会社/」を「/第六章 削除/第七章 日本郵便株式会社/」に改める改正規定、同法第十九条第一項第一号及び第二号、第二十六条、第六十一条第一号並びに第六章の改正規定、同法中「第七章 郵便局株式会社」を「第七章 日本郵便株式会社」に改める改正規定、同法第七十九条第三項第二号及び第八十三条第一項の改正規定、同法第九十条から第九十三条までの改正規定、同法第五十条第一項、同項第二号及び第十条第一項第二号の改正規定、同法第五十一条第一項第一号及び第二号を削る改正規定(第百三十一条第一項、同項第二号及び第百三十八条第二項第四号の改正規定、同法第一百三十五条第一項、同項第二号及び第百三十九条の改正規定を除く。)、第二条のうち日本郵政株式会社法附則第二条及び第三条の改正規定、第五条(第二号に係る部分に限る。)の規定、次条の規定、附則第四条、第六条、第十二条、第十四条及び第十八条の規定、附則第三十八条の規定(郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十七年法律百二号)附則第二条第一項、第四十九条、第五十五条及び第七十九条第二項の改正規定、附則第九十条の前の見出しを削り、同条に見出しへ付する改正規定並びに附則第九十二条及び第九十五条の改正規定を除く。)、附則第四十条から第四十四条までの規定、附則第四十五条中総務省設置法(平成十一年法律第九十一号)第三条及び第四十七条までの規定、附則第四十五条の改正規定並びに附則第四十六条及び第四十七条の規定は、公布の日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第四十六条 この法律(附則第一条ただし書に規定する規定にあつては、当該規定)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第四十七条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(附則 (平成二十四年六月二七日法律第五一号) 抄)

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略
二 第二条、第四条、第六条及び第八条並びに附則第五条から第八条まで、第十二条から第十六条まで及び第十八条から第二十六条までの規定 平成二十六年四月一日

附則 (平成二十四年八月二二日法律第六八号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、平成二十六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条及び第七条の規定並びに附則第十八条、第二十条及び第二十一条の規定 公布の日
二 第三条の規定及び附則第十五条から第十六条の三までの規定 令和元年十月一日
(消費税法の一部改正に伴う経過措置の原則)

第二条 この附則に別段の定めがあるものを除き、第一条の規定による改正後の消費税法(以下附則第十四条までにおいて「新消費税法」という。)の規定は、この法律の施行の日(以下附則第十六条の二までにおいて「施行日」という。)以後に国内において事業者(消費税法第二条第一項第四号に規定する事業者をいう。以下附則第十六条の二までにおいて同じ。)が行う資産の譲渡等(同項第八号に規定する資産の譲渡等をいう。以下この条及び附則第十五条において同じ。)及び施行日以後に国内において事業者が行う課税仕入れ(同項第十二条に規定する課税仕入れをいう。以下附則第十六条までにおいて同じ。)並びに施行日以後に保税地域(同項第二号に規定する保税地域をいう。以下附則第十六条までにおいて同じ。)から引き取られる課税貨物(同項第十一号に規定する課税貨物をいう。以下附則第十六条までにおいて同じ。)に係る消費税について適用し、施行日前に国内において事業者が行つた資産の譲渡等及び施行日前に保税地帯から引き取つた課税貨物に係る消費税については、なお従前の例による。

(小規模事業者に係る納税義務の免除等に関する経過措置)

第三条 事業者が、施行日前に国内において行つた課税資産の譲渡等(消費税法第二条第一項第九号に規定する課税資産の譲渡等をいう。以下附則第十六条の二までにおいて同じ。)につき、同項第十四号に規定する基準期間若しくは同法第九条の二第四項に規定する特定期間又は同法第十一条に規定する課税期間中に新消費税法第三十八条第一項に規定する売上げに係る対価の返還等をした場合には、当該売上げに係る対価の返還等をした場合には、当該売上げに係る対価の返還等若しくは第十二条第三項に規定する基準期間における課税売上高、同法第九条の二第二項に規定する特定期間における課税売上高又は同法第三十条第二項に規定する課税期間における課税売上高の計算については、なお従前の例による。

(特定新規設立法人の納税義務の免除の特例に関する経過措置)

第四条 新消費税法第十二条の三の規定は、施行日以後に設立される同条第一項に規定する新規設立法人で、同項に規定する特定新規設立法人に該当することとなるものについて適用する。

(旅客運賃等の税率等に関する経過措置)

第五条 事業者が、旅客運賃、映画又は演劇を催す場所への入場料金その他の不特定かつ多数の者に対する課税資産の譲渡等に係る対価で政令で定めるものを施行日前に領収している場合において、当該対価の領収に係る課税資産の譲渡等を施行日以後に行うときは、当該課税資産の譲渡等に係る消費税については、第二条の規定による改正前の消費税法(以下附則第十四条までにおいて「旧消費税法」という。)第二十九条に規定する税率による。

2 事業者が継続的に供給し、又は提供することを約する契約に基づき行う電気、ガス、水道水及び電気通信役務(電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)第二条第三号に規定する電気通信役務をいう。)で施行日前から継続して供給し、又は提供しているものの供給又は提供その他の政令で定める課税資産の譲渡等で施行日から平成二十六年四月三十日までの間に料金の支払を受ける権利が確定するもの(施行日以後初めて料金の支払を受ける権利が確定する日が同月三十日後であるもの(以下この項において「特定継続供給等に係る課税資産の譲渡等」という。)で施行日前から継続して供給し、又は提供しているものの供給又は提供その他の政令で定める課税資産の譲渡等を行つた場合には、当該確定した料金(特定継続供給等に係る課税資産の譲渡等にあつては、当該確定した料金のうち当該政令で定める部分に対応する部分に限る。)に係る課税資産の譲渡等に係る消費税については、旧消費税法第二十九条に規定する税率による。

3 事業者が、平成八年十月一日から平成二十五年十月一日(以下この項から第五項まで及び附則第七条第一項において「指定日」という。)の前日までの間に締結した工事(製造を含む。)の請

負に係る契約(これに類する政令で定める契約を含む。)に基づき、施行日以後に当該契約に係る課税資産の譲渡等を行う場合には、当該課税資産の譲渡等(指定日以後に当該契約に係る対価の額が増額される場合には、当該増額される前の対価の額に相当する部分に限る。)に係る消費税については、旧消費税法第二十九条に規定する税率による。

4 事業者が、平成八年十月一日から指定日の前日までの間に締結した資産の貸付けに係る契約に基づき、施行日前から施行日以後引き続き当該契約に係る資産の貸付けを行つている場合において、当該契約の内容が、第一号及び第二号又は第一号及び第三号に掲げる要件に該当するときは、施行日以後に行う当該資産の貸付けに係る消費税については、旧消費税法第二十九条に規定する税率による。ただし、指定日以後に当該資産の貸付けの対価の額の変更が行われた場合は、当該変更後における当該資産の貸付けについては、この限りでない。

一 当該契約に係る資産の貸付けの期間及び当該期間中の対価の額が定められていること。
二 事業者が事情の変更その他理由により当該対価の額の変更を求める旨の定めがないこと。

三 契約期間中に当事者の一方又は双方がいつでも解約の申入れをすることができる旨の定めがないことその他対価に関する契約の内容が政令で定める要件に該当していること。

5 事業者が、平成八年十月一日から指定日の前日までの間に締結した役務の提供に係る契約で当該契約の性質上当該役務の提供の時期をあらかじめ定めることができないものであつて、当該役務の提供に先立つて対価の全部又は一部が分割して支払われる契約として政令で定めるものに基づき、施行日以後に当該契約に係る役務の提供を行う場合において、当該契約の内容が次に掲げる要件に該当するときは、当該役務の提供に係る消費税については、旧消費税法第二十九条に規定する税率による。ただし、指定日以後において当該役務の提供の対価の額の変更が行われた場合は、この限りでない。

一 当該契約に係る役務の提供の対価の額が定められること。
二 事業者が事情の変更その他理由により当該対価の額の変更を求める旨の定めがないこと。

6 第一项から第三項まで、第四項本文又は前項本文の規定の適用を受ける課税資産の譲渡等に係る新消費税法第三十八条第一項及び第三十九条第一項の規定の適用については、新消費税法第三十八条第一項中「百分の八」とあるのは「百分の五」と、「百八分の六・三」とあるのは「百五分の四」と、新消費税法第三十九条第一項中「百八分の六・三」とあるのは「百五分の四」とする。

7 事業者が、第一項から第三項まで、第四項本文又は第五項本文の規定の適用を受けた事業者がからこれらに規定の適用を受けた課税資産の譲渡等に係る資産を譲り受け、若しくは借り受け、又は当該課税資産の譲渡等に係る役務の提供を受けた場合における新消費税法第三十条第一項、第三十二条第一項及び第三十六条第一項の規定の適用については、これらの規定中「百八分の六・三」とあるのは、「百五分の四」とする。

8 事業者が、第三項又は第四項本文の規定の適用を受けた課税資産の譲渡等を行つた場合には、その相手方に對し当該課税資産の譲渡等がこれらの規定の適用を受けたものであることにについて書面により通知するものとする。

(長期割賦販売等に係る資産の譲渡等の時期の特例に関する経過措置)

第六条 事業者が、施行日前に行つた消費税法第十六条第一項に規定する長期割賦販売等につき同一の規定の適用を受けた場合において、当該長期割賦販売等に係る賦払金の額で施行日以後にその支払の期日が到来するものがあるときは、当該賦払金に係る部分の課税資産の譲渡等に係る消

費税については、旧消費税法第二十九条に規定する税率による。

2 前条第六項の規定は、前項の規定の適用を受ける場合について準用する。

(工事の請負に係る資産の譲渡等の時期の特例に関する経過措置)

第七条 事業者が、指定日から施行日の前日までの間に締結した消費税法第十七条第一項に規定する長期大規模工事(以下この項において「長期大規模工事」という。)又は同条第二項に規定す

る工事（以下この項において「工事」という。）の請負に係る契約に基づき、施行日以後に当該契約に係る目的物の引渡しを行う場合において、当該長期大規模工事又は工事に係る対価の額につき、施行日の属する年又は事業年度以前の年又は事業年度においてこれらの規定の適用を受けたときは、当該長期大規模工事又は工事の目的物のうち当該長期大規模工事又は工事の着手の日から施行日の前日までの期間に対応する部分の対価の額として政令で定めるところにより計算した金額に係る部分の課税資産の譲渡等に係る消費税については、旧消費税法第二十九条に規定する税率による。

附則第五条第六項の規定は、前項の規定の適用を受ける場合について準用する。

附則第五条第七項の規定は、事業者が、第一項の規定の適用を受けた事業者から同項の規定の適用を受けた目的物の引渡しを受けた目的物に係る対価の額のうち同項の規定の適用を受けた金額に係る部分に限る。について準用する。

事業者が、第一項の規定の適用を受けた目的物の引渡しを行った場合には、その相手方に對し当該目的物の引渡しが同項の規定の適用を受けたものである旨及び同項の規定の適用を受けた部分に係る対価の額を書面により通知するものとする。

（小規模事業者に係る資産の譲渡等の時期等の特例に関する経過措置）
第八条 消費税法第十八条第一項の個人事業者が、施行日前に行つた課税資産の譲渡等につき、当該課税資産の譲渡等に係る対価の額を収入した日が施行日以後であるときは、当該課税資産の譲渡等に係る消費税については、旧消費税法第二十九条に規定する税率による。

附則第五条第六項の規定は、前項の規定の適用を受ける場合について準用する。

消費税法第十八条第一項の個人事業者が、施行日前に行つた課税仕入れにつき、当該課税仕入れに係る費用の額を支出した日が施行日以後であるときは、当該課税仕入れから第三十六条までの規定による仕入れに係る消費税額の控除等については、なお従前の例による。

（仕入れに係る対価の返還等を受けた場合の仕入れに係る消費税額の控除等に関する経過措置）
第九条 事業者が、施行日前に国内において行つた課税仕入れにつき、施行日以後に新消費税法第三十二条第一項に規定する仕入れに係る対価の返還等を受けた場合には、当該仕入れに係る同条の規定による仕入れに係る消費税額の控除の計算については、なお従前の例による。

（納稅義務の免除を受けないこととなつた場合等の棚卸資産に係る消費税額の調整に関する経過措置）
第十条 新消費税法第三十六条第一項の事業者が、施行日前に国内において譲り受けた課税仕入れに係る棚卸資産又は施行日前に保税地域から引き取つた課税貨物で棚卸資産に該当するものを施行日以後有している場合には、当該課税仕入れに係る棚卸資産又は該課税貨物で棚卸資産に該当するものに係る同項の規定による消費税額の調整については、なお従前の例による。

前項の規定は、消費税法第三十六条第三項の個人事業者又は法人が、同項の被相続人又は被合併法人若しくは分割法人の事業を承継した場合について準用する。（この場合において、前項中（売上げに係る対価の返還等をした場合の消費税額の控除に関する経過措置）
第一項の規定は、消費税法第三十六条第五項の事業者が、同法第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除されることとなつた場合について準用する。）

（売上げに係る対価の返還等をした場合の消費税額の控除に関する経過措置）
第十一條 新消費税法第三十八条第一項に規定する事業者が、施行日前に国内において行つた課税資産の譲渡等につき、施行日以後に同項に規定する売上げに係る対価の返還等をした場合には、当該売上げに係る対価の返還等に係る同条の規定による消費税額の控除については、なお従前の例による。

（貸倒れに係る消費税額の控除等に関する経過措置）
第十二条 新消費税法第三十九条第一項に規定する事業者が、施行日前に国内において行つた課税資産の譲渡等に係る売掛金その他の債権につき、同項に規定する事実が生じたため、施行日以後に当該課税資産の譲渡等の同項の税込価額の全部又は一部の領収をすることができなくなつた場合には、当該領収をすることができなくなった課税資産の譲渡等に係る同条の規定による消費税額の控除等については、なお従前の例による。

（課税資産の譲渡等についての中間申告等に関する経過措置）

第十三条 新消費税法第四十二条第八項の規定は、同項に規定する六月中間申告対象期間に係る課税期間（消費税法第十九条に規定する課税期間をいう。次項及び附則第十六条第一項において同じ。）が施行日以後に開始するものについて適用する。

（課税資産の譲渡等による課税期間（みなし課税期間）
2 施行日以後に終了する課税期間（みなし課税期間）
申告対象期間が同項の規定により一の課税期間とみなされる場合における當中間申告対象期間をいう。附則第十六条第一項において同じ。）にあつては、その末日が施行日以後である当該みなし課税期間（以下この項において同じ。）において附則第二条から前条まで及び次条の規定により旧消費税法第二十九条に規定する税率が適用される課税資産の譲渡等が行われた場合における当該課税期間に係る消費税法第四十二条第一項、第四項又は第六項の規定による申告書で同法第四十三条第一項各号に掲げる事項を記載したもの及び同法第四十五条第一項の規定による申告書については、同法第四十三条第一項第一号及び第四十五条第一項第一号中「課税標準である金額の合計額」とあるのは「税率の異なる」とに区分した課税標準である金額及びその合計額」と、同法第四十三条第一項第二号及び第四十五条第一項第二号中「課税標準額」とあるのは「税率の異なるごとに区分した課税標準額」とする。
（国、地方公共団体等に対する特例に関する経過措置）
第十四条 消費税法第六十条第一項の規定の適用を受ける国又は地方公共団体が、施行日前に行つた課税資産の譲渡等につき、当該課税資産の譲渡等の対価を収納すべき会計年度の末日が施行日以後であるときは、当該課税資産の譲渡等に係る消費税については、旧消費税法第二十九条に規定する税率による。

附則第五条第六項の規定は、前項の規定の適用を受ける場合について準用する。

（課税資産の譲渡等による消費税法の一部改正に伴う経過措置の原則）
第十五条 この附則に別段の定めがあるものを除き、第三条の規定による改正後の消費税法（次条及び附則第十六条の三において「元年新消費税法」という。）の規定は、附則第一条第二号に定める日（以下附則第十六条の三までにおいて「一部施行日」という。）以後に国内において事業者が行う資産の譲渡等、国内において事業者が行う課税仕入れ及び保税地域から引き取られる課税貨物に係る消費税について適用し、施行日から一部施行日の前日までの間に国内において事業者が行つた資産の譲渡等、国内において事業者が行つた課税仕入れ及び保税地域から引き取つた課税貨物に係る消費税については、なお従前の例による。

（第三条の規定による消費税法の一部改正に伴う税率等に関する経過措置）
第十六条 附則第三条、第十一条及び第十二条の規定は、一部施行日前に国内において行つた課税資産の譲渡等につき一部施行日以後に元年新消費税法第三十八条第一項に規定する売上げに係る対価の返還等をした場合又は元年新消費税法第三十九条第一項に規定する領収をすることができなくなつた場合について、附則第五条第一項から第五項まで及び第七条第一項の規定は一部施行日

項 目	附則第五条第三 項	附則第三条	附則第三条前 項	附則第五条第一 項	附則第五条第二 項	附則第五条第二 項	附則第五条第一 項	附則第五条第一 項
日	平成二十五年十月一 日	平成三十一 年四月一日	施行日前	施行日前	施行日以後	施行日以後	施行日以後	施行日以後
平成二十六年四月三 十日	平成二十六年四月三 十日	新消費稅法	新消費稅法	新消費稅法	新消費稅法	新消費稅法	新消費稅法	新消費稅法
旧消費稅法	旧消費稅法	元年旧消費稅法	元年旧消費稅法	元年旧消費稅法	元年旧消費稅法	元年旧消費稅法	元年旧消費稅法	元年旧消費稅法
支払を受ける権利 係る課稅資產の譲渡 等	支払を受ける権利 係る課稅資產の譲渡 等	支払を受ける権利又は支払義務 係る課稅資產の譲渡等又は特定課稅仕入れ	支払を受ける権利又は支払義務 係る課稅資產の譲渡等又は特定課稅仕入れ	支払を受ける権利又は支払義務 係る課稅資產の譲渡等並びに特定繼續供給役務で一部施行 定める課稅資產の譲渡等並びに特定繼續供給役務で一部施行 渡等	支払を受ける権利又は支払義務 係る課稅資產の譲渡等並びに特定繼續供給役務で一部施行 定める課稅資產の譲渡等並びに特定繼續供給役務で一部施行 渡等	支払を受ける権利又は支払義務 係る課稅資產の譲渡等並びに特定繼續供給役務で一部施行 定める課稅資產の譲渡等並びに特定繼續供給役務で一部施行 渡等	支払を受ける権利又は支払義務 係る課稅資產の譲渡等並びに特定繼續供給役務で一部施行 定める課稅資產の譲渡等並びに特定繼續供給役務で一部施行 渡等	支払を受ける権利又は支払義務 係る課稅資產の譲渡等並びに特定繼續供給役務で一部施行 定める課稅資產の譲渡等並びに特定繼續供給役務で一部施行 渡等

を受ける特定課税仕入れ（以下この項において「経過措置特定課税仕入れ」という。）に係る元年新消費税法第三十八条第一項、第三十九条第一項の規定の適用について、附則第五条第七項の規定は事業者が経過措置規定の適用を受けた事業者から経過措置譲渡等に係る資産を譲り受け、若しくは当該経過措置譲渡を受けた場合又は経過措置特定課税仕入れを行った場合における元年新消費税法第三十条第一項、第三十二条第一項及び第三十六条第一項の規定の適用について、附則第五条第八項の規定は事業者が経過措置譲渡等（前項において読み替えて準用する同条第三項又は第四項本文の規定の適用を受けるものに限る。）を行った場合について、それぞれ準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げるこれらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

又は特定課税仕入れに係る

附 第五則 六項	附 第五則 六項
新消費税法 及び 百分の八 百分の五 百分の六・三 百分の四 百分の四」とする 百分の六・三	元年新消費税法 、第三十八条の二第一項及び 百分の十 百分の八 百十分の七・八 百分の六・三」と、元年新消費税法第三十八条の二第一項中「百 分の七・八」とあるのは「百分の六・三」と、 百分の六・三」とする 百分の六・三
、又は 若しくは	

附 第五則 七項	附 第五則 七項
場合における新消費税法 これらの中の規定中「百八分 の六・三」とあるのは、 「百五分の四」	場合又は第二項の規定の適用を受けた特定課税仕入れを行った場合 における元年新消費税法
中「百八分の六・三」とあるのは「百分の六・三」	中「百十分の七・八」とあるのは「百分の六・三」
前項において読み替えて準用する附則第五条第七項の規定は第一項において読み替えて準用する附則第七条第一項、第八条第一項及び第十四条第一項の規定の適用を受ける場合について、前項において読み替えて準用する附則第五条第七項の規定は第一項において読み替えて準用する附則第七条第一項、第八条第一項及び第十三条第一項及び第三十二条第一項第一号中「百 分の七・八」とあるのは「百分の六・三」と、「百分の七・八」とあるのは「百分の六・三」と、元年新消費税法第三十六条第一項	前項において読み替えて準用する附則第五条第六項の規定は第一項において読み替えて準用する附則第七条第一項及び第十三条第一項及び第三十二条第一項第一号中「百 分の七・八」とあるのは「百分の六・三」と、「百分の七・八」とあるのは「百分の六・三」とあるのは「百分の六・三」と、元年新消費税法第三十六条第一項
前項において読み替えて準用する附則第五条第七項の規定は第一項において読み替えて準用する附則第七条第一項、第八条第一項及び第十四条第一項の規定は第一項において読み替えて準用する附則第七条第一項、第八条第一項及び第十三条第一項及び第三十二条第一項第一号中「百 分の七・八」とあるのは「百分の六・三」と、「百分の七・八」とあるのは「百分の六・三」とあるのは「百分の六・三」と、元年新消費税法第三十六条第一項	前項において読み替えて準用する附則第五条第六項の規定は第一項において読み替えて準用する附則第七条第一項及び第十三条第一項及び第三十二条第一項第一号中「百 分の七・八」とあるのは「百分の六・三」と、「百分の七・八」とあるのは「百分の六・三」とあるのは「百分の六・三」と、元年新消費税法第三十六条第一項

附 第五則 七項	附 第五則 七項
新消費税法 及び 百分の八 百分の五 百分の六・三 百分の四 百分の四」とする 百分の六・三	元年新消費税法 、第三十八条の二第一項及び 百分の十 百分の八 百十分の七・八 百分の六・三」と、元年新消費税法第三十八条の二第一項中「百 分の七・八」とあるのは「百分の六・三」と、 百分の六・三」とする 百分の六・三
、又は 若しくは	

後に課税資産の譲渡等を行つたものとみなされる部分に係る消費税については、第三条の規定による改正前の消費税法第二十九条に規定する税率による。

2 前条第二項において読み替えて準用する附則第五条第六項の規定は、前項の規定の適用を受けた場合について準用する。

（特定課税仕入れに係る対価の返還等を受けた場合の消費税額の控除に関する経過措置）

第三十二条第一項及び第三十六条第一項の規定の適用について、附則第五条第八項の規定は、平成二十七年十月一日から一部施行日の前日までの間に国内において行った特定課税仕入れにつき、一部施行日以後に同項に規定する特定課税仕入れに係る対価の返還等を受けた場合には、当該特定課税仕入れに係る対価の返還等に係る同条の規定による消費税額の控除については、なお從前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第十七条 第二条及び第三条の規定のそれぞれの施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる消費税に係る第二条及び第三条の規定のそれぞれの施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第十八条 消費税率の引上げに当たつては、経済状況を好転させることを条件として実施するため、物価が持続的に下落する状況からの脱却及び経済の活性化に向けて、平成二十三年度から令和二年度までの平均において名目の経済成長率で三バーセント程度かつ実質の経済成長率で二バーセント程度を目指した望ましい経済成長の在り方に早期に近づけるための総合的な施策の実施その他の必要な措置を講ずる。

2 税制の抜本的な改革の実施等により、財政による機動的対応が可能となる中で、我が国経済の需要と供給の状況、消費税率の引上げによる経済への影響等を踏まえ、成長戦略並びに事前防災及び減災等に資する分野に資金を重点的に配分することなど、我が国経済の成長等に向けた施策を検討する。

（政令への委任）

第十九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

第一条 この法律は、平成二十五年四月一日から施行する。

附 則（平成二十五年五月三一日法律第二十九号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める

日から施行する。

（附則第六条、第八条及び第十一条から第十六条までの規定 平成二十六年四月一日

一 附則第六条（平成二十五年六月二六日法律第六三号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（附則第六条、第八条及び第十一条から第十六条までの規定 平成二十六年四月一日

一 第四条中国民年金法等の一部を改正する法律附則第二十条及び第六十四条の改正規定、第五

一条中国国民年金法等の一部を改正する法律附則第十九条第二項の改正規定並びに次条並びに附則

（リース譲渡に係る資産の譲渡等の時期の特例を受ける場合における税率等に関する経過措置）

第十六条 第二条 事業者が、施行日から一部施行日の前日までの間に行つた消費税法第十六条第一項に規定するリース譲渡（所得税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第七号。以下この項において「三十年改正法」という。）第五条の規定による改正前の消費税法第十六条第一項に規定する長期割賦販売等及び三十年改正法附則第四十四条第二項に規定する旧効力消費税法第十六

条第一項に規定する長期割賦販売等を含む。）につき、当該リース譲渡に係る賦払金の額で一部施行日以後にその支払の期日が到来するものがあるときは、当該リース譲渡のうち一部施行日以

用については、同法別表第三第一号に掲げる法人とみなす。

（罰則に関する経過措置）

第一百五十五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によ

(その他の経過措置の政令への委任)
（百五十三条）この附則に定めるものほか、この法律の施行に関する必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則（平成二十六年五月二一日法律第四〇号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則

（平成二六年六月一三日法律第六九号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の施行の日から施行する。

（経過措置の原則）

第五条 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであつてこの法律の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの法律の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、この附則に特別の定めがある場合を除き、なお従前の例による。

（訴訟に関する経過措置）

第六条 この法律による改正前の法律の規定により不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ訴えを提起できないこととされる事項であつて、当該不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したもの（当該不服申立てが他の不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ提起できないとされる場合にあつては、当該他の不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したもの）の訴えの提起については、なお従前の例による。

2 この法律の規定による改正前の法律の規定（前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）により異議申立てが提起された処分その他の行為であつて、この法律の規定による改正後の法律の規定により審査請求に対する裁決を経た後でなければ取消しの訴えを提起することができないこととされるものの取消しの訴えの提起については、なお従前の例による。
3 不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為の取消しの訴えであつて、この法律の施行前に提起されたものについては、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第九条 この法律の施行前にした行為並びに附則第五条及び前二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）
第十条 附則第五条から前条までに定めるものほか、この法律の施行に関する必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則（平成二六年六月一八日法律第七二号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 及び二 略
三 附則第六十三条の規定 電気事業法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第七十四号）
の施行の日

（施行期日）
附 則（平成二七年三月三一日法律第九号）抄

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略
二 次に掲げる規定 平成二十七年七月一日

イ からチまで
リ 附則第三十九条第十三項から第十五項までの規定
三 次に掲げる規定 平成二十七年十月一日

イ 略

四 ロ 第四条の規定（同条中消費税法第二条第一項第八号の次に四号を加える改正規定（同項第八号の二に規定する特定役務の提供に係る部分及び同項第八号の五に係る部分に限る。）、同法第八条第六項の改正規定、同条に三項を加える改正規定、同法別表第一第七号ロの改正規定及び同法別表第三第一号の表の改正規定を除く。）並びに附則第三十五条から第三十八条まで、第三十九条第一項から第十二項まで、第四十条から第四十七条まで、第一百十二条、第一百三十条及び第一百十八条の規定

五 次に掲げる規定 平成二十八年四月一日

イ 及びロ 略

ハ 第四条中消費税法第二条第一項第八号の次に四号を加える改正規定（同項第八号の二に規定する特定役務の提供に係る部分及び同項第八号の五に係る部分に限る。）及び附則第四十一条の規定

（消費税法の一部改正に伴う経過措置の原則）

第三十五条 この附則に別段の定めがあるものを除き、第四条の規定（同条中消費税法第二条第一項第八号の次に四号を加える改正規定（同項第八号の二に規定する特定役務の提供に係る部分及び同項第八号の五に係る部分に限る。）、同法第八条第六項の改正規定、同条に三項を加える改正規定、同法別表第一第七号ロの改正規定及び同法別表第三第一号の表の改正規定を除く。）による改正後の消費税法（以下附則第四十八条までにおいて「新消費税法」という。）の規定は、平成二十七年十月一日（附則第三十九条を除き、以下附則第四十八条までにおいて「新消費税法適用日」という。）以後に国内において事業者が（消費税法第二条第一項第四号に規定する事業者をいう。以下附則第四十八条までにおいて同じ。）が行う資産の譲渡等（同項第八号に規定する資産の譲渡等をいう。以下附則第四十八条までにおいて同じ。）及び新消費税法適用日以後に国内において事業者が行う課税仕入れ（同項第十二号に規定する課税仕入れをいう。以下附則第四十八条までにおいて同じ。）並びに新消費税法適用日以後に保税地域（同項第二号に規定する保税地域をいう。以下この条及び附則第四十三条において同じ。）から引き取られる課税貨物（同項第十一号に規定する課税貨物をいう。以下この条及び附則第四十三条において同じ。）に係る消費税について適用し、新消費税法適用日前に国内において事業者が行つた資産の譲渡等及び新消費税法適用日前に国内において事業者が行つた課税仕入れ並びに新消費税法適用日前に保税地域から引き取った課税貨物に係る消費税については、なお従前の例による。

（小規模事業者の納稅義務の免除の特例に関する経過措置）

第三十六条 第四条の規定（同条中消費税法第二条第一項第八号の次に四号を加える改正規定（同項第八号の二に規定する特定役務の提供に係る部分及び同項第八号の五に係る部分に限る。）、同法第八条第六項の改正規定、同条に三項を加える改正規定、同法別表第一第七号ロの改正規定及び同法別表第三第一号の表の改正規定を除く。）による改正前の消費税法（附則第四十三条において「旧消費税法」という。）第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者の新消費税法適用日の属する課税期間（消費税法第十九条第一項に規定する課税期間（同条第二項又は第四項の規定により一の課税期間とみなされる期間を含む。）をいう。以下附則第四十八条までにおいて同じ。）において、新消費税法が、当該課税期間の基準期間（消費税法第二条第一項第十四号に規定する基準期間をいう。以下この条及び次条第一項において同じ。）又は特定期間（新消費税法第九条の二第一項に規定する特定期間をいう。次項及び第四項において同じ。）の初日から施行されていたものとして計算した当該課税期間の基準期間における課税売上高（新消費税法第九条第一項に規定する基準期間における課税売上高をいう。以下附則第四十八条までにおいて同じ。）又は特定期間における課税売上高（新消費税法第九条の二第一項に規

定する特定期間における課税売上高をいう。以下この条及び附則第四十八条第二項において同じ。)が千万円を超えるときは、当該事業者の新消費税法適用日から当該課税期間の末日までの間に行う課税資産の譲渡等(新消費税法第二条第一項第九号に規定する課税資産の譲渡等をいい、同項第八号の二に規定する特定資産の譲渡等に該当するものを除く。以下附則第四十条までにおいて同じ。)及び特定課税仕入れ(新消費税法第五条第一項に規定する特定課税仕入れをいう。以下附則第四十四条までにおいて同じ。)については、新消費税法第九条第一項本文の規定は、適用しない。この場合における消費税法第五十七条第一項の規定の適用については、同項第一号中「第十二条第一項から第六項まで」とあるのは、「第十二条第一項から第六項まで」(新消費税法第六条第二項)とする。

2 新消費税法適用日の翌日以後に開始する課税期間に係る基準期間における課税売上高又は特定期間における課税売上高については、当該基準期間又は当該特定期間の初日が新消費税法適用日前であるときは、新消費税法が、当該基準期間又は当該特定期間の初日から施行されていたものとして、消費税法第九条第二項又は第九条の二第二項の規定により計算する。

3 第一項又は前項の規定の適用を受ける課税期間に係る基準期間において電気通信利用役務の提供(新消費税法第二条第一項第八号の三に規定する電気通信利用役務の提供をいう。次項において同じ。)に該当する資産の譲渡等を行つた事業者が、前二項の規定により基準期間における課税売上高を計算することにつき困難な事情があるときは、消費税法第九条第二項の規定にかかるらず、新消費税法が、平成二十七年四月一日から施行され、いたものとして、同日から同年六月三十日までの期間における課税売上高(当該期間中に国内において行つた課税資産の譲渡等の対価の額(新消費税法第二十八条第一項に規定する対価の額をいう。)の合計額から当該期間中に行つた消費税法第九条第二項に規定する売上げに係る税抜対価の返還等の金額の合計額を控除した残額をいう。次項において同じ。)に四を乗じて計算した金額を基準期間における課税売上高とすることができる。

4 第一項又は第二項の規定の適用を受ける課税期間に係る特定期間において電気通信利用役務の提供に該当する資産の譲渡等を行つた事業者が、これらとの規定により特定期間における課税売上高を計算することにつき困難な事情があるときは、消費税法第九条の二第二項の規定にかかるらず、新消費税法が、平成二十七年四月一日から施行されていたものとして、同日から同年六月三十日までの期間における課税売上高に二を乗じて計算した金額を特定期間における課税売上高とができる。

5 第一項の規定の適用を受ける事業者が、新消費税法適用日から新消費税法適用日の属する課税期間の末日までの間にあつた相続(新消費税法第十条第一項に規定する相続をいう。)により、被相続人の事業を承継した場合における同条第一項の規定の適用については、同項中「又は前条第一項の規定により」とあるのは、「前条第一項の規定により、又は所得税法等の一部を改正する法律(平成二十七年法律第九号)附則第三十六条第一項の規定により」とする。

6 第一項の規定の適用を受ける事業者が、新消費税法適用日から新消費税法適用日の属する課税期間の末日までの間に行つた合併(新消費税法第十一条第一項に規定する合併をいう。)又は吸収分割(新消費税法第十二条第五項に規定する吸収分割をいう。)に係る新消費税法第十一条第二項(新消費税法適用日以後に新消費税法第十条第一項又は第二項に規定する相続があつた場合におけるこれらの規定に規定する被相続人の基準期間における課税売上高については、当該基準期間の初日が新消費税法が、当該基準期間の初日から施行されていたものとして、これらの規定を適用する。)新消費税法適用日以後に新消費税法第十一条第一項若しくは第二項に規定する合併があつた場合におけるこれらの規定に規定する基準期間に対応する期間における課税売上高若しくは同条第一項に規定するものとのほか、この条の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(相続があつた場合の納稅義務の免除の特例等に関する経過措置)

第三十七条 新消費税法適用日以後に新消費税法第十条第一項又は第二項に規定する相続があつた場合におけるこれらの規定に規定する被相続人の基準期間における課税売上高については、当該基準期間の初日が新消費税法が、当該基準期間の初日から施行されていたものとして、これらの規定を適用する。

2 新消費税法適用日以後に新消費税法第十条第一項若しくは第二項に規定する合併があつた場合におけるこれらの規定に規定する基準期間に対応する期間における課税売上高若しくは同条第一項に規定するものとのほか、この条の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

三項若しくは第四項に規定する合併があつた場合におけるこれらの規定に規定する基準期間に応する期間における課税売上高又は新消費税法第十二条第一項から第四項までに規定する分割等があつた場合におけるこれらの規定に規定する基準期間に応する期間における課税売上高若しくは同項第五項若しくは第六項に規定する吸収分割があつた場合におけるこれらの規定に規定する基準期間に応する期間における課税売上高については、当該期間の初日が新消費税法適用日前であるときは、新消費税法が、当該期間の初日から施行されていたものとして、新消費税法第十二条第一項から第四項まで又は第十二条第一項から第六項までの規定を適用する。

3 新消費税法第十二条の三第一項に規定する新設開始日が新消費税法適用日以後である場合における同項に規定する基準期間に相当する期間における課税売上高については、当該期間の初日が新消費税法適用日前であるときは、新消費税法が、当該期間の初日から施行されていたものとして、同項の規定を適用する。

(国外事業者から受けた電気通信利用役務の提供に係る税額控除に関する経過措置)

第三十八条 事業者が、新消費税法適用日以後に国内において行つた課税仕入れのうち国外事業者(新消費税法第二条第一項第四号の二に規定する国外事業者をいう。以下附則第四十条までにおいて同じ。)から受けた電気通信利用役務の提供(同項第八号の三に規定する電気通信利用役務の提供をいい、同項第八号の四に規定する事業者向け電気通信利用役務の提供に該当するものを除く。以下この条及び次条において同じ。)に係るものについては、当分の間、新消費税法第三十条から第三十六条までの規定は、適用しない。ただし、当該国外事業者のうち登録国外事業者(次条第一項の規定により登録を受けた事業者をいう。以下附則第四十条までにおいて同じ。)に該当する者から受けた電気通信利用役務の提供について、この限りでない。

2 前項の規定の適用を受ける場合における新消費税法第三十条の規定の適用について(新消費税法第三十九条第一号イ中「氏名又は名称」とあるのは「氏名又は名称及び所得税法等の一部を改正する法律(平成二十七年法律第九号)附則第三十九条第四項に規定する登録番号」と、同条第一号イ中「氏名又は名称」とあるのは「氏名又は名称及び所得税法等の一部を改正する法律(平成二十七年法律第九号)附則第三十九条第四項に規定する登録番号」と、同号ニ中「含む。」)とあるのは「含む。」及び当該課税資産の譲渡等を行つた者が第五条第一項の規定に基づき消費税を納める義務がある旨)とする。

3 第一項ただし書の規定の適用を受ける場合における新消費税法第三十条第七項に規定する請求書等の保存は、財務省令で定めるところにより、前項の規定により読み替えられた同条第九項第一号イからホまでに掲げる事項に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)の保存をもつて代えることができる。

4 国内において電気通信利用役務の提供を行つた登録国外事業者は、当該電気通信利用役務の提供を受ける他の事業者の求めに応じ、当該電気通信利用役務の提供に係る新消費税法第三十条第七項に規定する請求書等(第二項の規定により読み替えられた同条第九項第一号イからホまでに掲げる事項が記載されているものに限る。次項及び次条第六項第七号において同じ。)を交付する場合には、当該請求書等を交付した他の事業者に対して修正した請求書等を交付しなければならない。

5 前項に規定する請求書等を交付した登録国外事業者は、当該請求書等の記載事項に誤りがあつた場合には、当該請求書等を交付した他の事業者に対する修正した請求書等を交付しなければならない。

6 前各項に定めるもののほか、この条の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(国外事業者の登録等)

第三十九条 電気通信利用役務の提供を行い、又は行おうとする国外事業者(新消費税法第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者を除く。第五項において同じ。)は、国税庁長官の登録を受けることができる。

- 2 前項の登録を受けようとする者は、財務省令で定める事項を記載した申請書に財務省令で定める書類を添付して、その納税地を所轄する税務署長を経由して、国税庁長官に提出しなければならない。
- 3 国税庁長官は、前項の規定による申請書の提出を受けた場合には、遅滞なく、これを審査し、第五項の規定により登録を受けようとする場合を除き、第一項の登録を受けなければならない。
- 4 第一項の登録は、国外事業者登録簿に氏名又は名称その他の政令で定める事項並びに登録番号及び登録年月日を登載してするものとする。この場合において、国税庁長官は、政令で定めるところにより、当該国外事業者登録簿に登載された事項を速やかに公表しなければならない。
- 5 国税庁長官は、第一項の登録を受けようとする国外事業者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該登録を拒否することができる。
- 一 国内において行う電気通信利用役務の提供に係る事務所、事業所その他これらに準ずるもの（次項第二号において「消費税に係る事務所等」という。）を国内に有しないこと又は消費税に関する税務代理（税理士法第二条第一項第一号に掲げる税務代理をいう。次項第三号において同じ。）の権限を有する税務代理人（国税通則法第七十四条の九第三項第二号に規定する税務代理人をいう。）がないこと。
- 二 当該国外事業者（国税通則法第一百七十七条第一項の規定の適用を受ける者に限る。）が、同項の規定による納税管理人を定めていないこと。
- 三 現に国税の滞納があり、かつ、その滞納額の徴収が著しく困難であること。
- 四 当該国外事業者が、次項の規定により登録を取り消され（同項第五号から第七号までのいずれかに該当した場合に限る。）その取消しの日から一年を経過しない者であること。
- 5 国税庁長官は、登録国外事業者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その登録を取り消すことができる。
- 一 当該登録国外事業者が国外事業者に該当しなくなったこと。
- 二 当該登録に係る消費税に係る事務所等が国内に所在しなくなったこと。
- 三 当該登録国外事業者の新消費税法第四十五条第一項の規定による申告書の提出期限までに、当該申告書に係る消費税に関する税務代理の権限を有することを証する書面（税理士法第三十条（同法第四十八条の十六において準用する場合を含む。）に規定する書面をいう。）が提出されていないこと。
- 四 当該登録国外事業者（国税通則法第一百七十七条第一項の規定の適用を受ける者に限る。）が、同項の規定による納税管理人を定めていないこと。
- 五 消費税につき国税通則法第十七条第二項に規定する期限内申告書の提出がなかった場合において、当該提出がなかったことについて正当な理由がないと認められること。
- 六 現に国税の滞納があり、かつ、その滞納額の徴収が著しく困難であること。
- 7 事実を仮装して記載した請求書等を交付したこと（当該請求書等に記載すべき事項を記録した前条第三項に規定する電磁的記録の提供を含む。）。
- 8 登録国外事業者は、第四項に規定する国外事業者登録簿に登載された事項に変更があつたときは、その旨を記載した届出書を速やかに、当該登録国外事業者の納税地を所轄する税務署長を経由して、国税庁長官に提出しなければならない。
- 9 国税庁長官は、前項の規定による届出書の提出を受けた場合には、遅滞なく、当該届出に係る事項を国外事業者登録簿に登載して、変更の登録をするものとする。この場合において、国税庁長官は、政令で定めるところにより、当該変更後の国外事業者登録簿に登載された事項を速やかに公表しなければならない。
- 10 登録国外事業者が、第一項の登録を受けた日の属する課税期間の翌課税期間以後の課税期間（新消費税法第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除されることとなる課税期間に限る。）中に国内において行う課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れについては、同条第一項の規定による届出書の提出を受けた場合には、遅滞なく、当該届出に係る事項を国外事業者登録簿に登載された事項に変更があつたときは、その旨を記載した届出書を速やかに、当該登録国外事業者の納税地を所轄する税務署長を経由して、国税庁長官に提出しなければならない。

- 2 前項の登録を受けようとする者は、登録国外事業者が、第一項の登録の取消しを求める旨の届出書をその納税地を所轄する税務署長を経由して国税庁長官に提出した場合には、その提出があつた日の属する課税期間の末日の翌日（その提出が、当該課税期間の末日から起算して三十日前の日から当該課税期間の末日までの間にされた場合には、当該課税期間の翌課税期間の末日の翌日）に、当該登録は、その効力を失う。
- 3 第一項の登録がその効力を失ったときは、当該登録を抹消しなければならない。この場合において、国税庁長官は、政令で定めるところにより、当該登録が取り消された又はその効力を失つた旨及びその年月日を速やかに公表しなければならない。
- 4 第一項の登録を受けようとする者は、平成二十七年十月一日前ににおいても、第二項の規定の例により、同項に規定する申請書を提出することができる。
- 5 国税庁長官は、前項の規定による申請書の提出があつた場合には、平成二十七年十月一日前ににおいても、第三項から第五項まで及び第七項の規定の例により、第三項の規定による登録、第四項の規定による公表、第五項の規定による登録の拒否及び第七項の規定による通知（以下この項において「登録等」という。）をすることができる。この場合において、これらの規定の例によりされた登録等は、同日においてこれらの規定により行われたものとみなす。
- 6 第一項に定めるもののほか、この条の規定の適用に關必要な事項は、政令で定める。
- 7 第一項の登録を受けようとする者は、登録国外事業者が死亡した場合における手続等）
- 8 第四十一条 登録国外事業者（消費税法第二条第一項第三号に規定する個人事業者に限る。次項及び第三項において同じ。）が死亡した場合には、同法第五十七条第一項の規定にかかるわらず、同項第四号に定める者は、同号に掲げる場合に該当することとなつた旨を記載した届出書を、速やかに、当該登録国外事業者の納税地を所轄する税務署長を経由して、国税庁長官に提出しなければならない。
- 9 登録国外事業者が死亡した場合における前条第一項の登録は、次項の規定の適用を受ける場合を除き、前項に規定する届出書が提出された日の翌日又は当該死亡した日の翌日から四月を経過した日のいずれか早い日にその効力を失う。
- 10 登録国外事業者が死亡した場合における前条第一項の登録は、次項の規定の適用を受ける場合を除き、前項に規定する届出書が提出された日の翌日又は当該死亡した日の翌日から四月を経過した日のいずれか早い日にその効力を失う。
- 11 登録国外事業者が、第一項の登録の取消しを求める旨の届出書をその納税地を所轄する税務署長を経由して国税庁長官に提出した場合には、その提出があつた日の属する課税期間の末日の翌日（その提出が、当該課税期間の末日から起算して三十日前の日から当該課税期間の末日までの間にされた場合には、当該課税期間の翌課税期間の末日の翌日）に、当該登録は、その効力を失う。
- 12 国税庁長官は、第六項の規定による登録の取消しを行つたとき、又は前項の規定により第一項の登録がその効力を失つたときは、当該登録を抹消しなければならない。この場合において、国税庁長官は、政令で定めるところにより、当該登録が取り消された又はその効力を失つた旨及びその年月日を速やかに公表しなければならない。
- 13 第一項の登録を受けようとする者は、平成二十七年十月一日前ににおいても、第二項の規定の例により、同項に規定する申請書を提出することができる。
- 14 国税庁長官は、前項の規定による申請書の提出があつた場合には、平成二十七年十月一日前ににおいても、第三項から第五項まで及び第七項の規定の例により、第三項の規定による登録、第四項の規定による公表、第五項の規定による登録の拒否及び第七項の規定による通知（以下この項において「登録等」という。）をすることができる。この場合において、これらの規定の例によりされた登録等は、同日においてこれらの規定により行われたものとみなす。
- 15 前各項に定めるもののほか、この条の規定の適用に關必要な事項は、政令で定める。
- 16 第四十一条 登録国外事業者（消費税法第二条第一項第三号に規定する個人事業者に限る。次項及び第三項において同じ。）が死亡した場合には、同法第五十七条第一項の規定にかかるわらず、同項第四号に定める者は、同号に掲げる場合に該当することとなつた旨を記載した届出書を、速やかに、当該登録国外事業者の納税地を所轄する税務署長を経由して、国税庁長官に提出しなければならない。
- 17 第四十一条 登録国外事業者が死亡した場合における前条第一項の登録は、次項の規定の適用を受ける場合を除き、前項に規定する届出書が提出された日の翌日又は当該死亡した日の翌日から四月を経過した日のいずれか早い日にその効力を失う。
- 18 登録国外事業者が死亡した場合における前条第一項の登録は、次項の規定の適用を受ける場合を除き、前項に規定する届出書が提出された日の翌日又は当該死亡した日の翌日から四月を経過した日のいずれか早い日にその効力を失う。
- 19 登録国外事業者が死亡した場合における前条第一項の登録は、次項の規定の適用を受ける場合を除き、前項に規定する届出書が提出された日の翌日又は当該死亡した日の翌日から四月を経過した日のいずれか早い日にその効力を失う。
- 20 登録国外事業者が死亡した場合における前条第一項の登録は、次項の規定の適用を受ける場合を除き、前項に規定する届出書が提出された日の翌日又は当該死亡した日の翌日から四月を経過した日のいずれか早い日にその効力を失う。
- 21 登録国外事業者が死亡した場合における前条第一項の登録は、次項の規定の適用を受ける場合を除き、前項に規定する届出書が提出された日の翌日又は当該死亡した日の翌日から四月を経過した日のいずれか早い日にその効力を失う。
- 22 登録国外事業者が死亡した場合における前条第一項の登録は、次項の規定の適用を受ける場合を除き、前項に規定する届出書が提出された日の翌日又は当該死亡した日の翌日から四月を経過した日のいずれか早い日にその効力を失う。
- 23 登録国外事業者が死亡した場合における前条第一項の登録は、次項の規定の適用を受ける場合を除き、前項に規定する届出書が提出された日の翌日又は当該死亡した日の翌日から四月を経過した日のいずれか早い日にその効力を失う。
- 24 登録国外事業者が死亡した場合における前条第一項の登録は、次項の規定の適用を受ける場合を除き、前項に規定する届出書が提出された日の翌日又は当該死亡した日の翌日から四月を経過した日のいずれか早い日にその効力を失う。
- 25 登録国外事業者が死亡した場合における前条第一項の登録は、次項の規定の適用を受ける場合を除き、前項に規定する届出書が提出された日の翌日又は当該死亡した日の翌日から四月を経過した日のいずれか早い日にその効力を失う。
- 26 登録国外事業者が死亡した場合における前条第一項の登録は、次項の規定の適用を受ける場合を除き、前項に規定する届出書が提出された日の翌日又は当該死亡した日の翌日から四月を経過した日のいずれか早い日にその効力を失う。
- 27 登録国外事業者が死亡した場合における前条第一項の登録は、次項の規定の適用を受ける場合を除き、前項に規定する届出書が提出された日の翌日又は当該死亡した日の翌日から四月を経過した日のいずれか早い日にその効力を失う。
- 28 登録国外事業者が死亡した場合における前条第一項の登録は、次項の規定の適用を受ける場合を除き、前項に規定する届出書が提出された日の翌日又は当該死亡した日の翌日から四月を経過した日のいずれか早い日にその効力を失う。
- 29 登録国外事業者が死亡した場合における前条第一項の登録は、次項の規定の適用を受ける場合を除き、前項に規定する届出書が提出された日の翌日又は当該死亡した日の翌日から四月を経過した日のいずれか早い日にその効力を失う。
- 30 登録国外事業者が死亡した場合における前条第一項の登録は、次項の規定の適用を受ける場合を除き、前項に規定する届出書が提出された日の翌日又は当該死亡した日の翌日から四月を経過した日のいずれか早い日にその効力を失う。
- 31 登録国外事業者が死亡した場合における前条第一項の登録は、次項の規定の適用を受ける場合を除き、前項に規定する届出書が提出された日の翌日又は当該死亡した日の翌日から四月を経過した日のいずれか早い日にその効力を失う。
- 32 登録国外事業者が死亡した場合における前条第一項の登録は、次項の規定の適用を受ける場合を除き、前項に規定する届出書が提出された日の翌日又は当該死亡した日の翌日から四月を経過した日のいずれか早い日にその効力を失う。
- 33 登録国外事業者が死亡した場合における前条第一項の登録は、次項の規定の適用を受ける場合を除き、前項に規定する届出書が提出された日の翌日又は当該死亡した日の翌日から四月を経過した日のいずれか早い日にその効力を失う。
- 34 登録国外事業者が死亡した場合における前条第一項の登録は、次項の規定の適用を受ける場合を除き、前項に規定する届出書が提出された日の翌日又は当該死亡した日の翌日から四月を経過した日のいずれか早い日にその効力を失う。
- 35 登録国外事業者が死亡した場合における前条第一項の登録は、次項の規定の適用を受ける場合を除き、前項に規定する届出書が提出された日の翌日又は当該死亡した日の翌日から四月を経過した日のいずれか早い日にその効力を失う。
- 36 登録国外事業者が死亡した場合における前条第一項の登録は、次項の規定の適用を受ける場合を除き、前項に規定する届出書が提出された日の翌日又は当該死亡した日の翌日から四月を経過した日のいずれか早い日にその効力を失う。
- 37 登録国外事業者が死亡した場合における前条第一項の登録は、次項の規定の適用を受ける場合を除き、前項に規定する届出書が提出された日の翌日又は当該死亡した日の翌日から四月を経過した日のいずれか早い日にその効力を失う。
- 38 登録国外事業者が死亡した場合における前条第一項の登録は、次項の規定の適用を受ける場合を除き、前項に規定する届出書が提出された日の翌日又は当該死亡した日の翌日から四月を経過した日のいずれか早い日にその効力を失う。
- 39 登録国外事業者が死亡した場合における前条第一項の登録は、次項の規定の適用を受ける場合を除き、前項に規定する届出書が提出された日の翌日又は当該死亡した日の翌日から四月を経過した日のいずれか早い日にその効力を失う。
- 40 登録国外事業者が死亡した場合における前条第一項の登録は、次項の規定の適用を受ける場合を除き、前項に規定する届出書が提出された日の翌日又は当該死亡した日の翌日から四月を経過した日のいずれか早い日にその効力を失う。
- 41 第四十一条 登録国外事業者が、新消費税法適用日前に国内において行つた課税仕入れにつき、新消費税法適用日以後に新消費税法第三十二条第一項に規定する仕入れに係る対価の返還等を受けた場合は、当該仕入れに係る対価の返還等を受けた場合の仕入れに係る消費税額の控除の計算について、なお從前の例による。

(特定課税仕入れに関する経過措置)

第四十二条 国内において特定課税仕入れを行う事業者の新消費税法適用日を含む課税期間以後の各課税期間(新消費税法第三十七条第一項の規定の適用を受ける課税期間を除く。)において、当該課税期間における課税売上割合(新消費税法第三十条第一項に規定する課税売上割合をいう。)が百分の九十五以上である場合には、当分の間、当該課税期間中に国内において行つた特定課税仕入れはなかつたものとして、新消費税法の規定を適用する。

(納稅義務の免除を受けないこととなつた場合の棚卸資産に係る消費税額の調整に関する経過措置)

第四十三条 旧消費税法第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者が、附則第三十六条第一項の規定により新消費税法第九条第一項本文の規定の適用を受けないこととなつた場合において、その受けないこととなつた日の前日において消費税を納める義務が免除された場合に国内において譲り受けた課税仕入れに係る棚卸資産(消費税法第二条第一項第十五号に規定する棚卸資産をいう。以下この条において同じ。)又は当該期間における保税地域からの引取りに係る課税貨物で棚卸資産に該当するもの(これらの棚卸資産を原材料として製作され、又は建設された棚卸資産を含む。)を有しているときは、消費税法第三十六条第一項及び第二項の規定を準用する。この場合において、同条第一項中「又は第十二条第五項」とあるのは、「第十二条第五項又は所得税法等の一部を改正する法律(平成二十七年法律第九号)附則第三十六条第一項」と読み替えるものとする。

(中小事業者の仕入れに係る消費税額の控除の特例に関する経過措置)

第四十四条 新消費税法第三十七条第一項の規定は、新消費税法適用日以後に終了する課税期間から適用し、新消費税法適用日前に終了する課税期間については、なお従前の例による。

2 新消費税法第三十七条第一項の規定の適用を受ける課税期間については、当分の間、当該課税期間中に国内において行つた特定課税仕入れはなかつたものとして、新消費税法の規定を適用する。

(売上げに係る対価の返還等をした場合の消費税額の控除に関する経過措置)

第四十五条 新消費税法第三十八条第一項に規定する事業者が、新消費税法適用日前に国内において行つた課税資産の譲渡等(消費税法第二条第一項第九号に規定する課税資産の譲渡等をいう。次条及び附則第四十八条第二項において同じ。)につき、新消費税法適用日以後に新消費税法第

三十八条第一項に規定する売上げに係る対価の返還等をした場合には、当該売上げに係る対価の返還等に係る同条の規定による消費税額の控除については、なお従前の例による。

(貸倒れに係る消費税額の控除等に関する経過措置)

第四十六条 消費税法第三十九条第一項に規定する事業者が、新消費税法適用日前に国内において行つた課税資産の譲渡等に係る売掛金その他の債権につき、同項に規定する事実が生じたため、新消費税法適用日以後に当該課税資産の譲渡等の同項の税込価額の全部又は一部の領収をすることができなくなった場合には、当該領収をすることができなくなつた課税資産の譲渡等に係る同条の規定による消費税額の控除等については、なお従前の例による。

(特定資産の譲渡等を行ふ事業者の義務に関する経過措置)

第四十七条 新消費税法第六十二条の規定は、事業者が新消費税法適用日以後に国内において行う特定資産の譲渡等(新消費税法第二条第一項第八号の二に規定する特定資産の譲渡等をいい、消費税法第六条第一項の規定により消費税を課さないこととされるものを除く。)について適用する。

(特定役務の提供に係る消費税の課税等に関する経過措置)

第四十八条 この附則に別段の定めがあるものを除き、第四条中消費税法第二条第一項第八号の次に四号を加える改正規定(同項第八号の二に規定する特定役務の提供に係る部分及び同項第八号の五に係る部分に限る。)による改正後の消費税法(次項において「二十八年新消費税法」といいう。)の規定は、平成二十八年四月一日(以下この条において「二十八年新消費税法適用日」といいう。)以後に国内において事業者が行う資産の譲渡等及び二十八年新消費税法適用日以後に国内において事業者が行う課税仕入れに係る消費税について適用し、新消費税法適用日から二十八

年新消費税法適用日の前日までの間に国内において事業者が行つた資産の譲渡等及び新消費税法適用日から二十八年新消費税法適用日の前日までの間に国内において事業者が行つた課税仕入れに係る消費税については、なお従前の例による。

2 附則第三十六条第二項の規定は二十八年新消費税法適用日の翌日以後に開始する課税期間に係る基準期間における課税売上高又は特定期間における課税売上高の計算について、附則第三十七条第一項の規定は二十八年新消費税法適用日以後に新消費税法第十一条第一項又は第二項に規定する相続があつた場合について、附則第三十七条第二項の規定は二十八年新消費税法適用日以後に新消費税法第十一条第一項から第四項までに規定する合併があつた場合又は新消費税法第十二条第一項から第四項までに規定する分割等があつた場合若しくは同条第五項若しくは第六項に規定する吸收分割があつた場合について、附則第三十七条第三項の規定は新消費税法第十二条の三第一項に規定する新設開始日が二十八年新消費税法適用日以後である場合について、附則第四十一条の規定は二十八年新消費税法適用日前に国内において行つた課税仕入れにつき二十八年新消費税法適用日以後に新消費税法第三十二条第一項に規定する仕入れに係る対価の返還等を受けた場合について、附則第四十五条及び第四十六条の規定は二十八年新消費税法適用日前に国内において行つた課税資産の譲渡等につき二十八年新消費税法適用日以後に新消費税法第三十九条第一項に規定する領収をすることができなくなつた場合について、それぞれ準用する。この場合において、附則第三十六条第二項中「新消費税法適用日の」とあるのは「平成二十八年四月一日(以下附則第四十六条までにおいて「二十八年新消費税法適用日」という。)」と、「新消費税法適用日前」とあるのは「二十八年新消費税法適用日前」と、「新消費税法が」とあるのは「第四条中消費税法第二条第一項第八号の次に四号を加える改正規定(同項第八号の二に規定する特定役務の提供に係る部分及び同項第八号の五に係る部分に限る。)による改正後の消費税法(次項において「二十八年新消費税法」といいう。)」が」と、附則第三十七条中「新消費税法適用日」とあるのは「二十八年新消費税法適用日」と、「新消費税法が」とあるのは「二十八年新消費税法が」と、附則第四十五条、第四十五条及び第四十六条中「新消費税法適用日」とあるのは「二十八年新消費税法適用日」と読み替えるものとする。

(罰則に関する経過措置)

第一百三十一条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第一百三十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成二七年九月四日法律第六三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第二十八条、第二十九条第一項及び第三項、第三十条から第四十条まで、第四十七条

(都道府県農業会議及び全国農業会議所の役員に係る部分に限る。)、第五十条、第一百九条並びに第一百五十五条の規定 公布日(以下「公布日」という。)

(消費税法の一部改正に伴う経過措置)

第八十二条 存続中央会は、消費税法その他消費税に関する法令の規定の適用については、同法別表第三第一号に掲げる法人とみなす。

(罰則に関する経過措置)

第一百四十四条 この法律の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後に行った行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)
第一百十五条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則（平成二八年三月三一日法律第一三号）抄

第一条 この法律は、平成二八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一から五の三まで 略
五の四 第二条（第四号及び第五号の二に掲げる改正規定を除く。）、第七条中地方財政法第三十条の四第一項の改正規定及び同法第三十三条の五の八の次に一条を加える改正規定並びに第九条並びに附則第四条第二項、第六条（第六項を除く。）、第十一条、第十四条、第十七条第二項及び第三項、第二十条（第二項を除く。）、第三十一条、第三十二条、第三十五条（次号に掲げる改正規定を除く。）、第三十七条の三第二項、第三十九条、第四十条、第四十一条（税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）第五十一条の二の改正規定に限る。）、第四十二条から第四十七条まで、第四十八条、第五十条並びに第五十二条から第五十六条までの規定 令和元年十月一日

附 則（平成二八年三月三一日法律第一五号）抄
(施行期日)
第一条 この法律は、平成二八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五条中消費税法第八条の改正規定 平成二八年五月一日
二 略
三 次に掲げる規定 平成二九年一月一日
イ 及びロ 略

八 第五条中消費税法第四条の改正規定及び同法第六十二条の改正規定並びに附則第三十三条の規定
四から七まで 略
七の二 附則第四十条第三項の規定 令和元年七月一日
七の三 次に掲げる規定 令和元年十月一日
イ からニまで 略
八 附則第四十四条及び第四十五条の規定 令和三年十月一日
ホ 附則第三十四条から第三十九条まで及び第四十条（第三項を除く。）の規定

九 次に掲げる規定 令和五年十月一日
イ 第五条の規定（同条中消費税法第一条第四項の改正規定、同法第四条の改正規定、同法第八条の改正規定、同法第九条第五項の改正規定、同法第十二条の三の次に一条を加える改正規定、同法第十五条第六項の改正規定（「第十二条の三」を「第十二条の四」に改める部分に限る。）同条第七項の改正規定、同条第十一項の改正規定（「第十二条の三まで」を加える部分を除く。）、同法第三十七条の二の改正規定、同法第五十七条第一項の改正規定、同法第六十二条の改正規定、同法別表第一第四号イの改正規定（「別表第二」を「同表」に改める部分に限る。）及び同表第十二号の改正規定（「別表第二」を「別表第二の二」に改める部分を除く。）を除く。）（附則第四十四条第一項、第五十二条第一項及び第一百二十八条の二において「五年改正規定」という。）並びに附則第四十六条から第五十三条まで及び第一百六十二条の規定

ロ 及びハ 略
二 第十八条中所得税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第九号）附則第三十五条の改正規定、同法附則第三十六条第一項の改正規定及び同法附則第三十八条规定の改正規定並びに附則第一百五十三条の規定

(二十八年新消費税法の一部改正に伴う経過措置)
第三十二条 第五条の規定（同条中消費税法第二条第四項の改正規定、同法第九条第五項の改正規定、同条第七項の改正規定、同法第十二条の三の次に一条を加える改正規定、同法第十五条第六項の改正規定（「第十二条の三」を「第十二条の四」に改める部分に限る。）、同条第七項の改正規定（「第五十七条」の下に「から第五十七条の三まで」を加える部分を除く。）に改める部分を除く。）、同法第三十七条の改正規定、同法第三十七条の二の改正規定、同法第五十七条第一項の改正規定（「別表第二」を「同表」に改める部分に限る。）及び同表第十二号の改正規定（「別表第二」を「別表第二の二」に改める部分を除く。）による改正後の同法（以下附則第四十条までにおいて「二十八年新消費税法」という。）第十二条の四の規定は、同条第一項に規定する事業者で、施行日以後に高額特定資産の仕入れ等（同項に規定する高額特定資産の仕入れ等をいう。）を行った場合（同項に規定する自己建設高額特定資産にあつては、当該自己建設高額特定資産の同項に規定する建設等が施行日以後に完了した場合とする。次項において同じ。）に該当することとなるものについて適用する。この場合において、同条第一項第二号に定める日が施行日前である場合における同項の規定の適用については、施行日を同項に規定する高額特定資産の仕入れ等の日とみなす。

2 前項の規定にかかわらず、同項の事業者が平成二十七年十二月三十一日までに締結した契約に基づき施行日以後に高額特定資産の仕入れ等を行った場合には、二十八年新消費税法第二条の四第一項の規定は、適用しない。
3 施行日から附則第一条第九号に定める日（以下附則第五十二条までにおいて「五年施行日」という。）の前日までの間ににおける二十八年新消費税法第五十七条第一項の規定の適用については、同項第二号中「場合並びに」とあるのは「場合及び」と、「場合及び次条第一項の登録を受けている場合」とあるのは「場合」と、同項第二号の二中「場合及び次条第一項の登録を受けている場合」とあるのは「場合」とする。
(恒久的施設又は国外事業所等で受ける事業者向け電気通信利用役務の提供に係る内外判定基準の適用に関する経過措置)
第三十三条 第五条の規定（同条中消費税法第四条の改正規定及び同法第六十二条の改正規定に限る。）による改正後の同法第四条第四項ただし書の規定は、平成二十九年一月一日以後に事業者（消費税法第二条第一項第四号に規定する事業者をいう。以下附則第五十三条までにおいて同じ。）が行う特定仕入れ（消費税法第四条第一項に規定する特定仕入れをいう。以下この条において同じ。）について適用し、同日前に行つた特定仕入れについては、なお従前の例による。
(元年軽減対象資産の譲渡等に係る税率等に関する経過措置)
第三十四条 事業者が、令和元年十月一日（以下附則第四十条までにおいて「元年適用日」といいう。）から五年施行日の前日までの間に国内において行う課税資産の譲渡等（消費税法第二条第一項第九号に規定する課税資産の譲渡等をいい、同項第八号の二に規定する特定資産の譲渡等に該当するものを除く。以下附則第五十二条までにおいて同じ。）のうち次に掲げるもの（以下附則第三十九条までにおいて「元年軽減対象資産の譲渡等」という。）及び保税地域（同項第二号に規定する保税地域をいう。以下附則第四十六条までにおいて同じ。）から引き取られる課税貨物（同項第十一号に規定する課税貨物をいう。以下同条までにおいて同じ。）のうち第一号に規定する飲料品に該当するものに係る消費税の税率は、同法第二十九条の規定にかかわらず、百分の六・二四とする。

一 飲料品（食品表示法（平成二十五年法律第七十号）第二条第一項に規定する食品（酒税法（昭和二十八年法律第六号）第二条第一項に規定する酒類を除く。以下この号において単に「食品」という。）をいい、食品と食品以外の資産が一の資産を形成し、又は構成しているもののうち政令で定める資産を含む。以下この号において同じ。）の譲渡（次に掲げる課税資産の譲渡等は、含まないものとする。）
イ 飲食店業その他の政令で定める事業を営む者が行う食事の提供（テーブル、椅子、カウンターその他の飲食用に用いられる設備のある場所において飲料品を飲食させる役務の提供を

いい、当該飲食料品を持帰りのための容器に入れ、又は包装を施して行う譲渡は、含まない

ものとする。) 課税資産の譲渡等の相手方が指定した場所において行う加熱、調理又は給仕等の役務を伴

う飲食料品の提供（老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第二十九条第一項に規定する有料老人ホームその他の人が生活を営む場所として政令で定める施設において行う政令

で定める飲食料品の提供を除く。) 一定の顎号を用い、政治、経済、社会、文化等に關する一般社会的事実を掲載する新聞(一

週に二回以上発行する新聞に限る。)の定期購読契約(当該新聞を購読しようとする者)に対し、当該新聞を定期的に購読して供給することを約する契約をいう。)に基づく裏度

元年適用日から五年施行日の前までの間ににおける消費税法第三十条、第三十二条、第三十六条、第三十八条、第三十九条、第四十三条、第四十五条及び第四十七条の規定の適用について

、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げ字句とする。この場合こそ、虎々笑えとしむこ二つの規定は、二つの付則に別段の定めがある。

のを除き、元年適用日以後に国内において事業者が行う資産の譲渡等（同法第二条第一項第一号に規定する資産の譲渡等）に該当する場合に課税する。又は、元年適用日以後に前記第一号に規定する資産の譲渡等を行つて同一の取引に係る譲り受けた者に課税する。又は、元年適用日以後に前記第一号に規定する資産の譲渡等を行つて同一の取引に係る譲り受けた者に課税する。

に付する税額の計算等をし、以降同項第十二号に規定する課税仕入れを、及て同項第十三号に規定する課税仕入れを、以下附則第一二三号によつて行ふ。したゞい三箇月以内に、

適用日前に国内において事業者が行った課税仕入れ並びに元年適用日前に保有地場から引き取った課税貨物に係る消費税については、なお従前の例による。

七・八
百十 分 の 百十分の七・八 (当該課税仕入れが他の者から受けた元年額減対象資産の譲渡等(所得税法等の一部を改正する法律(平成二十八年法律第二十条第一項百十 分 の

十五号 附則第三十四条第一項に規定する元年額減対象資産の譲渡等をいう。以下この章において同じ。)に係るものである場合には、百八

二十条第八項内容 分の六・二四)
内容(当該課税仕入れが他の者から受けた元年輕減対象資産の譲渡等)

号ハ
に係るものである場合には、資産の内容及び元年輕減対象資産の譲渡等に係るものである旨)

号ハ
十一条第九項内容
内容（当該課税資産の譲渡等が元年輕減対象資産の譲渡等である場合
には、資産の内容及び元年輕減対象資産の譲渡等である旨）

二、一条第九項課税資産の税率の異なるごとに区分して合計した課税資産の譲渡等の
号二 譲渡等の

二十一条第九項内容
内 容 (当該課税仕入れが他の者から受けた元年減対象資産の譲渡等に係るものである場合にこゝは、資産の内容及び元年減対象資産の範囲等)

等に係るものである旨)

和田の男がなことに日本をして合譜し大第一功

第一号
十二条第一百十
七・八
元年輕減対象資産の譲渡等に係るものである場合には、百八分の六・
(当該仕入れによる文書の返還等が他の者から受けた
百十分の七・八)の譲渡仕入れによる文書の返還等が他の者から受けた

(二十四) 一百十分の百十分の七・八（当該課税仕入れに係る棚卸資産が他の者から受けた

七・八
元年減対象資産の譲渡等に係るものである場合又は当該課税貨物が所得税法等の一部を改正する法律(平成二十八年法律第十五号)附則第三十四条第一項第一号に規定する飲食料品に該当するものである場合には、百八分の六・二四)

第三十条、第三十二条及び第三十六条の規定の適用については、附則第三十四条第二項前段の規定は、適用しない。

(国、地方公共団体等に対する特例に関する経過措置)

第三十七条 消費税法第六十条第二項の規定の適用を受ける国又は地方公共団体が、元年適用日前に行つた課税資産の譲渡等につき、当該課税資産の譲渡等の対価を収納すべき会計年度の末日が元年適用日以後であるときは、当該課税資産の譲渡等に係る消費税については、附則第三十四条第一項の規定は、適用しない。

2 消費税法第六十条第二項の規定の適用を受ける国又は地方公共団体が、元年適用日前に行つた課税仕入れにつき、当該課税仕入れの費用の支払をすべき会計年度の末日が元年適用日以後であるときは、当該課税仕入れに係る同法第三十条、第三十二条及び第三十六条の規定の適用については、附則第三十四条第二項前段の規定は、適用しない。

3 消費税法第六十条第三項の規定の適用を受ける同項に規定する法人が、元年適用日前に行つた課税資産の譲渡等及び課税仕入れに関する経過措置については、前二項の規定に準じて、政令で定める。

(元年軽減対象資産の譲渡等を行う中小事業者の課税標準の計算等に関する経過措置)

第三十八条 元年軽減対象資産の譲渡等(消費税法第七条第一項、第五条の規定)(同条中同法第八条の改正規定に限る。以下この項及び附則第五十二条第一項において同じ。)による改正後の同法第八条第一項その他の法律又は条約の規定により消費税が免除されるものを除く。以下この条及び次条第一項において同じ。)を行う事業者(消費税法第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者を除く。以下附則第四十条までにおいて同じ。)が、適用対象期間(その基準期間における課税売上高(同項に規定する基準期間における課税売上高をいう。以下附則第四十四条までにおいて同じ。)が五千万円以下である課税期間(同法第十九条第一項に規定する課税期間をいい、同条第二項又は第四項の規定により一の課税期間とみなされる期間を含む。以下附則第四十九条までにおいて同じ。)(二十八年新消費税法第三十七条第一項に規定する分割等に係る課税期間を除く。次項において同じ。)の中に国内において行つた課税資産の譲渡等(消費税法第七条第一項、第五条の規定による改正後の同法第八条第一項その他の法律又は条約の規定により消費税が免除されるもの及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税が免除されるもの及び社会保険の規定により課税仕入れに係る支払対価の額を計算する課税標準の適用を受ける課税資産の譲渡等その他の税令で定める課税資産の譲渡等を除く。以下この条及び次項第一号において同じ。)のうち元年適用日から五年施行日の前日までの期間に該当する期間をいう。)中に国内において行つた課税資産の譲渡等(消費税法第七条第一項、第五条の規定による改正後の同法第八条第一項その他の法律又は条約の規定により消費税が免除されるもの及び社会保険の規定により課税仕入れに係る支払対価の額を計算する課税標準の適用を受ける課税資産の譲渡等その他の税令で定める課税資産の譲渡等を除く。以下この条及び次項第一号において同じ。)を税率の異なるごとに区分して合計することにつき困難な事情があるときは、当該税込価額の合計額に軽減売上割合(第一号に掲げる金額のうちに第二号に掲げる金額の占める割合をいう。第五項及び第六項において同じ。)を乗じて計算した金額(以下この項において「軽減対象税込売上額」という。)に百八分の百を乗じて計算した金額を当該適用対象期間における元年軽減対象資産の譲渡等の対価の額の合計額として、当該税込価額の合計額から軽減対象税込売上額を控除した残額に百八分の百を乗じて計算した金額を当該課税仕入れに係る対価の額の合計額として、同項の規定を適用することができる。

当該適用対象期間における通常の事業を行う連続する十営業日(当該適用対象期間に通常の事業を行う連続する十営業日がない場合には、当該適用対象期間中に国内において行つた課

税資産の譲渡等の税込価額の合計額)二 前号に掲げる金額のうち、元年軽減対象資産の譲渡等に係る部分の金額

2 元年軽減対象資産の譲渡等を行う事業者が、適用対象期間(その基準期間における課税売上高が五千万円以下である課税期間であつて二十八年新消費税法第三十七条第一項の規定の適用を受けない課税期間のうち元年適用日から五年施行日の前日までの期間に該当する期間をいう。)中に国内において行つた卸売業及び小売業に係る課税資産の譲渡等の税込価額を税率の異なるごとに区分して合計することにつき困難な事情があるときは、前項の規定の適用を受ける場合を除き、当該税込価額の合計額に小売等軽減仕入割合(第一号に掲げる金額のうちに第二号に掲げる金額の占める割合をいう。第五項及び第六項において同じ。)を乗じて計算した金額(以下この項において「軽減対象小売等税込売上額」という。)に百八分の百を乗じて計算した金額を当該適用対象期間における卸売業及び小売業に係る元年軽減対象資産の譲渡等の対価の額の合計額と並用対象期間における卸売業及び小売業に係る元年軽減対象資産の譲渡等の対価の額の合計額とし、当該税込価額の合計額から軽減対象小売等税込売上額を控除した残額に百八分の百を乗じて計算した金額を当該適用対象期間における卸売業及び小売業に係る課税資産の譲渡等(元年軽減対象資産の譲渡等に該当するものを除く。)の対価の額の合計額として、この附則及び消費税法の規定を適用することができる。

1 当該適用対象期間中に国内において行つた課税仕入れに係る支払対価の額(消費税法第三十三条第一項に規定する課税仕入れに係る支払対価の額をいう。以下附則第四十条までにおいて同じ。)、同項に規定する特定課税仕入れに係る支払対価の額に百分の百十(二十四年消費税法改正規則第十六条第一項において読み替えて準用する二十四年消費税法改正法附則第五条第二項、第八条第一項又は第十四条第一項の規定の適用を受ける特定課税仕入れ(消費税法第五条第一項に規定する特定課税仕入れをいう。附則第四十四条第四項及び第五項において同じ。)である場合には、百分の百八)を乗じて計算した金額及び当該適用対象期間中に保税地域から引き取った課税貨物(他の法律又は条約の規定により消費税が免除されるものを除く。次条第一項において同じ。)に係る消費税の課税標準に当該課税貨物に課された又は課されるべき消費税額及び当該消費税額を課税標準として課されるべき地方消費税額(これらの税額に係る附帯税の額に相当する額を除く。)を加算した金額(同条第一項及び附則第四十条第一項において「課税貨物に係る税込引取価額」という。)のうち、卸売業及び小売業にのみ要するものとの金額の合計額

2 前号に掲げる金額のうち、元年軽減対象資産の譲渡等にのみ要するものの金額

3 前項に規定する卸売業とは、他の者から購入した商品をその性質及び形状を変更しないで他の事業者に對して販売する事業をいうものとし、同項に規定する小売業とは、他の者から購入した商品をその性質及び形状を変更しないで販売する事業で同項に規定する卸売業以外のものをいうものとする。

4 第一項又は第二項の規定の適用を受けようとする事業者が、主として元年軽減対象資産の譲渡等を行う事業者に限る。)が、第一項の軽減売上割合又は第二項の小売等軽減仕入割合の計算につき困難な事情があるときは、百分の五十を当該軽減売上割合又は当該小売等軽減仕入割合とみなして、これらの規定を適用することができる。

5 消費税法第三十八条第一項に規定する事業者が、第一項又は第二項の規定の適用を受けた課税資産の譲渡等(前項の規定の適用を受けた課税資産の譲渡等を含む。)につき、同条第一項に規定する売上げに係る対価の返還等をした場合には、当該売上げに係る対価の返還等の対象となるべき課税資産の譲渡等の事実に基づき、同項の規定を適用する。ただし、当該売上げに係る対価の返還等の金額を税率の異なるごとに区分する場合には、当該売上げに係る対価の返還等の金額に当該課税資産の譲渡等を行つた第一項の適用対象期間における軽減売上割合又は第二項の適用対象期間における小売等軽減仕入割合(前項の規定の適用がある場合には、百分の五十五)を乗じて計算した金額を、附則第三十四条第二項前段の規定により読み替えた同法第三十八条第一項に規定する元年軽減対象資産の譲渡等に係るものとして、同項の規定を適用することができる。

6 消費税法第三十九条第一項に規定する事業者が、第一項又は第二項の規定の適用を受けた課税資産の譲渡等(第四項の規定の適用を受けた課税資産の譲渡等を含む。)に係る売掛金その他の

債権につき、同条第一項に規定する事実が生じたため、当該課税資産の譲渡等の税込価額の全部又は一部の領収をすることができなくなつた場合には、当該領収をすることができなくなつた課税資産の譲渡等の事実に基づき、同項の規定を適用する。ただし、当該領収をすることができなくなつた課税資産の譲渡等の税込価額を税率の異なるごとに区分することが困難な場合には、当該領収をすることができなくなつた課税資産の譲渡等の税込価額に当該課税資産の譲渡等を行つた第一項の適用対象期間における軽減売上割合又は第二項の適用対象期間における小売等軽減仕入割合（第四項の規定による場合には、百分の五十）を乗じて計算した金額を、附則第三十四条第二項前段の規定により読み替えられた同法第三十九条第一項に規定する元年軽減対象資産の譲渡等に係るものとして、同項の規定を適用することができる。

7 第一項に規定する軽減売上割合の計算方法その他前各項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

（課税仕入れ等を適用税率別に区分することが困難な小売業等を営む中小事業者に対する経過措置）

第三十九条 元年軽減対象資産の譲渡等を行う事業者が、適用対象期間（その基準期間における課税売上高が五千万円以下である課税期間（二十八年新消費税法第三十七条第一項の規定の適用を受ける課税期間及び同項に規定する分割等に係る課税期間を除く。）のうち元年適用日から元年

適用日以後一年を経過する日の属する課税期間の末日までの期間に該当する期間をいう。次項において同じ。）中に国内において行つた卸売業（前条第二項に規定する卸売業をいう。以下この項において同じ。）及び小売業（同条第二項に規定する小売業をいう。以下この項において同じ。）に係る課税仕入れに係る支払対価の額又は当該適用対象期間中に保税地域から引き取つた課税貨物に係る税込引取価額を税率の異なるごとに区分して合計することにより困難な事情があるときは、消費税法第三十条第一項の規定にかかるわらず、当該課税仕入れに係る支払対価の額及び当該課税貨物に係る税込引取価額の合計額に小売等軽減売上割合（第一号に掲げる金額のうちに第二号に掲げる金額の占める割合をいう。次項において同じ。）を乗じて計算した金額（以下この項において「軽減対象税込課税仕入れ等の金額」という。）に八八分の六・二四を乗じて計算した金額と、当該合計額から軽減対象税込課税仕入れ等の金額を控除した残額に百十分の七・八を乗じて計算した金額との合計額を、当該適用対象期間における卸売業及び小売業に係る課税仕入れ等の税額（同条第一項の規定により控除する同項に規定する課税仕入れに係る消費税額及び同項に規定する保税地域からの引取りに係る課税貨物につき課された又は課されるべき消費税額をいう。第三項において同じ。）の合計額とすることができる。ただし、前条第二項の規定の適用を受ける場合は、この限りでない。

一 当該適用対象期間中に国内において行つた卸売業及び小売業に係る課税資産の譲渡等の税込価額の合計額

二 当該適用対象期間中に国内において行つた卸売業及び小売業に係る元年軽減対象資産の譲渡等の税込価額の合計額

2 消費税法第三十二条第一項の事業者が、前項の規定の適用を受けた課税仕入れにつき、同条第一項に規定する仕入れに係る対価の返還等を受けた場合には、当該仕入れに係る対価の返還等に係る課税仕入れの事実に基づき、同項の規定を適用する。ただし、当該課税仕入れに係る支払対価の額につき返還を受けた金額又は減額を受けた債務の額を税率の異なるごとに区分することができる困難な場合には、当該課税仕入れに係る支払対価の額につき返還を受けた金額又は減額を受けた債務の合計額に当該課税仕入れを行つた適用対象期間における小売等軽減売上割合を乗じて計算した金額（以下この項において「軽減対象税込対価の返還等の金額」という。）に八八分の六・二四を乗じて計算した金額と、当該合計額から軽減対象税込対価の返還等の金額を控除した残額に百十分の七・八を乗じて計算した金額との合計額を、附則第三十四条第二項前段の規定による届出書の提出により読み替えられた同法第三十二条第一項第一号に規定する仕入れに係る対価の返還等を受けた金額に係る消費税額として、同条の規定を適用することができる。

3 第九項の規定の適用については、附則第三十四条第二項前段の規定は、適用しない。

4 第一項に規定する小売等軽減売上割合の計算方法その他前三項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。（課税仕入れ等を適用税率別に区分することが困難な中小事業者に対する経過措置）

第四十条 その基準期間における課税売上高が五千万円以下である課税期間（二十八年新消費税法第三十七条第一項の規定の適用を受ける課税期間及び同項に規定する分割等に係る課税期間を除き、元年適用日から元年適用日以後一年を経過する日までの日の属する課税期間に限る。次項及び第三項において「適用対象期間」という。）中に国内において行つた課税仕入れに係る支払対価の額又は当該課税期間中に保税地域から引き取つた課税貨物に係る税込引取価額を税率の異なるごとに区分して合計することにより困難な事情のある事業者が、当該課税期間につき同条第一項の規定の適用を受ける旨を記載した届出書を当該課税期間の末日までにその納税地を所轄する税務署に提出したときは、当該事業者は同項の規定による届出書を当該課税期間の初日の前日に当該税務署長に提出したものとみなす。

第五十一条 第一項に規定するもののかか、この条の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。（適格請求書発行事業者の登録等に関する経過措置）

第四十四条 五年施行日から令和六年三月三十一日までの間のいずれかの日に五年改正規定による改正後の消費税法（以下附則第五十三条までにおいて「新消費税法」という。）第五十七条の二第一項の登録を受けようとする事業者は、五年施行日前においても、同条第二項の規定の例により、同項の申請書を提出することができる。ただし、五年施行日に同条第一項の登録を受けようとする事業者は、五年施行日の六月前日の（消費税法第九条の二第一項の規定により同法第九条第一項本文の規定の適用を受けないこととなる事業者にあっては、五年施行日の三月前日の）までに、当該申請書をその納税地を所轄する税務署に提出しなければならない。

2 前項の規定により新消費税法第五十七条の二第二項の申請書を提出した事業者（次項の規定により同条第三項の規定による登録に係る同条第七項の通知を受けた事業者に限る。）は、当該申請書に記載した事項に変更があったときは、五年施行日前においても、同条第八項の規定の例により、同項の届出書を提出しなければならない。

3 第二項の規定により新消費税法第五十七条の二第二項の申請書の提出を受けた場合には、五年施行日前において、これらの規定の例により同条第八項の届出書の提出を受けた場合又は前項の規定により同条第八項の届出書の提出を受けた場合には、五年施行日前において、これらの規定の例により同条第七項まで及び第九項の規定の例により、同条第三項の規定による登録、同条第四項の規定による公表、同条第五項の規定による登録の拒否、同条第六項の規定による登録の取消し、同条第七項の規定による通知及び同条第九項の規定による登録の変更（以下この項において「登録等」という。）をすることができる。この場合において、これらの規定の例によりされた登録等は、五年施行日（同条第一項の登録がされた日（以下第五項までにおいて「登録開始日」という。）が五年施行日の翌日以後である場合には、当該登録開始日）において、これらの規定により行われたものとみなす。

4 新消費税法第五十七条の二第二項の申請書を提出した事業者（登録開始日が五年施行日から五年施行日以後六年を経過する日までの日の属する課税期間中である事業者に限る。）の当該登録開始日の属する課税期間（その基準期間における課税売上高が千万円を超える課税期間、消費税法第九条第四項の規定による届出書の提出により、又は同法第九条の二第一項、第十条第一項、第十二条第二項から第四項まで、第十二条第一項から第四項まで若しくは第六項、第十二条の二第一項若しくは第二項、第十二条の三第一項若しくは第十二項の四第一項若しくは第二項の規定により消費税を納める義務が免除されないこととなる課税期間及び当該登録開始日の前日までに同法第十条第一項の相続、同法第十二条第一項の合併又は同法第十二条第五項の

吸收分割があつたことにより消費税を納める義務が免除されないこととなる課税期間を除く。)のうち当該登録開始日から当該課税期間の末日までの間における課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れについては、消費税法第九条第一項本文の規定は、適用しない。

5 前項の規定の適用を受ける事業者の登録開始日の属する課税期間の翌課税期間から登録開始日以後二年を経過する日の属する課税期間までの各課税期間(その基準期間における課税売上高が千万円を超える課税期間及び消費税法第四項の規定による届出書の提出により、又は同法第九条の二第一項、第十条第二項、第十二条第二項若しくは第四項、第十二条第二項から第四項まで若しくは第六項、第十二条の二第一項若しくは第二項、第十二条の三第一項若しくは第三項若しくは第十二条の四第一項若しくは第二項の規定により消費税を納める義務が免除されないととなる課税期間を除く。)における課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れについては、同法第九条第一項本文の規定は、適用しない。ただし、登録開始日の属する課税期間が五年施行日を含む課税期間である場合は、この限りでない。

6 前各項に定めるもののほか、この条の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(五年施行日前に登録国外事業者であつた者に関する経過措置)

第四十五条 前条の規定にかかわらず、令和五年九月一日において登録国外事業者(所得税法等の一部を改正する法律(平成二十七年法律第九号。以下この条において「二十七年改正法」という。)附則第三十八条第一項ただし書に規定する登録国外事業者をいう。次項及び第四項において同じ。)である者であつて、二十七年改正法附則第三十九条第十一項の規定による届出書を提出していない者は、五年施行日において新消費税法第五十七条の二第一項の登録を受けたものとみなして、この附則及び新消費税法の規定を適用する。この場合において、その納税地を所轄する税務署長は、適格請求書発行事業者登録簿をいう。次項において同じ。)に氏名又は名称、同条第四項の登録番号(第三項において「新登録番号」という。)その他政令で定める事項を登載するものとする。

2 税務署長は、前項の規定の適用を受ける登録国外事業者に対し、書面によりその旨を通知する。この場合において、税務署長は、政令で定めるところにより、適格請求書発行事業者登録簿に登載された事項を速やかに公表しなければならない。

3 第一項の規定により適格請求書発行事業者(新消費税法第二条第一項第七号の二に規定する適格請求書発行事業者をいう。)となつた事業者が、新消費税法第五十七条の四第一項から第三項までの規定により交付する同条第一項の適格請求書若しくは同条第二項の適格簡易請求書若しくは同条第三項の適格返還請求書に新登録番号を記載することにつき困難な事情があるとき、又は同条第五項の規定により提供する同項の電磁的記録に新登録番号を記載することにつき困難な事情があるときは、五年施行日から令和六年三月三十一日までの間に交付するこれらの書類に記載する新登録番号又は提供する当該電磁的記録に記録する新登録番号に代えて、第十八条の規定(同条中二十七年改正法附則第三十五条の改正規定、二十七年改正法附則第三十六条第一項の改正規定及び二十七年改正法附則第三十八条から第四十条までの改正規定に限る。)による改正前の二七年改正法附則第三十九条第四項の登録番号を記載し、又は記録することができる。

4 第一項の規定の適用を受ける登録国外事業者が、五年施行日の前日までに二十七年改正法附則第三十九条第十一項の規定による届出書をその納税地を所轄する税務署長を経由して国税庁長官へ提出したときは、五年施行日に新消費税法第五十七条の二第二十項第一号の規定による届出書を当該税務署長に提出したものとみなす。(罰則に関する経過措置)

第一百六十八条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。(政令への委任)

第一百六十九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

吸收分割があつたことにより消費税を納める義務が免除されないこととなる課税期間を除く。)

(消費税の軽減税率制度の導入に当たつての必要な措置)

第一百七十一条 政府は、消費税(地方消費税を含む。以下この条及び次条において同じ。)の軽減税率制度の導入に当たり、平成二十七年六月三十日に閣議において決定された経済財政運営と改革的基本方針二〇一五(第二号において「基本方針二〇一五」という。)に記載された財政健全化目標(同号において単に「財政健全化目標」という。)を堅持するとともに、社会保障制度改革推進法(平成二十四年法律第六十四号)第二条、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律第一条及び持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律(平成二十五年法律第百十二号)第二十八条に示された社会保障の安定財源の確保の在り方に係る基本的な考え方方にのつとり、安定的な恒久財源を確保するため、次に掲げる措置を講ずるものとする。

一 平成三十年度末までに歳入及び歳出における法制上の措置等を講ずることにより、安定的な恒久財源を確保すること。

二 財政健全化目標との関係及び基本方針二〇一五に記載された平成三十年度(二千十八年度)の経済・財政再生計画の中間評価を踏まえつつ、消費税制度を含む税制の構造改革及び社会保障制度等の歳入及び歳出の在り方について検討を加え、必要な措置を講ずること。

(消費税の軽減税率制度の円滑な導入・運用等に向けた措置)

第一百七十二条 政府は、消費税の軽減税率制度の導入に当たり混乱が生じないよう万全の準備を進めるために必要な体制を整備し、消費税の軽減税率制度の周知及び事業者の準備に係る相談対応を行うとともに、事業者の準備状況及び政府における取組の状況を検証しつつ、必要に応じて、消費税の軽減税率制度の円滑な導入・運用等に資するための必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、消費税の軽減税率制度の円滑な運用及び適正な課税を確保する観点から、中小事業者の経営の高度化を促進しつつ、消費税の軽減税率制度の導入後三年以内を目途に、適格請求書等保存方式の導入に係る事業者の準備状況及び事業者取引への影響の可能性、消費税の軽減税率制度の導入による簡易課税制度への影響並びに消費税の軽減税率制度の導入に伴う経過措置の適用状況などを検証し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて法制上の措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (平成一八年三月三一日法律第一六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一から三まで 略

四 第三条中関税法目次の改正規定(第六条の二)を「第六条の三」に改める部分及び「第七十九条の五」を「第七十九条の六」に改める部分を除く。)、同法第四条第一項第五号の三の改正規定、同法第七条の二第二項の改正規定、同法第九条の二第二項の改正規定、同法第三十条第一項第五号の改正規定、同法第四十三条の三第三項の改正規定、同法第四十三条の四に一項を加える改正規定、同法第六十二条の七の改正規定、同法第六十二条の十五の改正規定(「許可の要件」を削る部分を除く。)、同法第六十七条の二の改正規定、同法第六十七条の三の改正規定、同法第六章第二節の次に一節を加える改正規定、同法第六十八条の次に一条を加える改正規定、同法第七十五条の改正規定、同法第七十六条第一項の改正規定、同法第七十九条第三項第一号の改正規定、同法第七十九条の四第一項の改正規定(「二以上の許可を受けている場合にあつては、そのすべての許可。次号において同じ。」を削る部分に限る。)及び同法第七十九条の五第一号の改正規定並びに第七条の規定並びに附則第四条及び第六条から第十四条までの規定 公布の日から起算して二年を超えない範囲において政令で定める日

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条並びに次条から附則第四条まで、附則第九条及び附則第十八条の規定 公布の日 (罰則に関する経過措置)

第十七条 この法律(附則第一条第一号に掲げる規定にあつては、当該規定)の施行の日前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第十八条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む)は、政令で定める。

附 則 (平成二十八年五月一八日法律第四〇号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(施行期日) 第二条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二八年一一月二八日法律第八五号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二八年一一月二八日法律第八六号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二八年一一月二八日法律第八九号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第一章、第三章、第百三条、第百六条、第一百七条、第一百十条(第八十一条及び第八十八条第二項において準用する場合を含む。)に係る部分に限る。(、第一百十二条(第十二号に係る部分に限る。)、第一百十四条及び第一百十五条の規定並びに附則第五条から第九条まで、第十一条、第十四条から第十七条まで、第十八条(登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)別表第三の改正規定に限る。)、第二十条から第二十三条まで及び第二十六条の規定は、公布の日から施行する。)(罰則に関する経過措置)

第二十五条 この法律の施行前にした行為及びこの法律の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にしてた行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任) 第二十六条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む)は、政令で定める。

附 則 (平成二十九年三月三一日法律第四号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一条 この法律は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一条 この法律は、平成三十一年四月一日から起算して十日を経過した日

附 則 (平成二九年三月三一日法律第七号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、平成三十一年四月一日から施行する。

第一条 この法律は、平成三十一年四月一日から施行する。

条の規定による改正前の消費税法第二十五条に規定する資産の譲渡等及び特定仕入れに係る消費税の納税地の異動については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第一百四十条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第一百四十一条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成二九年六月二三日法律第七四号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、平成三十一年四月一日から施行する。

第一条 この法律は、平成三十一年四月一日から施行する。

等に適用される場合に限る。)の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第一項中「所得税法」とあるのは、「旧効力所得税法(所得税法等の一部を改正する法律(平成三十年法律第七号)。以下この項において「三十年改正法」という。)附則第八条第二項に規定する旧効

力所得税法をいう。次項において同じ。)」と、「法人税法」とあるのは「旧効力法人税法(三十一年改正法附則第二十八条第二項に規定する旧効力法人税法をいう。次項において同じ。)」と、同条第二項ただし書中「所得税法」とあるのは「旧効力所得税法」と、「法人税法」とあるのは「旧効力法人税法」とする。

前項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧消費税法(以下この条において「旧効力消費税法」という。)第十六条第一項又は第二項本文の規定の適用を受ける事業者の特定長期割賦販売等につき、経過措置課税期間において同条第一項の規定の適用を受けないとした場合又は同条第二項ただし書(附則第二十八条第二項に規定する旧効力法人税法第六十三条第一項(同条第三項及び第四項に係る部分に限る。)に係る部分を除く。)の規定の適用を受けることとなつた場合には、当該特定長期割賦販売等に係る賦払金の額で旧効力消費税法第十六条第一項の規定の適用を受けないこととした課税期間又は附則第八条第二項第一号に定める年の十二月三十一日の属する課税期間若しくは附則第二十八条第二項第一号に定める事業年度終了日の属する課税期間(以下この項及び第四項において「不適用課税期間」という。)の初日以後にその支払の期日が到来するもの(当該初日の前日以前に既に支払を受けたものを除く。)に係る部分については、当該事業者が当該不適用課税期間において資産の譲渡等(消費税法第二条第一項第八号に規定する資産の譲渡等をいう。以下この条において同じ。)を行つたものとみなす。

旧効力消費税法第十六条第一項又は第二項本文の規定の適用を受ける事業者の特定長期割賦販売等(前項の規定の適用を受けたものを除く。)のうち、個人事業者にあつては令和五年十二月三十一日以前に開始した課税期間において、法人にあつては同年三月三十一日以前に開始した事業年度に含まれる各課税期間において、資産の譲渡等を行つたものとしなかつた部分がある場合には、当該特定長期割賦販売等のうち、当該特定長期割賦販売等に係る賦払金の額で附則第八条第二項第二号に定める年又は附則第二十八条第二項第二号に定める事業年度の初日以後にその支払の期日が到来するもの(当該初日の前日以前に既に支払を受けたものを除く。)に係る部分については、当該事業者が当該年の十二月三十一日の属する課税期間又は当該事業年度終了日の日の属する課税期間において資産の譲渡等を行つたものとみなす。

旧効力消費税法第十六条第一項又は第二項本文の規定の適用を受ける事業者のその適用に係る特定長期割賦販売等が、前二項に規定する場合のいずれかに該当する場合において、当該特定长期割賦販売等につき附則第八条第三項又は第二項本文の規定の適用を受ける事業者のその適用に係る賦払金の額で附則第八条第三項又は第二十八条第三項の規定により当該各年の総収入金額に算入される収入金額又は当該各事業年度の益金の額に算入される収益の額(当該収入金額又は収益の額に当該各年又は各事業年度に含まれる各課税期間において資産の譲渡等を行つたものとみなされ部分に係る金額がある場合には、当該金額を控除した残額)に係る部分については、当該事業者が当該経過措置課税期間に係る不適用課税期間又は附則第八条第二項第二号に定める年若しくは附則第二十八条第二項第二号に定める事業年度の初日の属する課税期間以後の各課税期間のうち、附則第八条第三項の規定の適用を受ける年の十二月三十一日の属する課税期間又は附則第二十八条第三項の規定の適用を受ける事業年度終了日の日の属する課税期間(次項において「適用課税期間」という。)において、資産の譲渡等を行つたものとみなすことができる。

前項の規定の適用を受けようとした事業者は、同項の規定の適用を受けようとする最初の適用課税期間に係る消費税法第十六条第三項に規定する申告書にその旨を付記するものとする。

旧効力消費税法第十六条第一項又は第二項本文の規定の適用を受ける事業者のその適用に係る特定長期割賦販売等(第二項又は第三項の規定の適用を受けたものを除く。)につき附則第二十八条第七項の規定の適用を受けることとなつた場合には、当該特定長期割賦販売等のうち、当該特定長期割賦販売等に係る賦払金の額で同項の規定により当該事業年度の益金の額に算入される収益の額に係る部分については、当該事業者が当該事業年度終了日の日の属する課税期間において資産の譲渡等を行つたものとみなす。

5 前項の規定の適用を受けようとした事業者は、同項の規定の適用を受けようとする最初の適用課税期間に係る消費税法第十六条第三項に規定する申告書にその旨を付記するものとする。

6 旧効力消費税法第十六条第一項又は第二項本文の規定の適用を受ける事業者のその適用に係る特定長期割賦販売等(第二項又は第三項の規定の適用を受けたものを除く。)につき附則第二十八条第七項の規定の適用を受けることとなつた場合には、当該特定長期割賦販売等のうち、当該特定長期割賦販売等に係る賦払金の額で同項の規定により当該事業年度の益金の額に算入される収益の額に係る部分については、当該事業者が当該事業年度終了日の日の属する課税期間において資産の譲渡等を行つたものとみなす。

7 第一項の規定の適用を受ける個人事業者が死亡した場合、同項の規定の適用を受ける法人が合併により消滅した場合若しくは同項の規定の適用を受ける法人が分割により特定長期割賦販売等に係る事業を消費税法第二条第一項第六号の二に規定する分割承継法人に承継させた場合又は第一項の規定の適用を受ける事業者が同法第九条第一項本文の規定の適用を受けることとなつた場合における特定長期割賦販売等に係る資産の譲渡等の時期の特例その他前各項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(電子情報処理組織による消費税の申告の特例に関する経過措置)

第四十五条 新消費税法第四十六条の二及び第四十六条の三の規定は、令和二年四月一日以後に開始する課税期間について適用する。

(罰則に関する経過措置)

第一百四十三条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。(政令への委任)

第一百四十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成三年三月二九日法律第二号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、平成三十一年四月一日から施行する。
附 則 (平成三年三月二九日法律第四号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、令和元年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 附則第二十四条の規定 公布の日
二 附 則 (平成三年三月二九日法律第六号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 及び二 略
三 次に掲げる規定 令和元年七月一日
イ から今まで 略
二 四十二条の規定
四 次に掲げる規定 令和元年十月一日
イ 第六条中消費税法第八条の改正規定及び同法別表第三第一号の表の改正規定並びに附則第六条中消費税法第八条第九項の次に二項を加える改正規定(第十項に係る部分に限る。)及び附則第二十五条第一項の規定
(港湾施設臨時販売場の届出に関する経過措置)
第二十四条 第六条の規定による改正前の消費税法(以下この条において「旧消費税法」という。)第八条第九項の承認を受けた事業者(消費税法第二条第一項第四号に規定する事業者をいう。次条において同じ。)が、令和元年七月一日前に旧消費税法第八条第八項の規定による届出書を提出した場合における同項の規定の適用については、なお従前の例による。
(仕入れに係る消費税額の控除に関する経過措置)

第二十五条 第六条の規定による改正後の消費税法(次項において「新消費税法」という。)第三十条第十項の規定は、令和元年十月一日以後に国内において事業者が行う課税仕入れ(消費税法第三条第一項第十二号に規定する課税仕入れをいう。以下この条において同じ。)について適用し、同日前に国内において事業者が行つた課税仕入れについては、なお従前の例による。

2 新消費税法第三十条第十一項の規定は、施行日以後に国内において事業者が行う課税仕入れについて適用し、施行日前に国内において事業者が行った課税仕入れについては、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第一百五条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後についた行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第一百六条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和元年五月三一日法律第一六号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に定める日から施行する。

(施行期日)
一から四まで 略

五 附則第三十条(地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第七十二条の二十五第十五項及び第十六項並びに第七十二条の二十六第十項及び第十一項の改正規定並びに同法附則第九条の五の改正規定に限る。)、第四十四条、第五十条及び第七十一条の規定 平成三十二年四月一日又は施行日のいずれか遅い日

附 則 (令和二年三月三一日法律第五号) 抄

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附 則 (令和二年三月三一日法律第八号) 抄

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 附 則 (令和二年十月一日)

イ 第六条中消費税法第三十五条の改正規定、同法第三十五条の次に一条を加える改正規定及び同法別表第一の改正規定(第十二条の三)の下に「、第三十条、第三十五条の一」を加える部分に限る。)並びに附則第四十四条の規定

二及び三 略

四 次に掲げる規定 令和四年一月一日

イ 略

ロ 第六条中消費税法第十八条(見出しを含む。)の改正規定及び附則第四十三条の規定

五 次に掲げる規定 令和四年四月一日

イから二まで 略

ネ 第三十条中所得税法等の一部を改正する法律(平成三十年法律第七号)附則第二十八条の規定

ヘからツまで 略

オ 第三十条中消費税法等の一部を改正する法律(平成三十年法律第七号)に改め

ニ 改正規定(同条第一項中「平成三十五年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に改め

ル部分及び同条第二項第二号に係る部分を除く。)、同法附則第四十四条の改正規定(同条第一項に係る部分(「第六項」を「第七項」に改める部分を除く。)及び同条第三項に係る部分

を除く。)及び同法附則第八十九条第五項の改正規定並びに附則第一百三十八条第一項から第

四項までの規定

(高額特定資産を取得した場合等の納稅義務の免除の特例に関する経過措置)

第四十二条 第六条の規定による改正後の消費税法(以下附則第四十六条までにおいて「新消費税法」という。)第十二条の四第二項の規定は、事業者(消費税法第二条第一項第四号に規定する

事業者をいう。附則第四十四条及び第四十六条において同じ。)が施行日以後に消費税法第三十条第一項又は第三項の規定の適用を受けることとなった場合について適用する。

(小規模事業者等に係る資産の譲渡等の時期等の特例に関する経過措置)

第四十三条 新消費税法第十八条第一項の規定は、令和四年一月一日以後に開始する課税期間(消費税法第十九条第一項に規定する課税期間(同条第二項又は第四項の規定により一の課税期間とみなされる期間を含む。)をいう。以下附則第四十七条までにおいて同じ。)について適用し、同日前に開始した課税期間については、なお従前の例による。

(居住用賃貸建物の仕入れに係る消費税額の控除に関する経過措置)

第四十四条 新消費税法第三十条第十項の規定は、令和二年十月一日以後に国内において事業者が行う居住用賃貸建物(同項に規定する居住用賃貸建物をいう。以下この条において同じ。)に係る課税仕入れ(消費税法第二条第一項第十一号に規定する課税仕入れをいう。以下この条及び附則第四十六条において同じ。)及び同日以後に保税地域(消費税法第二条第一項第二号に規定する保税地域をいう。以下この条及び附則第四十六条第二項において同じ。)から引き取られる居住用賃貸建物に係る課税貨物(消費税法第三十条及び附則第四十六条第二項において同じ。)に係る課税仕入れ等の税額(消費税法第三十条第二項に規定する課税仕入れ等の税額をいう。以下この条において同じ。)について適用し、同日前に国内において事業者が行つた居住用賃貸建物に係る課税仕入れ及び同日前に保税地域から引き取られた居住用賃貸建物に係る課税貨物に係る課税仕入れ等の税額については、なお従前の例による。

2 前項の規定にかかわらず、事業者が令和二年三月三十一日までに締結した契約に基づき同年十月一日以後に国内において事業者が行う居住用賃貸建物に係る課税仕入れ及び同日以後に保税地域から引き取られる居住用賃貸建物に係る課税貨物に係る課税仕入れ等の税額については、新消費税法第三十条第十項の規定は、適用しない。

(法人の確定申告書の提出期限の特例に関する経過措置)

第四十五条 新消費税法第四十五条の二第一項及び第二項の規定は、令和三年三月三十一日以後に終了する消費税法第二条第一項第十三号に規定する事業年度及び連結事業年度(旧法人税法第十一条の二第一項に規定する連結事業年度をいう。附則第四十七条において同じ。)終了の日の属する課税期間について適用する。

(非課税とされる住宅の貸付けに関する経過措置)

第四十六条 新消費税法別表第一第十三号の規定は、施行日以後に国内において事業者が行う資産の譲渡等(消費税法第二条第一項第八号に規定する資産の譲渡等をいう。以下この条において同じ。)及び課税仕入れについて適用し、施行日前に国内において事業者が行つた資産の譲渡等及び課税仕入れについては、なお従前の例による。

2 建物の貸付け(資産の譲渡等で新消費税法別表第一第十三号に掲げる資産の譲渡等に該当するもの(第六条の規定による改正前の消費税法別表第一第十三号に掲げる資産の譲渡等に該当するものを除く。)をいう。以下この項において同じ。)を行う事業者(消費税法第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者を除く。)が、建物の貸付けに係る業務の用に供するため、施行日前に国内において調整対象固定資産(同法第二条第一項第十六号に規定する調整対象固定資産に該当する課税貨物を保税地域から引き取った場合には、当該調整対象固定資産を施行日以後引き続き当該業務の用に供している間は、当該調整対象固定資産については、同法第三十四条第一項に規定する課税資産の譲渡等に係る業務の用に供しているものとみなして、同条の規定を適用する。

(連結法人の確定申告書の提出期限の特例に関する経過措置)

第四十七条 令和四年四月一日前に開始した連結事業年度(旧法人税法第二条第十二号の七に規定する連結子法人の旧法人税法第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年度が同日前に開始した連結事業年度を含む。)終了の日の属する課税期間については、第七条の規定による改正前

の消費税法（次項において「四年旧消費税法」という。）第四十五条の二の規定は、なおその効力を有する。

2 四年旧消費税法第四十五条の二第二項の規定の適用を受ける法人が、附則第三十四条の規定により、新法人税法第七十五条の二第一項の提出期限の延長がされたものとみなされる場合には、

令和四年三月三十一日以後最初に終了する連結事業年度終了日の翌日において当該法人の第七条の規定による改正後の消費税法第四十五条の二第一項の届出書が提出されたものとみなす。

（所得税法等の一部を改正する法律の一部改正に伴う経過措置）

4 新平成三十年改正法附則第四十四条第六項の規定は、消費税法第二条第一項第四号に規定する事業者の令和四年三月三十一日以後に終了する同項第十三号に規定する事業年度終了日の日の属する同法第十九条第一項に規定する課税期間（同条第二項又は第四項の規定により一の課税期間とみなされる期間を含む。）について適用する。

（罰則に関する経過措置）

第一百七十二条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお從前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお從前の例による。

第一百七十三条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（令和三年三月三一日法律第一一號）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和三年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一から四まで 略

五 次に掲げる規定 令和四年一月一日
イ 略

ロ 第四条中消費税法第五十九条の次に一条を加える改正規定及び附則第十二条の規定
(消費税法)一部改正に伴う経過措置)

第十二条 第四条の規定による改正後の消費税法第五十九条の二第一項の規定は、令和四年一月一日以後に国税通則法第二条第七号に規定する法定申告期限（同法第十条第二項の規定により当該法定申告期限とみなされる期限を含み、同法第六十一条第一項第二号に規定する還付請求申告書について、当該申告書を提出した日とする。）が到来する消費税について適用する。

（罰則に関する経過措置）

第一百三十一条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお從前の例による場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお從前の例による。

（政令への委任）

第一百三十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（令和四年三月三一日法律第四号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一及び二 略

三 次に掲げる規定 令和五年一月一日

イ からハまで 略
ニ 第七条中消費税法第二十条第三号の改正規定、同法第二十二条の改正規定及び同法第二十

五条（見出しを含む。）の改正規定及び附則第十九条第二項及び第三項の規定

四 次に掲げる規定 令和五年四月一日

イ 第七条中消費税法第八条の改正規定（同条第十項を同条第十一項とし、同条第九項の次に一項を加える部分を除く。）及び附則第十九条第一項の規定

（消費税法の一部改正に伴う経過措置）

第一百三十八条 第七条の規定による改正後の消費税法（以下この条において「新消費税法」という。）

第八条第一項から第四項まで、第六項及び第八項の規定は、令和五年四月一日以後に行われる課税資産の譲渡等（消費税法第二条第一項第九号に規定する課税資産の譲渡等をいう。以下この項において同じ。）について適用し、同日前に行われた課税資産の譲渡等については、なお從前の例による。

（新消費税法第二十二条第一項及び第二項の規定は、令和五年一月一日以後の同条第一項又は第二項の規定によるこれらの規定に規定する資産の譲渡等及び特定仕入れに係る消費税の納税地の変更について、なお從前の例による。）

第三新消費税法第二十五条の規定は、令和五年一月一日以後の同条に規定する資産の譲渡等及び特定仕入れに係る消費税の納税地の異動について適用し、同日前の旧消費税法第二十五条に規定する資産の譲渡等及び特定仕入れに係る消費税の納税地の異動については、なお從前の例による。

（平成二十八年所得税法等の一部を改正する法律の一部改正に伴う経過措置）

第七十八条 施行日前にされた所得税法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十五号。以下この条において「平成二十八年改正法」という。）附則第四十四条第一項本文の規定によりその例によるものとされる第二十条の規定による改正前の平成二十八年改正法第五条の規定による

改正後の消費税法（以下この条において「五年旧消費税法」という。）第五十七条の二第二項の申請であつて、この法律の施行の際、平成二十八年改正法附則第四十四条第三項前段の規定によりその例によるものとされる五年旧消費税法第五十七条の二第五項の登録の拒否の処分がされていないものについての処分については、なお從前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第九十八条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお從前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお從前の例による。

（政令への委任）

第一百三十九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（新消費税法第二十二条第一項及び第二項の規定は、令和五年一月一日以後の同条第一項又は第二項の規定によるこれらの規定に規定する資産の譲渡等及び特定仕入れに係る消費税の納税地の変更について、なお從前の例による。）

二 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第一条第一項（定義）に規定する有価証券その他のこれに類するものとして政令で定めるもの（ヨレルハ其の他の施設の利用に關する権利等）

に係るものとして政令で定めるものを除く。) 及び外國為替及び外國貿易法第六条第一項第七

号（定義）に規定する支払手段（収集品その他の政令で定めるものを除く。）その他これに類

するものとして政令で定めるもの（別表第二において「有価証券等」という。）の譲渡

供、所得稅法第二條第一項第十一號（定義）に規定する合同運用信託、同項第十五號に規定す

る公社債投資信託又は同項第十五号の二に規定する公社債等運用投資信託に係る信託報酬を対

価とする役務の提供及び保険料を対価とする役務の提供(当該保険料が当該役務の提供に係る事務に要する費用の額とその他の部分とに区分して支払われる)こととされて、ハル契約で政令で

定めるものに係る保険料（当該費用の額に相当する部分の金額に限る。）を対価とする役務の

提供を除く。) その他これらに類するものとして政令で定めるもの

次に掲げる資産の譲渡
イ 日本郵便株式会社が行う郵便切手類販売所等に関する法律（昭和二十四年法律第九十一

号) 第一条(定義) に規定する郵便切手その他郵便に関する料金を表す証票(以下この号及

ひ別表第二において「郵便切手類」という)の譲渡及び簡易郵便局法(昭和二十四年法律第二百三号)第七条第一項(簡易郵便局の設置及び受託者の呼称)に規定する委託業務を

行う施設若しくは郵便切手類販売所等に関する法律第三条（郵便切手類販売所等の設置）に

規定する郵便切手類販売所（同法第四条第三項（郵便切手類の販売等）の規定による承認に係る場所（以下「支局」として、「支局反対面所」を含む。）における郵便切手三種類又は

係る場所（以下この号において「承認販売所」という）を含む）における簡便切手類又は印紙をもつてする歳入金納付に関する法律（昭和二十三年法律第二百四十二号）第三条第一項

各号（印紙の売渡し場所）に定める所（承認販売所を含む。）若しくは同法第四条第一項（自

自動車検査登録印紙の売渡し場所)に規定する所における同法第三条第一項各号に掲げる印紙若くは同法第四条第一項に規定する自動車検査登録印紙(同表二〇、一「印紙」と総称す

（同表において「一目綱」と総称する。）

口 地方公共団体又は売りさばき人（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十九条第一項第一号の二又は第三号の二に該する者）

一
条の二第一項（証紙による収入の方法等）（同法第一百九十一條（都道府県及び市町村に
關する規定の準用））において準用する場合を含む。以下この用語において同じ。」並びに地方

税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第一百六十二条第四項（環境性能割の納付の方法）、

第一百七十七条の十一第六項（種別割の徴収の方法）、第二百九十条第三項（道府県法定外普通税の正氏数又は毛焼、第四百五十六条第四項（環境生毛利の内付）万去）、第四百六一三

通称の譜絃徵收の手續) 第四百五十六条第四項(瓊瑤性前書の納付の方法) 第四百六十三条の十八第六項(種別割の徵收の方法)、第六百九十八条第三項(市町村法定外普通税の証

紙徵収の手続)、第七百条の六十九第三項(狩猟税の証紙徵収の手続)及び第七百三十三条

の二十七第三項(法定外目的税の証紙徵收の手続)(これらの規定を同法第一条第一項(用語)において準用する場合を含む。)に規定する条例に基づき指定された者をいう。)が行う

証紙（地方自治法第二百三十一条の二第一項に規定する使用料又は手数料の徴収に係る証紙）

第一項及び第四百五十六条第一項（これらの規定を同法第二項において準用する場合を含む。）に規定する証紙をいう。別表第一において同じ。）の譲渡

ハ 物品切手（商品券その他名称のいかんを問わず、物品の給付請求権を表彰する証書をい

い、郵便切手類に該当するものを除く。) その他これに類するものとして政令で定めるもの

（別表第二において「物品切手等」といふ）の譯渡
次に掲げる役務の提供

イ 国、地方公共団体、別表第三に掲げる法人その他法令に基づき國若しくは地方公共団体の委託若しくは指定を受けた者が、法令に基づき行う次に掲げる事務に係る役務の提供で、その手数料、特許料、申立料その他の料金の徴収が法令に基づくもの（政令で定めるものを除く。）。

登記、登録、特許、免許、許可、認可、承認、認定、確認及び指定
検査、検定、試験、審査、証明及び講習

(1) (2) (3) (4)

公文書の交付（再交付及び書換交付を含む。）、更新、訂正、閲覧及び贈写

裁判その他の紛争の処理

六

口 イに掲げる役務の提供に類するものとして政令で定めるもの

ハ 裁判所法（昭和二十二年法律第五十九号）第六十二条第四項（執行官）又は公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第七条第一項（手数料等）の手数料を対価とする役務の提供

二 外国為替及び外國貿易法第五十五条の七（外国為替業務に関する事項の報告）に規定する外国為替業務（銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第十条第二項第五号（業務の範囲）に規定する譲渡性預金証書の非居住者からの取得に係る媒介、取次ぎ又は代理に係る業務その他の政令で定める業務を除く。）に係る役務の提供

口 次に掲げる療養若しくは医療又はこれらに類するものとしての資産の譲渡等（これらのうち特別の病室の提供その他の財務大臣の定めるものにあっては、財務大臣の定める金額に相当する部分に限る。）

イ 健康保険法（大正十一年法律第七十号）、国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第一百二十八号）（防衛省の職員の給与等に關する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）第二十二条第一項（療養等）においてその例によるものとされる場合を含む。）、地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）又は私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）の規定に基づく療養の給付及び入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、家族療養費又は特別療養費の支給に係る療養並びに訪問看護療養費又は家族訪問看護療養費の支給に係る指定訪問看護

口 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）の規定に基づく療養の給付及び入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費又は特別療養費の支給に係る療養並びに訪問看護療養費の支給に係る指定訪問看護

ハ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十四号）の規定に基づく医療、生活保護法（昭和二十五年法律第百二十三号）の規定に基づく医療扶助のための医療の給付及び医療扶助のための金銭給付に係る医療、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第百十七号）の規定に基づく医療の給付及び医療費又は一般疾病医療費の支給に係る医療並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）の規定に基づく自立支援医療費、療養介護医療費又は基準該当療養介護医療費の支給に係る医療

二 公害健康被害の補償等に関する法律（昭和四十八年法律第百十一号）の規定に基づく療養の給付及び療養費の支給に係る療養

ホ 労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）の規定に基づく療養の給付及び療養費の支給に係る療養並びに同法の規定による社会復帰促進等事業として行われる医療措置及び医療に要する費用の支給に係る医療

ヘ 自動車損害賠償保険法（昭和三十年法律第九十七号）の規定による損害賠償額の支払（同法第七十二条第一項第一号及び第二号（業務）の規定による損害を填補するための支払を含む。）を受けるべき被害者に対する当該支払に係る療養

ト イからへまでに掲げる療養又は医療に類するものとして政令で定めるもの

七 次に掲げる資産の譲渡等（前号の規定に該当するものを除く。）

サービス費の支給に係る施設サービス（政令で定めるものを除く。）その他これらに類するものとして政令で定めるもの

- 口 社会福祉法第二条（定義）に規定する社会福祉事業及び更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）第二条第一項（定義）に規定する更生保護事業として行われる資産の譲渡等（社会福祉法第二条第二項第四号若しくは第七号に規定する認定生活困窮者就労訓練事業、同項第四号に規定する事業、同条第三項第一号の二に規定する障害者支援施設若しくは授産施設を経営する事業、同条第三項第四号若しくは第七号に規定する障害者支援施設若しくは授産施設を事業又は同号に規定する障害福祉サービスの二に規定する地域活動支援センターを経営する事業又は同号に規定する障害者支援施設を事業（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第七項、第十三項又は第十四項（定義）に規定する生活介護、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。）において生産活動としての作業に基づき行われるもの及び政令で定めるものに限る。）に掲げる資産の譲渡等に類するものとして政令で定めるもの
- ハ 医師、助産師その他医療に関する施設の開設者による助産に係る資産の譲渡等（第六号並びに前号イ及びロの規定に該当するものを除く。）
- 九 墓地、埋葬等に関する法律（昭和二十三年法律第四十八号）第二条第一項（定義）に規定する埋葬に係る埋葬料又は同条第二項に規定する火葬に係る火葬料を対価とする役務の提供
- 十 身体障害者の使用に供するための特殊な性状、構造又は機能を有する物品として政令で定めるもの（別表第二において「身体障害者用物品」という。）の譲渡、貸付けその他の政令で定める資産の譲渡等
- 十一 次に掲げる教育に関する役務の提供（授業料、入学金、施設設備費その他の政令で定める料金を対価として行われる部分に限る。）
- イ 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条（学校の範囲）に規定する学校を設置する者が当該学校における教育として行う役務の提供
- ロ 学校教育法第百二十四条（専修学校）に規定する専修学校を設置する者が当該専修学校の同法第百二十五条第一項（課程）に規定する高等課程、専門課程又は一般課程における教育として行う役務の提供
- ハ 学校教育法第百三十四条第一項（各種学校）に規定する各種学校を設置する者が当該各種学校における教育（修業期間が一年以上であることその他の政令で定める要件に該当するものに限る。）として行う役務の提供
- ニ イからハまでに掲げる教育に関する役務の提供に類するものとして政令で定めるもの
- 十二 学校教育法第三十四条第一項（小学校の教科用図書）（同法第四十九条（中学校）、第四十九条の人（義務教育学校）、第六十二条（高等学校）、第七十条第一項（中等教育学校）及び第八十二条（特別支援学校）において準用する場合を含む。）に規定する教科用図書（別表第二において「教科用図書」という。）の譲渡
- 十三 住宅（人の居住の用に供する家屋又は家屋のうち人の居住の用に供する部分をいう。）の貸付け（当該貸付けに係る契約において人の居住の用に供することが明らかにされている場合（当該契約において当該貸付けに係る用途が明らかにされいない場合に当該貸付け等の状況からみて人の居住の用に供されていることが明らかな場合を含む。）に限りるものとし、一時的に使用させる場合その他の政令で定める場合を除く。）

別表第二（第六条関係）

- 一 有価証券等（外国為替及び外貨貿易法第六条第一項第七号に規定する支払手段のうち同号ハに掲げるものが入力されている財務省令で定める媒体を含む。）
- 二 郵便切手類
- 三 印紙
- 四 証紙
- 五 物品切手等
- 六 身体障害者用物品
- 七 教科用図書

別表第三（第三条、第六十条、附則第十九条の三関係）
第一次の表に掲げる法人

名称	委託者保護基金	商品先物取引法（昭和二十五年法律第二百三十九号）
一般財團法人	一般社団法人及び一般財團法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）	一般社団法人及び一般財團法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）
一般社団法人	医療法人（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第四十二条の二第一項（社会医療法人）に規定する社会医療法人に限る。）	医療法
沖縄振興開発金融公庫	沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）	外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）
貸金業協会	貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）	貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）
学校法人（私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第六十四条）	私立学校法	私立学校法
株式会社日本政策金融公庫	四年法律第二百七十号（第六十四条）	四年法律第二百七十号（第六十四条）
企業年金基金	会社法及び株式会社国際協力銀行法（平成二十三年法律第三十号）	会社法及び株式会社国際協力銀行法（平成二十三年法律第三十号）
企業年金連合会	九号	九号
危険物保安技術協会	会社法及び株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七条）	会社法及び株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七条）
行政書士会	消防法（昭和二十三年法律第一百八十六号）	消防法（昭和二十三年法律第一百八十六号）
漁業共済組合	行政書士法（昭和二十六年法律第四号）	行政書士法（昭和二十六年法律第四号）
漁業共済組合連合会	確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）	確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）
漁業信用基協会	会社法（昭和三十九年法律第一百五十八号）	会社法（昭和三十九年法律第一百五十八号）
漁船保険組合	中小漁業融資保証法（昭和二百四十六号）	中小漁業融資保証法（昭和二百四十六号）
勤労者財産形成基金	漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第三百四十六号）	漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第三百四十六号）
勤労者財産形成促進法	道路運送車両法	道路運送車両法
健康保険組合	勤労者財産形成促進法（昭和四十六年法律第九十二号）	勤労者財産形成促進法（昭和四十六年法律第九十二号）
健康保険組合連合会	健康保険法	健康保険法
原子力発電環境整備機構	特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律（平成十二年法律第四号）	特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律（平成十二年法律第四号）
高压ガス保安協会	百十七号	百十七号
高压ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）	高压ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）	高压ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）
高压ガス保全法（昭和三十九年法律第七十七号）	電気事業法（昭和三十九年法律第七十七号）	電気事業法（昭和三十九年法律第七十七号）
高压ガス保全法（昭和三十九年法律第七十七号）	高压ガス保全法（昭和三十九年法律第七十七号）	高压ガス保全法（昭和三十九年法律第七十七号）
広域臨海環境整備センター	広域臨海環境整備センター法（昭和五十六年法律第七十六号）	広域臨海環境整備センター法（昭和五十六年法律第七十六号）
公益財團法人	一般社団法人及び一般財團法人に関する法律（平成十八年法律第四十九号）	一般社団法人及び一般財團法人に関する法律（平成十八年法律第四十九号）
公益社團法人	及び公益財團法人の認定等に関する法律（平成十八年法律第四十九号）	及び公益財團法人の認定等に関する法律（平成十八年法律第四十九号）

更生保護法人	更生保護事業法	生活衛生同業組合（組合員に出資をさせないものに限る。）
港務局	港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）	三十二年法律第二百六十四号
小型船舶検査機構	船舶安全法（昭和八年法律第十一号）	
国家公務員共済組合	国家公務員共済組合法	
国民年金基金	国民年金法（昭和三十四年法律第一百四十一号）	
国民年金基金連合会	国民健康保険法	生活衛生同業組合連合会（会員に投資をさせないものに限る。）
国立大学法人	国立大学法人法（平成十五年法律第二百二号）	税理士法
市街地再開発組合	都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）	税理士法
自動車安全運転センター	自動車安全運転センター法（昭和五十年法律第五十七号）	税理士法
司法書士会	司法書士法（昭和二十五年法律第一百九十七号）	税理士法
社会福祉法人	社会福祉法	税理士法
社会保険診療報酬支払基金	社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第一百二十九号）	税理士法
社会保険労務士会	社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）	税理士法
宗教法人	宗教法人法（昭和二十六年法律第二百二十六号）	税理士法
住宅街区整備組合	大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号）	税理士法
酒造組合	酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律	税理士法
酒造組合中央会		税理士法
酒造組合連合会		税理士法
酒販組合		税理士法
商工会議所	商工会法（昭和三十五年法律第八十九号）	税理士法
商工会連合会	商工会議所法（昭和二十八年法律第二百四十三号）	税理士法
商工組合（組合員に出資をさせないものに限る。）	中小企業団体の組織に関する法律（昭和三十二年法律第二百八十五号）	税理士法
商工組合連合会（会員に出資をさせないものに限る。）		税理士法
使用済燃料再処理機構	原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律（平成十七年法律第四十八号）	税理士法
商品先物取引協会	商品先物取引法（平成十七年法律第四十八号）	税理士法
消防団員等公務災害補償等共済基金	消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律（昭和三十一年法律第二百七号）	税理士法
職員団体等（法人であるものに限る。）	職員団体等に対する法人格の付与に関する法律（昭和五十三年法律第二百七号）	税理士法
職業訓練法人	職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）	税理士法
信用保証協会	信用保証協会法（昭和二十八年法律第二百九十六号）	税理士法
水害予防組合	水害予防組合法（明治四十一年法律第五十号）	税理士法
水害予防組合連合会		税理士法
日本公認会計士協会	日本公認会計士法（昭和二十三年法律第二百三号）	税理士法
日本下水道事業団	日本下水道事業団法（昭和四十七年法律第四十一号）	税理士法
日本勤労者住宅協会	日本勤労者住宅協会法（昭和四十一年法律第二百三十三号）	税理士法
日本公認会計士協会	日本公認会計士法（昭和二十三年法律第二百三号）	税理士法

日本司法支援センター		総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）
日本司法書士会連合会		司法書士法
日本商工会議所	商工会議所法	
日本消防検定協会	消防法	
日本私立学校振興・共済事業団	日本私立学校振興・共済事業団法（平成九年法律第四十八号）	
日本税理士会連合会	税理士法	
日本赤十字社	日本赤十字社法（昭和二十七年法律第三百五号）	
日本中央競馬会	日本中央競馬会法（昭和二十九年法律第二百五号）	
日本電気計器検定所	日本電気計器検定所法（昭和三十九年法律第百五十号）	
日本土地家屋調査士会連合会	土地家屋調査士法	
日本年金機構	日本年金機構法（平成十九年法律第百九号）	
日本弁護士連合会	弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）	
日本弁理士会	弁理士法（平成十二年法律第四十九号）	
日本放送協会	放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）	
日本水先人会連合会	水先法（昭和二十四年法律第百二十一号）	
認可金融商品取引業協会	金融商品取引法	
農業共済組合連合会	農業保険法（昭和二十二年法律第百八十五号）	
農業協同組合連合会（所得税法別表第一の農業協同組合連合会の項に規定するものに限る。）	農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）	
農業信用基金協会	農業信用保証保険法（昭和三十六年法律第二百四号）	
農水産業協同組合貯金保険機構	農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号）	
負債整理組合	農村負債整理組合法（昭和八年法律第二十一号）	
弁護士会	弁護士法	
保険契約者保護機構	保険業法	
水先人会	水先法	
輸出組合（組合員に出資をさせないものに限る。）	輸出入取引法（昭和二十七年法律第二百九十九号）	
輸入組合（組合員に出資をさせないものに限る。）		
預金保険機構	預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）	
労働組合（法人であるものに限る。）	労働組合法（昭和二十四年法律第百七十四号）	
労働災害防止協会	労働災害防止団体法	
二 外国若しくは地方公共団体又は外国に本店若しくは主たる事務所を有する法人で前号の表に掲げる法人のうちいずれかのものに準ずるものとして政令で定めるところにより財務大臣が指定したもの		